

# 文化財保護の現状

文化財保護委員会

## まえがき

文化財保護法施行15周年にあたり、文化財保護の現状と当面する諸問題を収録して本書にまとめました。

わが国のかけがえのない文化財は、将来の文化の発展のために、永く保存活用されなければなりませんが、それには、国民一般がこれを正しく理解して愛護することが大切であります。

本書が文化財に関する理解を深めることに役立ち、ひいては文化財保護の強化に寄与することができれば幸いです。

昭和40年11月

文化財保護委員会

事務局長 村山松雄

## 凡　例

- 1 本書は序説のほか、美術工芸品・建造物・史跡名勝天然記念物および埋蔵文化財・民俗資料・無形文化財等、部門別に6章にわけて構成した。
- 2 序説においては総括的に文化財保護行政の概要と当面の課題を摘要し、以下各論でそれぞれの部門の事業の現状と問題点をやや詳しく述べてある。また付録としては国宝重要文化財指定基準その他基本的な資料を参考として添えたほか、海外主要国における文化財保護事情とそれに関するユネスコの諸活動等を収録した。
- 3 統計表等は原則として昭和40年4月1日現在とし、必要に応じ、それ以前またはそれ以後の数字を使用することとした。

## 目 次

第1章 序 説 .....	1
第1節 はじめに .....	1
1 文化財の意義 .....	1
2 文化財保護の沿革 .....	3
3 文化財保護の行政組織 .....	4
第2節 文化財保護の概要 .....	5
1 指 定 .....	5
2 管 理 .....	8
3 現状変更 .....	11
4 修理防災等の保存事業 .....	12
5 文化財の公開 .....	15
第3節 文化財保護の経費 .....	17
第4節 文化財保護行政の課題 .....	22
1 指定の強化 .....	22
2 財産権の尊重と文化財保護 .....	23
3 文化財の保存と開発事業 .....	24
4 観光と文化財 .....	25
5 予算その他 .....	26
第2章 美術工芸品 .....	29
第1節 指定と調査 .....	29
1 指定物件の概況 .....	29
2 重要美術品等認定物件 .....	34
3 調 査 .....	35
第2節 管理・防災 .....	38
1 管理と事故の現況 .....	38
2 社寺における管理状況 .....	40
3 個人所有者の管理状況 .....	44

(2) 目 次

4 防災・保存施設 .....	45
第3節 修 理 .....	47
1 美術工芸品修理の特性 .....	47
2 修理の実績 .....	48
3 修理技術者 .....	50
第4節 公開・活用 .....	54
1 公開の現況 .....	54
2 文化財保護委員会による公開 .....	58
3 国立博物館 .....	60
4 私立美術館および公立博物館 .....	61
5 臨時施設における公開と公開取扱注意品目 .....	63
6 模写・模造の作成 .....	65
第3章 建造物 .....	67
第1節 指定と調査 .....	67
1 指定物件の概要 .....	67
2 指定のための調査 .....	70
第2節 管理と防災 .....	73
1 管理 .....	73
2 防災 .....	75
3 環境の保全と整備 .....	78
4 公開 .....	79
第3節 修 理 .....	81
1 修理の現状 .....	81
2 修理計画 .....	84
3 修理の実施 .....	85
4 修理技術者 .....	88
第4章 史跡・名勝・天然記念物および埋蔵文化財 .....	91
第1節 史跡・名勝・天然記念物 .....	91
1 指定 .....	91
2 管理 .....	100
第2節 埋蔵文化財 .....	105

目 次 (3)

1 埋蔵文化財包蔵地の状況 .....	105
2 埋蔵文化財の発掘 .....	107
第3節 文化財の保存と開発 .....	109
1 文化財の保存と開発との調整 .....	109
2 国有化または公有化 .....	112
3 環境整備 .....	114
第5章 民俗資料 .....	117
第1節 重要民俗資料 .....	117
1 重要民俗資料の指定の状況 .....	117
2 重要民俗資料の保存事業 .....	119
第2節 無形の民俗資料 .....	119
第3節 調 査 .....	120
第6章 無形文化財 .....	121
第1節 無形文化財の指定と選択 .....	121
1 指定および選択の制度 .....	121
2 指定および選択の現況 .....	123
第2節 無形文化財の保存と活用 .....	128
1 無形文化財の保存の特殊性 .....	128
2 芸能の保存と活用 .....	131
3 工芸技術の保存と活用 .....	139
付 錄	
I 海外の文化財事情 .....	145
1 主な外国の文化財保護行政の機構等 .....	145
2 文化財に関する国際的な動向 .....	151
II 参考資料 .....	160
イ 都道府県別国指定文化財件数一覧 .....	160
ロ 都道府県指定文化財件数一覧 .....	164
ハ 昭和40年度文化財保護委員会歳出当初予算額事項別表 .....	166
ニ 昭和39年度国庫補助事業経費負担区分表 .....	173
ホ 国宝・重要文化財等の指定基準 .....	174

## 統計表等

## (第1章関係)

第1表 文化財保護条例制定状況一覧	5
第2表 指定文化財件数一覧	6
第3表 都道府県指定文化財件数一覧	8
第4表 国宝・重要文化財、重要民俗資料所有者別件数一覧	8
第5表 国宝・重要文化財、重要民俗資料の管理団体内訳	9
第6表 史跡・名勝・天然記念物の管理団体指定状況	10
第7表 現状変更許可件数一覧	11
第8表 埋蔵文化財発掘届出目的別件数一覧	12
第9表 指定文化財(美術工芸品・建造物)修理状況	13
第10表 防災事業等実施件数一覧	14
第11表 昭和39年度国の勧告・承認による公開件数	16
第12表 所有者以外の者により国宝・重要文化財を公開した展覧会回数	17
第13表 文化財関係国庫補助金一覧	19
第14表 都道府県文化財関係支出経費一覧	22
第15表 都道府県教育委員会文化財担当者(専任職員)数	27

## (第2章関係)

第16表 国宝・重要文化財(美術工芸品)指定状況	30
第17表 国宝・重要文化財(美術工芸品)種目別件数表	31
第18表 国宝・重要文化財(美術工芸品)時代別件数表	33
第19表 重要美術品等認定物件(美術工芸品)種目別件数表	35
第20表 文化財集中地区調査の実績	36
第21表 明治美術調査の実績	37
第22表 国宝・重要文化財(美術工芸品)所有者別件数表	38

第23表 国宝・重要文化財(美術工芸品)の所有者数	39
第24表 国宝・重要文化財(美術工芸品)事故の種類別・年度別一覧	39
第25表 国宝・重要文化財(美術工芸品)事故件数の地域別一覧	40
第26表 個人所有者による美術工芸品の保管状況一覧	44
第27表 美術工芸品防災施設設置件数表	45
第28表 美術工芸品保存施設設置件数表	45
第29表 美術工芸品防災保存施設の年度別設置件数表	46
第30表 美術工芸品の修理済および要修理物件件数一覧(種目別)	48
第31表 美術工芸品の修理済および要修理物件件数一覧(地域別)	49
第32表 美術工芸品修理技術者の部門別人員数	51
第33表 美術工芸品修理技術者の職種別人員数	51
第34表 美術工芸品修理技術者の年令別人員数	52
第35表 要修理物件(美術工芸品)の修理完了年数表	52
第36表 美術工芸品修理施工場所の状況	53
第37表 主要博物館・美術館の開館日数と観覧者数	55
第38表 昭和39年度都道府県別文化財公開状況(展覧会開催)件数	56
第39表 戦後における海外古美術展一覧	57
第40表 国の行なう公開における出品件数一覧(施設別・種目別)	59
第41表 国立博物館の文化財保管状況一覧	60
第42表 私立美術館等の所有する指定文化財件数	61
第43表 昭和39年度における臨時施設での公開における指定文化財 出品件数	63
第44表 昭和39年度における臨時施設での公開における指定文化財 出品件数(種目別)	63
第45表 公開取扱注意品目種目別件数表	64
第46表 美術工芸品模写・模造の実績一覧	65

## (第3章関係)

第47表 国宝・重要文化財(建造物)指定状況	67
第48表 国宝・重要文化財(建造物)時代別件数表	68
第49表 国宝・重要文化財(建造物)種類別棟数表	69
第50表 国宝・重要文化財(建造物)の管理状況(管理者別)	74
第51表 国宝・重要文化財(建造物)防災施設実施状況	76
第52表 国宝・重要文化財(建造物)防災施設種類別実施状況	77
第53表 国宝・重要文化財(建造物)防災施設奏効例一覧	77
第54表 建造物修理棟数時期別平均一覧	81
第55表 最近5年間の建造物修理棟数	82
第56表 所有者による建造物自費修理状況	82
第57表 国宝・重要文化財(建造物)現状変更内容別件数表	86
第58表 東京国立文化財研究所保存科学部の建造物保存への参加 一覧	87
第59表 文化財建造物修理技術者数	88
（第4章関係）	
第60表 特別史跡・特別名勝・特別天然記念物年度別指定件数表	91
第61表 史跡・名勝・天然記念物年度別指定件数表	92
第62表 史跡・名勝・天然記念物種類別件数表	93
第63表 史跡時代別分類表	97
第64表 積極的な保護対策を必要とする史跡指定地域の面積	98
第65表 史跡・名勝・天然記念物年度別仮指定件数表	99
第66表 史跡・名勝・天然記念物仮指定物件処理件数表	99
第67表 管理団体等による指定物件見廻り状況	101
第68表 史跡・名勝・天然記念物修理年度別内容別件数表	103
第69表 国庫補助金による記念物関係防災施設設置件数表	104

# 第1章 序 説

## (8) 統計表等

第70表 国庫補助金による記念物関係保存施設設置件数表	105
第71表 都道府県別遺跡件数表	106
第72表 遺跡種類別比率表	107
第73表 埋蔵文化財発掘届出件数表	107
第74表 国庫補助金による発掘調査件数表	108
第75表 昭和39年度発掘調査実施月別件数表	109
第76表 新産業都市地域における史跡・名勝・天然記念物および 埋蔵文化財包蔵地件数表	110
第77表 工業整備特別地域における史跡・名勝・天然記念物および 埋蔵文化財包蔵地件数表	110
第78表 史跡の所有者別面積と比率	112
第79表 開発法との関係史跡一覧	113
(第5章関係)	
第80表 重要民俗資料年度別指定件数表	117
第81表 重要民俗資料種類別指定件数表	118
第82表 重要民俗資料管理状況	118
第83表 選択した無形の民俗資料の種目別件数表	119
(第6章関係)	
第84表 重要無形文化財指定一覧	124
第85表 記録選択無形文化財一覧	126
第86表 能楽三役年令別表	135
第87表 芸能種別による記録作成件数表	136
第88表 芸能種別による資料買取件数表	136
第89表 重要無形文化財等(芸能)公開件数表	137
第90表 工芸技術の種別ごとの記録作成件数表	140
第91表 工芸技術資料買取作品点数表	141
第92表 重要無形文化財等(工芸技術)公開事業一覧	142

## 第1章 序 説

### 第1節 はじめに

#### 1 文化財の意義

「文化財」という言葉の意味は、普通、文化的所産ないしは文化的財宝ということであるが、文化財保護法は、次のように定義している。

##### 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上または芸術上価値の高いものおよび考古資料

##### 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの

##### 民俗資料

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習およびこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

##### 記念物

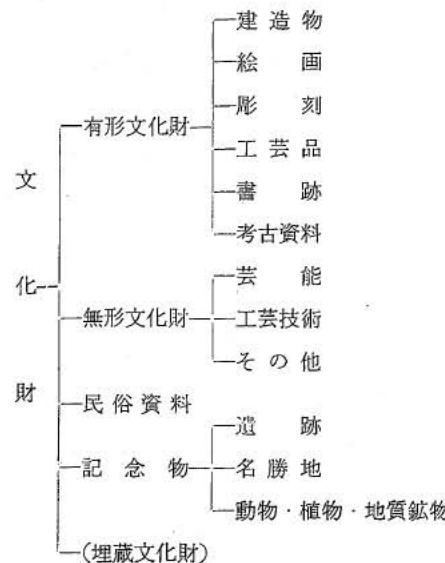
(ア) 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡でわが国にとって歴史上または学術上価値の高いもの

(イ) 庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上または観賞上価値の高いもの

(ウ) 動物(生息地、繁殖地および渡来地を含む。) 植物(自生地を含む。) および地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。) でわが国にとって学術上価値の高いもの

なお、埋蔵物である文化財を埋蔵文化財という。

これをわかりやすくまとめてみると、次のようになる。



このように文化財と言いつてもその分野は広く、各種各様のものが含まれており、次のように分けてみることもできる。

第1に、有形文化財、記念物のように有形のものと、無形文化財、無形の民俗資料のように無形のもの

第2に、建造物や記念物のうちの遺跡や名勝地などのように土地に関連するもの、すなわち不動産であるものと美術工芸品のように動産であるもの

第3に、記念物のうち名勝地の動植物、地質鉱物などに自然のものとその他の人工のもの

さて、文化財は、いずれもわが国民の文化活動の所産であり、あるいは、わが国の文化に密接に関連するものであつて、歴史上・芸術上または学術上の価値の高いものである。したがつて、われわれは、これを保存し、永く後世に伝えなければならない。これが文化財保護の役割である。

ところで、このように多岐多様にわたつている文化財を保護する場合においては、それぞれの対象の性質に応じて適切な対策がたてられなければならないのは当然のことであり、その保護の歴史も各分野によつてかなり異なつ

ている。次にその沿革について、かんたんにふりかえつてみよう。

## 2 文化財保護の沿革

わが国における近代的な文化財保護行政のはじまりは、維新後の西欧崇拜の傾向にかんがみ、わが国に古くから伝存する古器宝物類の保存の必要を認めて、明治4年「古器旧物保存方」という太政官布告によつてその届出を指示したことまでさかのぼることができる。その後一方においては、明治13年ごろから内務省が、主要な古社寺の維持のために、それらに保存金を交付するとともに、他方、明治21年宮内省に臨時全国宝物取調局がおかれて宝物類の全国的な調査が行なわれたが、明治30年に至つて「古社寺保存法」が公布され、古社寺に属する建造物および宝物類の保護がなされることとなつた。

その後、大正8年の「史蹟名勝天然紀念物保存法」によつて保護の対象が記念物にまで拡大され、さらに昭和4年に「古社寺保存法」に代つて制定された「国宝保存法」によつて、建造物および宝物類で社寺に属するもの以外のものも、国宝として保護の対象とされた。また、昭和8年の「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」によつて、まだ国宝指定にいたらない優れた物件の海外流出防止が図られた。

このように、わが国の文化財保護行政は、すでに第2次世界大戦前において一応の体系を整備していたといつてよい。

しかし、第2次世界大戦中、多くの貴重な文化財が空襲等によつて焼失または破壊され、戦後はまた、社会的な混乱と財政的窮迫によつて、わが国の文化財はその保存上最大の危機に直面した。

このような情勢下において文化国家再建を願う国民的気運が高まりつつあつたとき、たまたま昭和24年1月26日、法隆寺金堂内の貴重な壁画をほとんど焼損するという不幸な事件がおこり、この事故を契機として、翌昭和25年5月30日、文化財保護事業をより強力に、かつ、統一的に推進することを目的として旧諸法が廃止され、新たに「文化財保護法」が制定公布された。

同法において、文化財の範囲は、従来の建造物、美術工芸品、記念物のほか、新たに埋蔵文化財、民俗資料および無形文化財までを含めて規定された。また、文化財保護の任に当たる國の行政機關として、新たに文化財保護委員会が設置された。

同法の施行と同時に「国宝保存法」によって指定された国宝および「史蹟名勝天然紀念物保存法」によって指定された史蹟、名勝、天然記念物は、それぞれ「文化財保護法」によって重要文化財または、史跡、名勝、天然記念物に指定されたものとみなされることになつたが、その数は重要文化財 6,847 件、史跡・名勝・天然記念物 1,580 件であつた。また「重要美術品等ノ保存=関スル法律」によって認定された重要美術品等認定物件も、「文化財保護法」によって当分の間旧法の規制を受けるものとされたがその数は、7,938 件であつた。

### 3 文化財保護の行政組織

文化財保護法の制定によって、文化財保護行政の仕組みは、大きく変わり、整備された。次にそのあらましについてふれよう。

#### (ア) 国

国の行政機関としては、文部省の外局として文化財保護委員会が設置されている。文化財保護委員会は、文化に関し高い識見を有する者たちから、国会の同意を経て、文部大臣が任命する 5 人の委員をもつて構成される行政委員会であつて、文化財保護法の規定にしたがい、文化財の保存、活用、調査研究その他文化財の保護の任にあたつている。

文化財保護委員会には、その事務を処理するための事務局が置かれているが、このほか、その附属機関として文化財の保存および活用に関する専門的および技術的事項について委員会の諮問に応ずる「文化財専門審議会」、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供する三つの国立博物館(東京、京都、奈良)、文化財に関する調査研究、資料の作成および公表を行なう二つの国立文化財研究所(東京、奈良)が置かれている。

なお、文化財保護委員会のほか、自然公園行政を所管する厚生省国立公園局、鳥獣保護行政を所管する農林省林野庁、観光行政を所管する運輸省観光局などがそれぞれの行政の立場から、文化財の保存活用に關係している。

#### (イ) 地方公共団体

国における文化財保護委員会と対応して、地方公共団体においては、都道府県および市町村の教育委員会がそれぞれその区域内に所在する文

化財保護行政を担当している。また、各都道府県教育委員会は、国の委任を受けている事務を処理するなど重要な役割りを受けもついている。また、都道府県および市町村は、それぞれ条例を定めて、国指定の文化財以外の文化財について、当該都道府県又は市町村の文化財を指定して、

第1表 文化財保護条例制定状況一覧  
(昭40.3.31)

	総数	条例制定数	制定率%
県	46	42	91.3
市	560	290	51.8
町	2,005	432	21.5
村	827	141	17.0

その保護を図つているが、その条例の制定状況は第1表のとおりである。

なお、都道府県教育委員会においては、おおむね社会教育課が、文化財保護行政の事務を所管しているが、京都・奈良・滋賀および栃木の 4 府県には、文化財保護行政を専管する文化財保護課または、文化財保存課が置かれている。

また、文化財を担当する専門職員として、千葉・島根・岡山・広島の 4 県には、文化財保護主事または文化財主事が置かれ、このほかの都府県では、主事・社会教育主事・指導主事・技師等の職員が、これにあたつている。

## 第2節 文化財保護の概要

文化財は所有権その他の財産権の対象となつてゐるが、同時に貴重な国民的財産でもある。したがつて、これを保護するにあたつては国、地方公共団体はもとより所有者その他の関係者、さらにはひろく一般国民が公共的立場にあつてそれぞの分に応じて保護の責に任じ、あるいはこれに協力しなければならないもので、このような国民をあげての保護の体制が整つていてこそ、その万全を期することができるものといわなければならぬ。

### 1 指 定

国は、文化財を保護するにあたり、ぼう大な数にのぼるわが国の文化財のうちから特に重要なものを選んで、文化財保護法によつて指定している。しかし、指定されていない文化財であつても、決して価値がないのではなく、それぞれの有する価値に応じて尊重され、保護されなければならないのは當

然である。

指定は、文化財の種類に応じて次のように行なわれている。

種 別	指 定 名 称		
有 形 文 化 財	重 要 文 化 財 国 宝		
無 形 文 化 財	重 要 無 形 文 化 財		
民 俗 資 料	重 要 民 俗 資 料		
	史 跡	特 別 史 跡	
記 念 物	名 勝	特 別 名 勝	
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	

なお、重要無形文化財については、指定と同時に重要無形文化財の保持者の認定が行なわれ、また、史跡・名勝・天然記念物については、緊急を要する場合には指定に先立つて都道府県教育委員会により「仮指定」されることがある。

また、埋蔵文化財については、地下に埋まっているというその性質上、それ自体の指定の制度はないが、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されているもののうち重要なものは記念物として史跡に指定され、また、埋蔵文化財で発掘されたもののうち重要なものは、重要文化財または重要民俗資料に指定される。指定文化財の種類別内訳は、第2表のとおりである。

第2表 指定文化財件数一覧（昭40.4.1）

(I) 美術工芸品および建造物

区分 種別	国 宝	重 要 文 化 財	区分		国 宝	重 要 文 化 財
			種別	件 数		
絵 画	142	1,538	小 計	784	8,060	
彫 刻	110	2,296	建 造 物	205	1,461	
工 芸 品	245	1,947	棟 数	247	2,186	
書 跡	256	2,016	合 計	989	9,521	
考 古	31	263				

(注) 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

(ii) 史跡名勝天然記念物

(iii) 民俗資料

特 別 史 跡	50	史 跡	775
特 別 名 勝	24	名 勝	205
特別天然記念物	67	天 然 記 念 物	811
計	141	計	1,791

(注) 史跡、名勝、天然記念物の件数は、特別史跡、名勝、天然記念物の件数を含む。

(iv) 重要無形文化財

各 個 指 定 (保 持 者)			總 合 指 定 (保 持 者)		
	件 数	人 数	芸 能	件 数	團 体
芸 能	16	23	芸 能	4	4
工 芸 技 術	28	33	工 芸 技 術	3	3
計	44	56	計	7	7

これらの指定文化財のうちには、たとえば、史跡としても名勝としても価値のあるものが両方の指定を同時に受け、また、史跡内の建造物で有形文化財として価値のあるものが同時に重要文化財としての指定を受けているように、二重の指定を受けているものがある。

指定文化財の内容は、たとえば有形文化財についてみると、時代的には有史以前の考古資料から明治時代のものにまで及び、また、地域的には、必ずしもわが国における文化の所産だけではなく、渡来品でもわが国の文化にとつて意義が深く、密接な関連を有するものが含まれている。

指定にあたつては、まず綿密な調査を経た上、あらかじめ定められている指定基準に照してこれに検討を加え、さらに慎重を期するため文化財専門審議会に諮問し、その意見を聞き答申をまつて行なつている。

なお、指定については、所有者その他の関係者の同意を得ることを要件としてはいないが、文化財保護法においてはこれらの者の所有権その他の財産権を尊重しなければならないこととされており、このため、指定はあたつてもできる限りこれらの者の了解をとつて行なつてきた。

国の指定文化財以外のものについても、都道府県や市町村も条例によつ

## 8 文化財保護の概要

てそれぞれの地域内に所在するもののうち重要なものを指定している。

都道府県指定の文化財の総数は次表のとおりである。

第3表 都道府県指定文化財件数一覧（昭40.3.31）

種 別		件 数	種 別	件 数
有形文化財	建造物	700	無形文化財	649
	美術工芸品	3,540	その他の文化財	57
記念物	3,426		合 計	8,610
民俗資料	238			

## 2 管理

文化財保護法は、文化財が貴重な国民的財産であつて、これを公共のために大切に保存すべきことを定めているが前述のように同時に、関係者の所有権その他の財産権を尊重することを建て前としている。したがつて、指定文化財の維持、保存等の管理についても、まず所有者管理の原則をとり、所有者かまたは所有者が選んだ管理責任者がその任に当たることとしている。

これに対して、指定文化財の所有者がない場合や所有者が判明しない場合、あるいは所有者や管理責任者による管理が著しく困難であつたり不適当である場合等には、これらの文化財の管理がおろそかになり、その保存が憂慮されることともなるので、文化財保護委員会は適当な地方公共団体その他の法人を管理団体に指定して、その文化財の管理、修理または復旧に当たらせている。

国宝、重要文化財および重要民俗資料について、その所有者別件数をみると第4表のとおりである。

第4表 国宝・重要文化財、重要民俗資料所有者別件数一覧（昭40.4.1）

所有者	国 宝			重 要 文 化 财			重 要 民 俗 资 料
	美術工芸品	建造物	計	美術工芸品	建造物	計	
国	89	6	95	529	26	555	3
地方公共団体	5	2	7	60	67	127	24

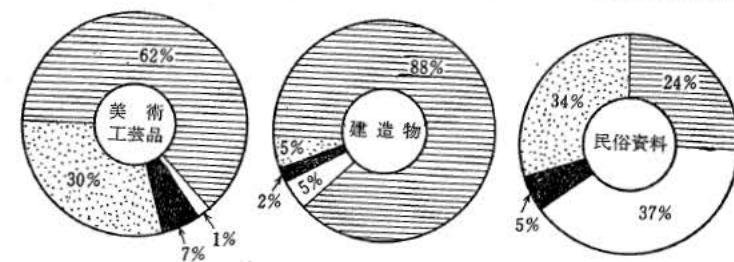
神社	84	32	116	782	440	1,222	10
寺院	361	161	522	4,245	852	5,097	6
個人その他	245	4	249	2,444	76	2,520	22
計	784	205	989	8,060	1,461	9,521	65

これを図示したものが第1図であるが、これでわかつることは、

- (1) 社寺所有のものの占める比率がきわめて高いこと。（美術工芸品については62%、建造物については88%）
  - (2) 地方公共団体有のものがきわめて少ないとこと。（美術工芸品については1%弱、建造物については5%程度）
  - (3) 個人その他財団法人等所有のものは建造物に比べて美術工芸品に多いこと。（建造物については5%、美術工芸品については30%）
  - (4) 重要民俗資料の場合には地方公共団体有のものが多いこと
- ということである。

第1図

■ 社寺所有 □ 個人その他所有 ■ 国所有 □ 地方公共団体所有



これらの国宝、重要文化財および重要民俗資料は、おおむね所有者によつて管理されており、これについて管理団体が指定されているのは、第5表のとおり国宝および重要文化財関係28団体（管理されている指定文化財件数258件）、重要民俗資料関係8団体（管理されている指定文化財件数8件）に過ぎない。

第5表 国宝・重要文化財、重要民俗資料の管理団体内訳（昭40.4.1）

区 分	管 理 团 体 数				計
	都道府県	市町村	財団法人	宗教法人	
国宝、重要文化財関係	2	18	4	6	28
重要民俗資料	0	8	0	0	8

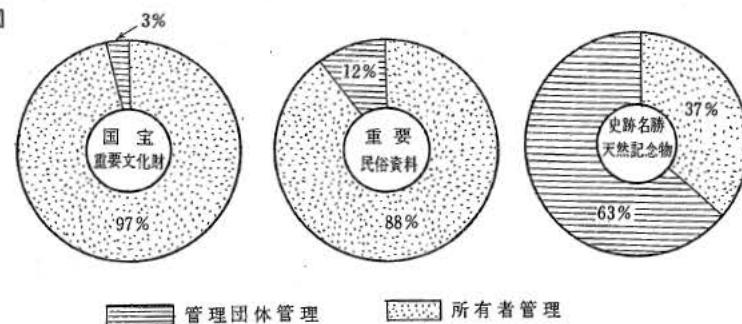
これに対して、史跡・名勝・天然記念物の場合には、その大多数が一定の地域を限つて指定されたものであること、また、それぞれの指定地域内の土地が单一の所有者に属することはまれで、通常複数の所有者が存在すること等の事情により、これらの指定物件を統一的に把握し、管理し、保護するために、管理団体が指定されている場合が非常に多く、現在1,123件にも上り、実に指定物件の63%に及んでいる。その大部分は第6表のとおり地方公共団体である。

第6表 史跡・名勝・天然記念物の管理団体指定状況（昭40.4.1）

総 指 定 件 数	管理団体の指定されているもの			所有者が 管理して いるもの	管理団体 が指定さ れていな いもの
	都道府県 が指定さ れている もの	市町村が 指定され ているも の	財團法人宗 教法人が指 定されてい るもの		
1,791	131	987	5	1,123	440 228

次に、これら国宝・重要文化財・重要民俗資料および史跡・名勝・天然記念物の所有者・管理団体別の管理の比率を図示すると次図のとおりである。

第2図



文化財の管理は、常にそれを良好な状態に保つことにある。したがつて、その種類によつて管理の内容も画一的ではないが、防虫・防錆・除草・標識・囲さくの設置や巡視などの平常の管理はもとより、火災盗難などによる滅失・損に対する防災施設や保存庫の設置など、恒久的な管理体制の整備を図ることが必要である。

文化財保護法では、これらの管理が適正に行なわれているか否かによつて

文化財の保存に重大な影響を及ぼすことから、所有者に対し、滅失・損の場合、所在の場所を変更した場合、修理に着手する場合、現状を変更する場合等には、委員会に届け出または委員会の許可をうけるよう規定し、さらに、国は管理に関する必要な指示を所有者にすることとしている。次項では、このうち特に問題とされる現状変更についてふれることにする。

### 3 現状変更

現状変更とは、何らかの理由により、指定した時における文化財の形態を改変することであり、これによつて、文化財の本質的価値をそこなうおそれが多いので、指定文化財の現状変更を行なおうとするときは、文化財保護委員会の許可（重要民俗資料については届け出）を受けなければならぬことになっている。最近5年間の指定文化財の現状変更許可件数は第7表のとおりである。

第7表 現状変更許可件数一覧

区分	年 度				
	35	36	37	38	39
美 術	修理に伴なう復元	0	2	0	2
	保存上必要なもの	1	2	1	1
	計	1	4	1	3
工 芸 品	修理に伴なう復元	56	86	99	65
	保存上必要なもの	11	14	15	13
	計	67	100	114	78
建 造 物	修理に伴なう復元				
	保存上必要なもの				
	計				
記 念 物	723	727	766	785	899

許可された現状変更の内容をみると、美術工芸品の場合は、考古資料の石馬の脚が指定後に発見されて復元した例、絵画の額装を保存の便をはかつて掛幅装にした例などがあり、また建造物については、修理工事中に発見された資料にもとづいて当時の姿に復元した例、茅ぶきの屋根を保存・防災上、銅板ぶきに直した例などがある。すなわち、これら有形文化財の現状変更は、いずれも指定時のその文化財の形態をよりよくするために、あるいは保存上やむを得ない事由のために行なわれるものとみることができよう。

これにくらべて史跡・名勝・天然記念物の場合は、指定地域内の土地が現に住宅地、農地、道路、山林などとして、文化財そのものとは直接関連のない別途の目的のために使用されていることが多いので、現状をあくまで保存しようとする文化財保護の意図に反する現状変更というケースが多くなつてくる。近年とくに各種の開発事業が盛んになつてきたことに伴い、史跡・名勝・天然記念物の現状変更の申請は、年とともに増加し、文化財の保存と開発諸事業との調整は、きわめて重要な課題となつてきてている。

また、史跡・名勝・天然記念物の現状変更と並んで、開発事業によつてしましば問題とされるものに埋蔵文化財がある。埋蔵文化財を発掘調査しようとする場合または埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合については、現在は許可の制度ではなく、事前に文化財保護委員会に届け出ることとされているが、最近の届出の傾向をみると第8表のとおりであり、学術調査による発掘に対して、土木工事によるそれの比率が次第に増加しており、開発事業に関する埋蔵文化財の保存対策が緊急の課題となつている。

第8表 埋蔵文化財発掘届出目的別件数一覧

種別	年 度					
	34	35	36	37	38	39
学術調査によるもの	227	198	226	239	209	164
土木工事によるもの	118	143	181	204	277	378
計	345	341	408	443	486	542

#### 4 修理防災等の保存事業

国および地方公共団体によって積極的に推進されている文化財の保護に関し最も重要な事業の一つは、文化財の修理防災等の保存事業である。

##### (ア) 修 理

文化財は、もともと制作された時代が古く、かつ、長い年月の間に年老朽化し損耗して行くことがさけがたいうえに、特にわが国の文化財は、紙や木などのもろい材質でできているものが多いこと、また非常に繊細な技巧をこらしたものが多いことなどの事情から、修理の必要性と

重要度はきわめて大きく、かつ、高度の修理技術を必要とし、また施行に長期間を要することもある。

修理の内容は、建造物については、解体修理、半解体修理、屋根の葺き替え等があり、美術工芸品については、破損・老化の防止、欠失部の復原、断片の整理などがある。また記念物については、城郭の石垣の積み上げ、堀のしゆんせつ、建物および庭園の修理、復旧等がある。最近は保存科学の発達に伴い、これらの修理の技術は著しく向上してきていく。

これらの修理は、おおむね所有者または管理団体が国庫補助金をうけて行なつており、国有物件のうちおもなものについては、国の直営工事として修理を実施している。指定文化財の修理状況を美術工芸品と建造物についてみると、第9表に示すとおりであり、今後なお相当の年数を必要とする。

第9表 指定文化財(美術工芸品・建造物)修理状況(昭40.4.1)

区分	種 别	
	美術工芸品	建 造 物
指 定 件 数	8,060 件	2,186 件
要 修 理 件 数	5,144	1,800
修 理 济 件 数	2,931	1,075
未 修 理 件 数	2,213	725

しかし、文化財の修理は単に予算が増額されればよいというものではなく、修理にあたる技術者の数によって制約される面がある。文化財の修理技術は、高度に専門的であり、かつ、せん細なものである。たとえば史跡の石垣の積み上げをみても、一般土木工事における石積みより経費と時間を必要とするのであり、建造物や美術工芸品の場合にはさらにそれが著しい。美術工芸品においては、表具師、仏師等約125人、建造物においては、熟達した専門建築技術者約100名と、その下に働くいわゆる宮大工60人内外によつて修理が行なわれているが、その数は必ずしも十分でなく、また年令構成のうえからみても高令者が多いため今後の

修理を考えると決して楽観できない状況であつて、後述するとおり修理技術者の養成が重要な課題となつている。

#### (イ) 防 災

わが国の文化財は、その材質上、一般的に火災に対してはきわめて弱く、また高温多湿の気候のために虫害、歿害等に犯されやすい。しかし、これらの危険に対処するための施設設備の整備充実は、文化財保護法施行後始められた事業であるので、さきの修理に比べて立ち遅れてしまい、現在緊急の要務となつている。

文化財に対する災害の種類やそれぞれの文化財の性質に応ずる防災のために必要な事業はきわめて多種多様であるが、その主なものとしては、建造物については、火災警報装置、消火栓、ドレンチャヤー、貯水池、消防道路、避雷針の設置等があげられ、美術工芸品および民俗資料については、収蔵庫の建設が、また記念物については、建物の防災施設、護岸施設等がそれぞれあげられよう。

文化財保護法施行後の昭和25年度以降、昭和39年度までの間、国庫補助事業として所有者または管理団体が実施したこれらの事業件数は第10表のとおりである。

第10表 防災事業等実施件数一覧  
(昭和25年度から昭和39年度まで)

種別	施 設	総件数
建	火 灾 報 知 設 備	77
造	自 動 火 灾 報 知 装 置	132
物	貯 水 そ う	111
関	動 力 消 防 ポ ン プ	75
係	消 火 栓	110
	ド レ ン チ ャ ー	26
	避 雷 設 備	104
	防 火 壁	9
	消 防 道 路	28
美 品	保 存 庫 (金 庫)	152
工 係	取 蔵 庫	18
芸	(継続中)	
記 物 係	防 火 施 設	73
記 物 係	施 設 修 理	2,834
記 物 係	建 物 の 防 火 施 設	34
記 物 係	擁 壁 施 設	4

まだまだじゅうぶんとはいえない。無形文化財の保存の方法としては、

なお、以上のほか、記念物については、動植物である天然記念物の害虫の駆除、給餌等、史跡指定地域の地方公共団体による買い上げ、埋蔵文化財、民俗資料については、緊急調査等も国庫補助事業として実施しており、これらも防災保存事業の一種とみることができよう。

#### (ウ) 無形文化財の保存

無形文化財の保存は、文化財保護法により始めて実施された事業であるのほかの文化財の保存に比べて

技術保存が中心となるので、これに応じて他の文化財と異つて、次のような措置をとつている。

- i 重要無形文化財として指定されるような技術をもつに至るには、永年の研鑽を必要とする。しかし、その保持者は社会的経済的条件の変化によつて著しく減少してきている。そこでその技(わざ)が絶えないように伝承者を養成することがまず必要であり、このために重要無形文化財保持者に対し、特別助成金を交付して、技の練磨と伝承者の養成を図るとともに、芸能・工芸技術それぞれの分野ごとに地方公共団体や保存団体等による伝承者養成に対し助成等の措置をとつている。
- ii 重要無形文化財の公開は、一般の人々に鑑賞の機会を与えることによつてこれを普及するとともに、保持者がこれをはげみとして技(わざ)の練磨につとめるという意義をもつて、つとめて各種の公開を行なつている。
- iii 無形文化財の正しい姿を後世に伝えるために、重要無形文化財のみでなく、これ以外の無形文化財のうち、特に必要のあるものを選択して、その記録を作成し、これを公開するとともに将来のための保存を図つている。

#### 5 文化財の公開

無形文化財の公開は、公開すること自体が保持者の技の練磨になるという点で、保存上不可欠の措置であるが、有形文化財等他の文化財の場合においても、この公開の措置は重要な意義をもつものである。すなわち文化財は、これを大切に保存するだけでは死蔵に過ぎないのであつて、公開等によつて文化的活用を図つてこそ、はじめてその価値や意義をじゅうぶんに発揮できることとなるのである。

しかし、特に有形文化財の場合には公開にも限度があり、その方法を誤ると文化財そのものをき損したり滅失したりする危険がある。また戦後は国民の公衆道德の低下によつてか、非常識な事故が一再ならず発生しているので、これらの点についてはいくら注意しても注意しすぎることはない。

文化財の公開は、その修理、管理等と同じく、所有者または管理団体にお

いて行なうことを原則としているほか、特に次のものについて規定している。

#### (フ) 国の勧告承認による公開

文化財保護委員会は文化財の所有者に出品を勧告し、命令しあるいはその出品申し出を承認して国民にとって接触の機会の少ない文化財を公開することに努めており、現在、東京国立博物館ほかの5施設において公開している。なお、命令による公開の措置は、今までにとられた例がない。

昭和39年度末における状況は第11表のとおりである。

第11表 昭和39年度国の勧告・承認による公開件数

施 設	国 宝	重 要 文 化 財
東京国立博物館	57	159
京都国立博物館	59	204
奈良国立博物館	54	181
大阪市立美術館	4	81
鎌倉国宝館	5	31
計	179	656

(注) 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

#### (イ) 所有者以外の者による公開

重要文化財の所有者及び管理団体以外の者が、その主催する展覧会等の催しにおいて重要文化財を一般の観覧に供しようとするときは、委員会の許可をうけなければならないこととなつていて。この許可を得て新聞社等文化財の所有者以外の者による国宝・重要文化財の公開が、大都市のデパートその他の施設を会場として活発に行なわれている。しかし、これらの施設における会場はもともと文化財の公開を目的として作られていないことが多いため、たとえば防火や温湿度調整等の諸点において、必ずしも問題がないとはいえない。文化財保護委員会では公開の許可を行なうにあたつては、所轄消防署等の意見を参考にきくなどして必

要な指示を行なつていて。

公・私立美術館が行なつたものも加えて、昭和39年度における所有者以外の者による国宝、重要文化財の公開の状況を示せば第12表のとおりである。

#### (ウ) 海外における公開

戦後は、わが国の文化財の海外における公開も活発

第12表 所有者以外の者により国宝・重要文化財を公開した展覧会回数

(昭和39年度)

施 設 別	回 数
公 立 博 物 館	17
私 立 博 物 館	16
デ パ ー ト	36
そ の 他 の 施 設	9
計	78

に行なわれている。これらの海外展は、わが国の文化財を海外に紹介するとともに、文化交流、国際親善のために大いに寄与している。(海外展の実施状況は、56~58ページに記載した。)

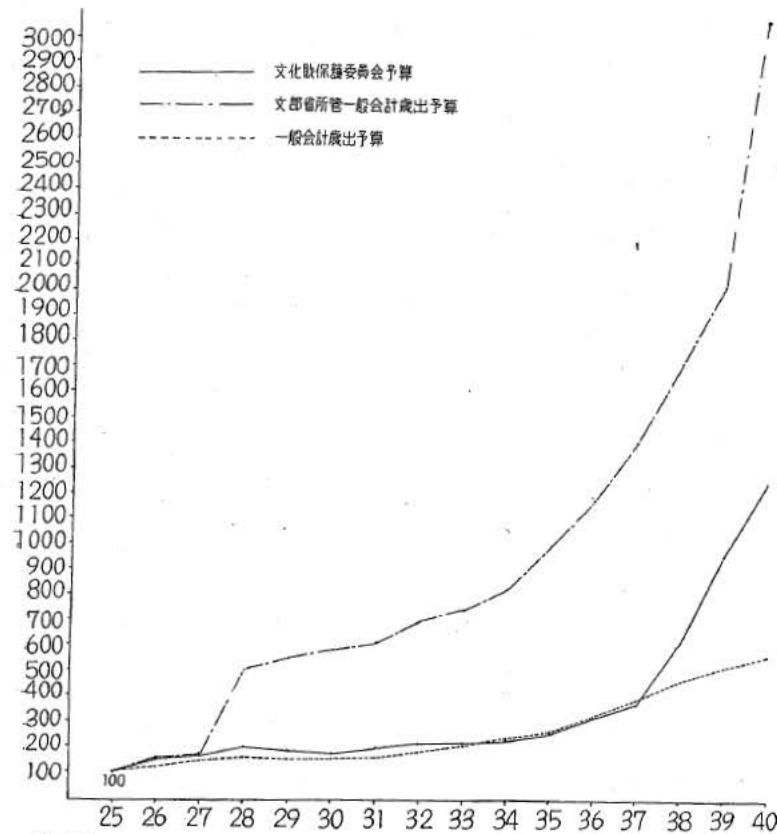
### 第3節 文化財保護の経費

ここでは、文化財保護事業のために支出された経費について、主として国費を中心として考えてみたい。

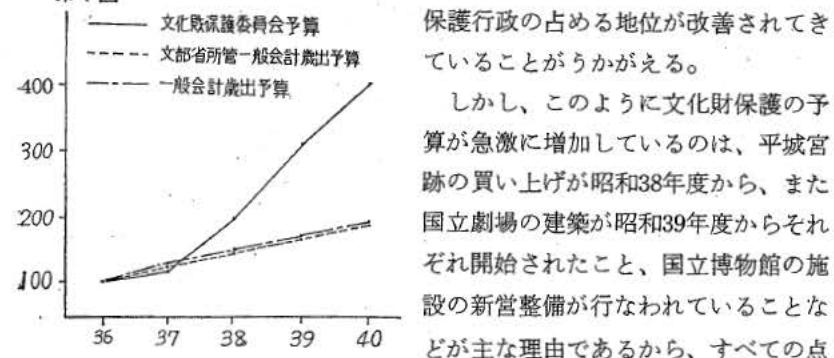
国の文化財保護予算の額は、昭和25年度においては3億5,220万円であったが、昭和40年度においては43億3,063万円となり約12倍に増加していく。第3図は、文化財保護法施行後この15年間の国の予算総額および文教予算総額の伸びの状況と比較して、昭和25年度を100とした指数であらわしたものである。

これによると国の文化財保護予算の額は、文教予算額の伸びには及ばないが、おおむね一般会計予算の伸びとともに増加しており、昭和37年度ごろからの増加が著しいことがわかる。仮りに昭和36年度を100とした指数で最近5年間について図3を修正すると図4のようになり、国家財政の中で文化財

第3図



第4図



で満足すべき状態ではない。この予算のうち文化財の修理、防災等の事業に  
に対する国庫補助金について昭和35年以降をみると第13表のとおりである。

これらの国庫補助事業のうち、保存修理事業は、すでに文化財保護法施行  
前から長年続けられてきたものであるが、防災施設事業は、前節においても  
ふれたように同法施行とともにその緊要性が認識されて始められたものであ  
る。

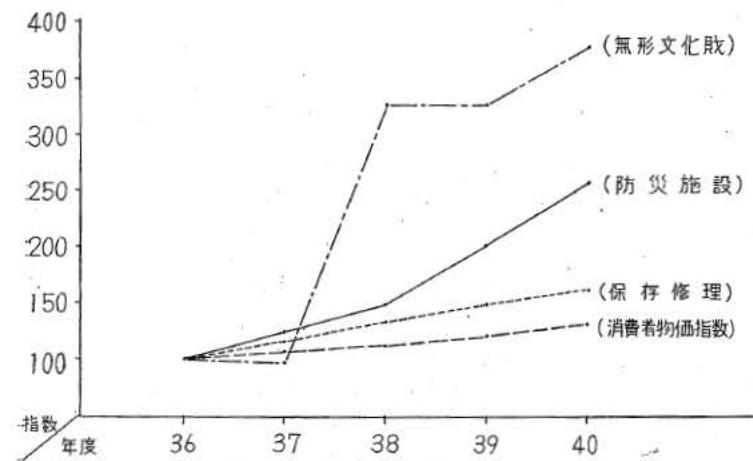
第13表 文化財関係国庫補助金一覧

(上段 補助金額)  
(下段 事業費総額) (単位千円)

種別	年度					
	35	36	37	38	39	40
文化財保存修理費 補助金	316,020 475,258	316,020 479,207	363,212 555,498	417,358 646,621	463,811 698,796	513,810 698,750
文化財防災施設費 補助金	139,110 251,288	145,819 257,258	179,552 309,743	216,539 376,739	270,708 472,713	366,487 610,656
無形文化財 助金	7,483 16,074	6,583 16,697	6,385 15,006	21,437 111,906	21,069 140,223	24,589 130,077

る。また、史跡・名勝・天然記念物の現状変更や埋蔵文化財包蔵地の発掘  
の増加の傾向に対処するため埋蔵文化財収蔵庫の建設費補助が昭和28年度か  
ら、埋蔵文化財の発掘調査費補助が昭和31年度から、また史跡等買上げが昭  
和32年度から、それぞれ始められた。

第5図 国の文化財関係補助金の推移 (36年=100)



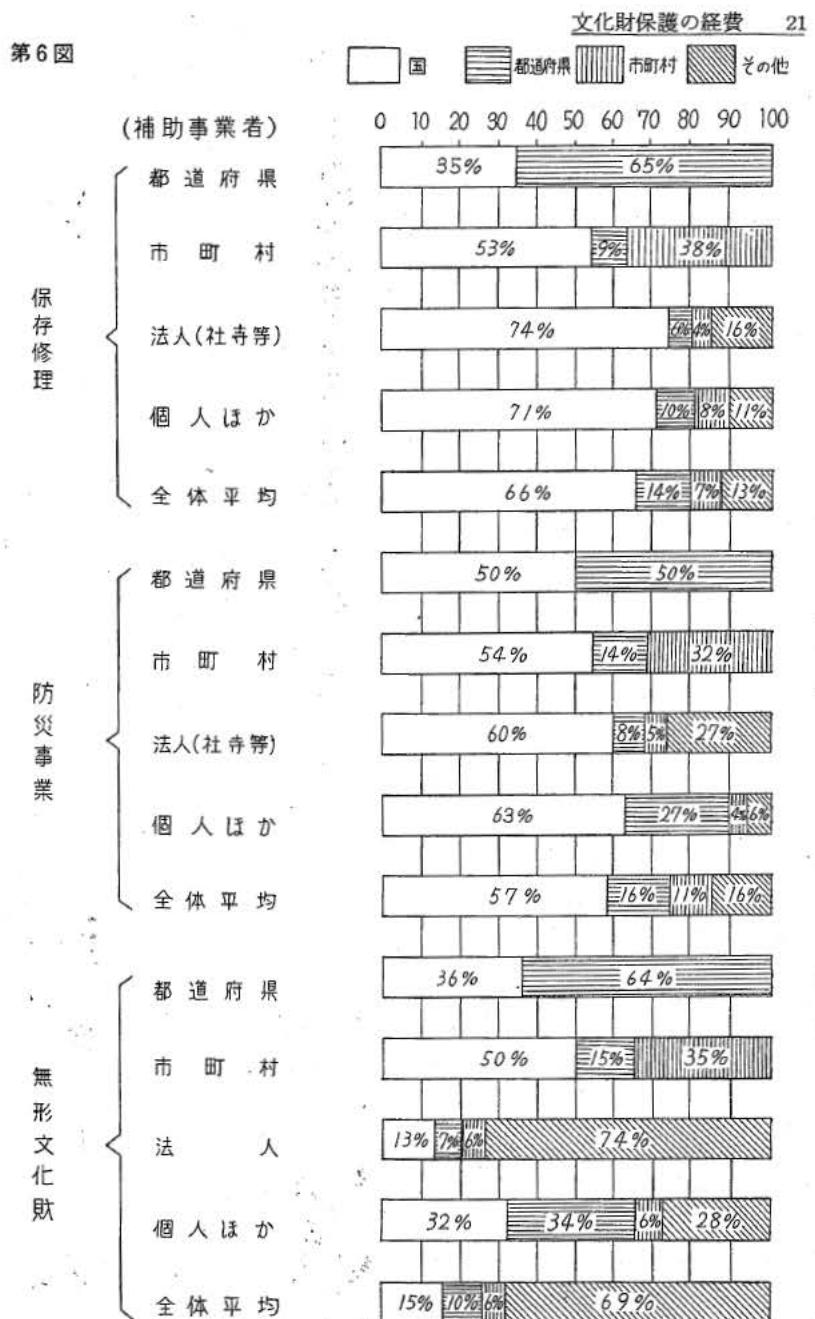
文化財に関する国庫補助事業の特色として、補助事業者の種別が広汎であつて、都道府県や市町村や社寺等から、きわめて少数ではあるが、財団法人や個人にまで及んでいることがあげられる。特に建造物や美術工芸品については、圧倒的に社寺が多数を占めているので、補助事業の経費の負担区分の決定すなわち国庫補助率の決定に当つても、個々の補助事業者の財政事情を勘案して個別的に決定しなければならなくなつてくる。また、とくに社寺や個人の場合には、多少の例外はあるとしても、一般的には財政力が豊かでない場合が多いので、かなり高率の補助を行なわなければならず、国庫補助金のはかさらに都道府県や市町村も補助金を支出している。

これに対して、記念物や無形文化財の場合には、補助事業者の多くが所有者かまたは管理団体となつてゐる地方公共団体であるので、国庫補助率の決定にあたつても、標準補助率として2分の1としていることが多い。

このように国庫補助事業における経費の負担区分は、それぞれまちまちであるので、概括することは困難であるが、昭和39年度における実態は、第6図のとおりである。

なお、都道府県も文化財保護のために相当額の経費を支出しているが、その状況は第14表のとおりである。

第6図



第14表 都道府県文化財関係支出経費一覧（昭40.4.1）

費目 年度	国指定文化財都道府県補助金等	条例指定文化財都道府県補助金等	文化財調査普及活用等経費	文化財関係人件費（専門委員経費含む）	総計
	円	円	円	円	円
昭和36年度	73,879,825	18,105,500	59,074,532	120,050,901	271,110,758
〃 37 "	91,718,753	22,114,680	53,191,619	101,571,586	268,596,638
〃 38 "	128,993,846	39,613,000	73,679,776	129,822,568	372,109,190
〃 39 "	151,608,568	35,856,600	92,068,314	187,711,136	467,244,618

なお、都道府県に対して国が交付する地方交付税の単位費用積算基礎には、文化財保存費等の補助および重要文化財の指定（刀剣類等登録事務を含む）等に関する行政事務に要する経費として、文化財事務職員人件費、文化財専門委員の報酬・旅費等をはじめ、調査旅費・資料印刷費等が見込まれている。

また、特別交付税にも、文化財管理費および文化財関係の消防設備・道路補修等の投資的経費等に要する経費として相当額が積算されている。

#### 第4節 文化財保護行政の課題

わが国の文化財およびその保護の現状の概要は以上のとおりであるが、これらの貴重な文化財を正しく保存して後世に伝えるのは容易なことではなく、当面次のようないくつかの課題があるということを指摘しておかなければならない。

##### 1 指定の強化

文化財の指定は、先にも述べたように明治以来の歴史をもつものもあり、その分野によつては、多少の未調査のものを除いてはすでに顕著なものはおおむね指定済みであり、これから指定にあたつては、なお、次のような諸点について検討の要がある。

有形文化財については、文化財保護法以前は、「建造物および宝物類」というようにその分野が限られていたこともあつて、その指定は主として芸術的価値の面の基準を中心として行なわれてきたので、歴史的価値を基準として

の指定は著しく遅れているといつてよい。したがつて、これから指定は、このような基準からみて価値が高いと思われる歴史資料も検討されなければならない。また、明治建築など新しい時代のものについてもさらに検討を加えて行かなければならない。

次に記念物関係では、重要遺跡の指定の問題がある。最近の経済開発の急速な進展に伴い、遺跡保存が緊急の課題となつてゐる。昭和35年度から昭和37年度までの3年間に全国的に行なわれた調査結果によれば、わが国にはおよそ14万個所にも上る遺跡があるが、これらをすべて問題とすることは不可能であるので、そのうち特に重要なものを選んで史跡に指定し保存することが必要であつて、現在それらの実態調査を計画、実施中である。

民俗資料については、昭和29年から指定が始められたものであつて、その歴史がきわめて浅く、今後その指定を大いに促進していかなければならぬ。

また無形文化財の分野についても、民俗資料と同じく昭和29年から指定が始まられたもので、有形文化財ほど指定は進んでいない。とくにまだ指定に至らない分野として民俗芸能関係があげられる。庶民の生活の変化に伴つて、従来それに根ざしていたこれらの民俗芸能が、いつの間にか忘れられてゆくのは避けがたいので、その保存に配慮する必要があろう。このほか無形文化財については、重要無形文化財の指定とその保持者の認定との関連が、常に問題とされている。保持者がいない場合に指定ができないという現在の制度は、無形文化財の保存のためにじゅうぶんではないという批判がある。

なお、有形文化財の場合も、記念物と同じく仮指定の制度を設けることの適否について、現在暫定的に存置されている重要美術品等認定物件整理の問題と関連して、検討をする必要があろう。

##### 2 財産権の尊重と文化財保護

文化財は、しばしば言うように、それ自体きわめて価値の高い貴重な国民的財産であるが、同時に所有権その他の財産権の対象として、所有者等にとつてきわめて有用なものであり、文化財を保護するにあたつても、これらの財産権を尊重し、これとの調和が常に留意されなければならない。

たとえば、史跡のように土地が文化財として指定されているものについて

は、所有者等がこれらの土地を宅地等として利用することが往々にしてこれらの史跡等の現状変更をもたらし、ひいては貴重な地下遺構を破壊することとなることがある。

このように、指定文化財の現状変更に、必要な限度における公用制限があることは、この貴重な国民的財産を保存して行くための当然の措置であつて、所有者もこれらの文化財が貴重な国民的財産であることをじゅうぶん認識してこれに協力しなければならない。

これに対して一方、文化財保護法の規定による文化財の指定にあたつても、所有者の同意は必要要件とはされていないが、できる限り所有者の了解のもとに行なつております、また、現状変更等の許可にあたつても、文化財の価値をそこなわない限り所有者の希望を合理的にとり入れている。また、たとえば指定文化財の固定資産税についても、建造物については、法律上非課税とされているほか、史跡・名勝・天然記念物の場合には、一般に農地宅地等として利用されていない土地には、非課税の行政措置がとられている等、税制上許される範囲の考慮が払われており、さらに必要と認める場合には、修理または防災に要する費用について国庫補助を行なう等、可能な限り所有権等の財産権は尊重されているといえる。

この財産権の尊重と文化財保護との二つの課題の合理的な調整は、現実にはなかなか解決しがたい問題が多いが、究極的には、所有者にやむをえぬ事情があり、ほかに保存の方法がない場合には、これを国または地方公共団体によって買上げることによつて調整していくほかはないであろう。

このほか、美術工芸品の場合、全指定物件のうち約30.3%が個人所有のものであるが、これらの指定品は、芸術作品としてきわめてすぐれているため、所有者の所蔵品に対する愛着がきわめて深く、往々にしてこれを大切にする余り、かえつて死蔵する結果となつていることが多い点が問題とされている。このためには、所有者も国民全体のために譲歩して、たとえば、文化財保護委員会による出品勧告、承認の措置の一層の活用等によつて、ひろく一般国民に鑑賞される機会をつくることが必要であろう。

### 3 文化財の保存と開発事業

最近におけるわが国の急速な経済発展に伴う道路鉄道の建設、大規模な工

業団地の建設、宅地造成等が急速に進行する一方において、これらの開発事業のために史跡の現状変更、埋蔵文化財包蔵地の発掘等が行なわれていることがきわめて多い。

この「保存と開発」については、世界各国においてもとり上げられている問題であるが、わが国においては、利用しうる国土の狭小なこと、経済発展の急速なことの二つの事情が相まって、とくに重大な問題として議論されている。いうまでもなく、文化財の保存と並んでこれらの開発等もそれそれに重要な事業であり、よく議論されるように「保存か開発か」という二者択一のかたちでは、この課題の解決にはならないことが多いので、両者の調整ということがきわめて重要な問題となつてくる。

この問題に対する解決策としては、基本的には、総合的な土地利用計画において、史跡、埋蔵文化財包蔵地等の文化財の重要性をじゅうぶん認識したうえ、その保存計画を合理的に取り入れていくことがもつとも望ましいものといえるが、このほか、

- (1) 関係当事者の間でじゅうぶんに計画の調整をする。
- (2) 特に重要な場合にこれを買上げて公有化する。
- (3) 必要な場合には環境整備を行なつて公園、緑地等として保存する。

などの方法をとつて、できるかぎりの調整をはかる必要がある。

なお、止むを得ない場合には事前にじゅうぶんな学術調査を行なつて、その記録を保存する必要があることはいうまでもあるまい。

また指定文化財の環境保全、埋蔵文化財の発掘等の規制の強化についても検討する必要があろう。

### 4 観光と文化財

国民生活の向上に伴い、国民の観光旅行に対する関心およびこれに参加する度合も年々増大してきており、このため観光開発事業もまたきわめてさかんに行なわれている。しかし、これらのなかには、観光のためと称して、観光資源としてきわめて大きな比重を占める文化財の価値そのものをそこなうような行きすぎのものが必ずしも少なくないので、たとえば近畿圏整備法における保全区域の構想のように、単に指定文化財のみにとどまらず、文化財、自然物等のあらゆる観光資源の適切な保護と観光開発との調整が図られなけ

ればならない。

また、観光客の増加に対応する社寺等文化財の所有者による文化財の管理は、その財政事情等により必ずしもじゅうぶんとはいえない。反面、社寺のうちには、拝観料等の収入が増大しているにもかかわらず、所有する文化財の管理をおろそかにしているところもないとはいえない。

なお、文化財を鑑賞する側にも問題は残されている。文化財に対するき損、落書きが依然としてあとをたたないことなどにもうかがえるように、観光道德の欠陥が歎かれているが、これらは、すべて文化財についての正しい理解と認識が必ずしもじゅうぶんでないことを示すものであろう。

## 5 予算その他

### (1) 予算の充実

最近、ようやく文化財保護の重要性が認められ、特にこの数年間は予算も順調に伸びを見せていることは、さきにも述べたところであるが、全般的に未だじゅうぶんとはいえない。修理関係にくらべて、立遅れている防災施設を要する経費、環境整備を要する経費、公有化を促進するための史跡等の買いあげを要する経費などの増額、管理費の補助、国民一般に対する文化財愛護思想の普及啓発を要する経費、博物館の整備充実を要する経費等の充実をはかる必要がある。

### (2) 伝承者の養成

無形文化財の保存は、前述のとおり人が媒体となる「わざ」の保存である。したがつて、その伝承者の養成は、もつとも重要な保存事業といえる。ところが、この養成には長い年月にわたる修練と研鑽が必要であり、かつ、相当の経費を必要とすることから、現状は、きわめて憂慮すべき状態にある。そこで伝承者養成のための対策を緊急の問題としてとりあげる必要がある。

### (3) 地方公共団体における文化財保護行政

都道府県教育委員会における文化財保護行政の現状は、必ずしも満足できるものではない。

たとえば教育委員会において文化財を担当する職員数にしても、相当の事務量があるにもかかわらず第15表にみられるおり、きわめてすぐ

なく半数近い46%の都道府県は専任職員が2人以下、5人以上置いているところは11都道府県にすぎない。

第15表 都道府県教育委員会文化財担当者(専任職員)数 (昭40.6.1)

専 任 職 員 数 人	都 道 府 県 数	
	実 数	比 率 %
0	2	4
1	8	18
2	11	24
3	7	15
4	7	15
5	5	11
6人～24人	6	13
計	46	100

に、機構の充実強化をもはかる必要がある。

以上のように、文化財は、ひろく国民生活の各面に関連するものであり、国および地方公共団体の行政においても、単に文化財保護行政機関のみではなく、関連分野の行政機関のすべてが全面的に協力するのでなければ、じゅうぶんな保護が行なえない実情にある。

また、文化財の所有者その他の関係者も、文化財が所有権その他の財産権の対象であるとともに貴重な全国民的財産であることを認識し、文化財を公共のために大切に保存することがその責務であることを自覚しなければならない。

さらに、ひろく国民一般の間において文化財に対する正しい理解と認識があつて、はじめて文化財の保存の万全を期することができるのである。

このためには、たとえば身近かなところで、史跡を緑地公園として整備したり、郷土の文化財や自然物を、日常生活を通して、住民一般の協力で美しく維持したりして、文化財が国民生活に密着し、国民のすべてに「愛される文化財」となるよう関係各方面で努めなければならない。

## 第2章 美術工芸品

## 第2章 美術工芸品

### 第1節 指定と調査

#### 1 指定物件の概況

文化財として価値がある美術工芸品が、わが国にどれほど残っているか、その数を推定することは、現在でもきわめて困難なことであるが、これまでの調査をかえりみると、

- (1) 明治20年代に宮内省におかれた臨時全国宝物取調局の10ヶ年間にわたる調査においては、総数215,091件に対して「歴史上ノ微徧及ビ美術、工芸、建築上ノ模範」として「要用」なるもの147件、「模範」となるべきもの323件、計470件であつた。
- (2) 高野山の文化財総合調査（昭和32年度～36年度に実施）においては、調査対象として採りあげたもの20,351件に対し、その後重要文化財に指定されたのは29件であつた。
- (3) 銃砲刀剣類所持取締法によつて登録されている刀剣は、現在1,005,292件であるが、このうち国宝・重要文化財に指定されているものは、778件である。

などの事実から、文化財としての美術工芸品は非常に数が多いということがわかる。

このうちから国が指定しているのは、昭和40年4月1日現在8,060件であり、その内訳は、国宝784件、それ以外の重要文化財7,276件となつてゐる。

注 文化財保護法では、重要文化財のうちから特に価値の高いものを国宝に指定しているので、国宝は重要文化財に含まれるものである。ただし、記述の都合で、国宝と国宝以外の重要文化財とを対比して説明する必要がある場合は、以下單に国宝と重要文化財の区分で表記する。

美術工芸品の指定は、明治30年の古社寺保存法からはじまり、同法によつて国宝に指定されたもの3,698件、昭和4年の国宝保存法によつて指定されたもの2,185件、そのうち戦災焼失等により指定を解除されたものを除い

て、計5,821件が文化財保護法施行のころ（昭和25年8月）の旧国宝であつた。文化財保護法によつてこれらを重要文化財という名称にきりかえ、またそのなかから世界文化の見地から価値が高く、国民の宝たるものと、あらかじめ定められた指定基準にしたがつて新たに国宝に指定するとともに、重要美術品等認定物件（34～35ページに詳記）や未指定物件から、同じく指定基準にしたがつて重要文化財の新指定を行なつてきた。

美術工芸品について文化財保護法以後の指定状況をみると、第16表のとおりである。

第16表 国宝・重要文化財（美術工芸品）指定状況（昭40.4.1）

国 宝 指 定			
旧 国 宝 か ら	新 重 要 文 化 財 か ら		計
	重 要 美 術 品 等 認 定 物 件 か ら	未 指 定 物 件 か ら	
687	21	76	784

重 要 文 化 財 指 定			
重 要 美 術 品 等 認 定 物 件 か ら	未 指 定 物 件 か ら		計
	重 要 美 術 品 等 認 定 物 件 か ら	未 指 定 物 件 か ら	
1,006		1,313	2,319

美術工芸品の指定は、その指定基準に示されるように、各時代の遺品のうちから、製作が優秀で、文化史的意義が深く、学術的価値の高いものについて、詳細な調査や類品との綿密な比較研究をしたうえで行なわれている。

現在指定されている美術工芸品を、種目別および時代別に分類してみると、第17表、第18表のようになる。

第17表 国宝・重要文化財（美術工芸品）種目別件数表（昭40.4.1）

① 絵 画	注一( )内は建物の一部で、美術工芸品の絵画としても国宝もしくは重要文化財の取扱をするもので外数である。											
	指定	国 宝	重 要 文 化 財	木 造	銅 造	乾漆造	塑 造	石 造	鑄 造	其 他	外 国	計
国 宝	37 (4)	—	1	12	30	13	19	3	—	—	27 (4)	142
重 要 文 化 財	386 (1)	32	34	187	217	99	165 (3)	66	6	197 (4)	1,396 (4)	1,396
計	423 (5)	32	35	199	247	112	184 (3)	69	6	224 (8)	1,538 (8)	1,538

② 彫 刻	注一( )内は建物の一部で、美術工芸品の彫刻としても国宝もしくは重要文化財の取扱をするもので外数である。											
	指定	国 宝	重 要 文 化 財	木 造	銅 造	乾漆造	塑 造	石 造	鑄 造	其 他	外 国	計
国 宝	57	5	8	—	2	10	—	14	3	6	1	—
重 要 文 化 財	1,667	80	128	88	15	104	6	3	20	1	8	3
計	1,724	85	136	88	17	114	6	3	34	4	14	4

③ 工芸品	注一( )内は建物の一部で、美術工芸品の工芸品としても国宝もしくは重要文化財の取扱をするもので外数である。												計
	指定	国 宝	重 要 文 化 財	宗 教・信 仰 用 具	燈籠(含石灯)(籠)	調 度 品	鏡	金	染 織 服 飾	陶 磁 器	武 具 類	法 隆 寺 獲 納 物	其 他
国 宝	12	34	14	2	9	2	—	7	14	21	8	—	123
重 要 文 化 財	28	277	92	40	71	40	9	47	115	103	118	15	955
計	40	311	106	42	80	42	9	54	129	124	126	15	1,078

## ④ 刀 剣

区分 指定	上代刀劍	古刀	新刀	拵	鍔・小道具等	計
国宝	4	106	—	12	—	122
重要文化財	5	625	38	53	26	747
計	9	731	38	65	26	869

注一刀剣を加えた工芸品の件数は国宝241、重要文化財1,692、計1,933件である。

## ⑤ 書 跡

区分 指定	和書	漢籍	仏典	文書・記録	墨跡・古筆	版本	金石文等	西域本・洋本	計
国宝	55	44	66	48	31	10	2	—	256
重要文化財	315	87	516	431	255	114	13	28	1,760
計	370	131	582	479	286	124	15	28	2,016

## ⑥ 考 古

区分 指定	先史時代 縄文・銅鐸等 弥生式青銅遺 物遺物	原史時代 古墳一鑑 括遺物	埴輪・ 石人・ 石馬等	火葬墓 遺品	寺院址出 土品及甕 瓦類	經塚 出土品	塔婆類	金石文 及印類	その他	中國 朝鮮	計	
国宝	—	1	3	5	—	5	4	8	1	4	—	31
重要文化財	21	28	11	32	33	13	21	31	10	20	6	232
計	21	29	14	37	33	18	25	39	11	24	6	263

第18表 国宝・重要文化財(美術工芸品)時代別件数表 (昭40.4.1)

## 国 宝

種別	時代	日本									小計	中國・朝鮮等					計	
		先史	原史	飛鳥	奈良	平安	鎌倉	南北	室町	桃山		唐以前	唐	宋元	明清	朝鮮	その他	
絵画				4	41 (3)	35 (1)	3	11	7	14	115 (4)	2	25			27	142 (4)	
彫刻			7	32	47	20					106	3	1			4	110	
工芸品		5	13	45	33	3	2	1	3		105	8	8		2	18	123	
刀剣	1	2		19	87	13					122					0	122	
書跡		2	26	119	45	4					196	1	28	30		1	60	256
考古	1	9		12	8	1					31					0	31	
計	1	10	16	87	279 (3)	220 (1)	24	13	8	17	675 (4)	1	41	64	2	1	109	784 (4)

## 重要文化財

絵画			6	82 (1)	560 (1)	109	194 (8)	91 (8)	149	6	1,197 (4)	1	4	150	31	13	199	1,396 (4)	
彫刻		25	130	1,255	604	46	68	7	6		2,151	6	28			1	35	2,186	
工芸品		18	102	151	276	75	114	41	58		835	3	24	40	16	33	4	955	
刀剣	2		1	66	451	127	35	29	35		746	1					1	747	
書跡		1	180	399	599	143	84	30	47		1,483	16	27	223	3	5	3	277	
考古	49	76	3	35	45	12	3				223	4		3	2		9	232	
計	49	78	47	454	2,008 (1)	503	495	198 (8)	295	6	6,625	30	84	416	50	53	8	641	7,276

(注)1 刀剣は工芸品の一分野であるが、便宜上区別して取扱つた。

2 ( )内は建造物の一部で、美術工芸品としても国宝もしくは重要文化財の取扱をするもので外数である。

時代別表でみると、美術工芸品の指定物件は一般的にいつて平安鎌倉に多く、そこを頂点としてそれ以前およびそれ以後は大体漸減の傾向をみせ、飛鳥以前あるいは明治以降は最も少ない。古い時代のものは遺品が少ないといためであるが、新しい時代は逆にそれが多くて、類品を比較検討のうえ優品を選抜するという調査が、まだじゅうぶんに進んでいないのがその主な理由である。したがつて指定のための調査は、今後はその方面に重点が置かなければならない。ただ、古文書などのように現在も残っているものの数量が極めて多い分野では、中世以前の調査指定にもなお時を要すると思われる。

出土品等の考古資料は、いずれも学術的に貴重ではあるが、美術工芸品として国宝・重要文化財に指定する場合は、他の分野との均衡をはかるため、芸術的価値も考慮に入れてえらんでいる。

また絵画においては彫刻・工芸品等の他部門より早く中世以降の調査がすすみ、明治時代の作品の指定にも及んだ。この場合、歴史的評価の定まるのを待つため、「物故作家の作品で制作後相当の年数を経たもの」から指定してきたが、同様のことが他部門についてもいえるであろう。

## 2 重要美術品等認定物件

重要美術品等（以下「重美」という。）の認定は、昭和8年に施行された「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」にもとづくもので、当時国宝保存法によつて国宝指定は著々進められてはいたが、まだ調査が行き及ばぬ分野で、わが国にとってかけがえのない美術工芸品が海外へ流出することのないように、国宝指定の可能性のあるものをおさえておく意味のものであつた。そして、もし輸出の申請があれば、1年以内に国宝に指定するか、あるいは認定を取り消して輸出を許可するか、いわば「仮指定」のような性格のものであつたが、一般には海外流出防止というよりも、国宝に準ずる優品の認定としてうけとられた。

文化財保護法の施行とともに、前記の法律は廃止され、重美のなかから重要文化財に指定すべきものを指定したうえは、前記法律の効力を停止させる必要があり、その意味での重美再調査が当面の課題となつたものである。

しかしながら、戦後の経済混乱期に、重美ほど所有者や所在が転々とした

ものではなく、調査の過程においても、所有者や所在の確認ができず、戦災焼失の届出があつたものが偶然あらわれるというような例もあつて、美術工芸品の場合、この課題の処理にはかなりの困難を伴つた。

重美からの重要文化財指定は、完了に近づきつつあるが、現在まだ重美として残つているものは第19表のとおりである。

第19表 重要美術品等認定物件（美術工芸品）種目別件数表（昭40.4.1）

種 目	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 距	考 古	計
件 数	1,175	386	1,930	2,664	663	6,818

これらの中には、重要文化財指定基準には達しないが、資料として貴重なもの、あるいはある特定の地方にとつて価値の高いものなどが多いので、重美からの重要文化財の指定が終つた後も、たとえば郷土の文化財や歴史に結びつく貴重なものは、各地方で保護するというような適切な措置を考えられるべきであろう。

## 3 調査

文化財の保護には、指定・修理あるいは管理などのために、あらゆる角度からの調査が必要である。指定のための調査についていえば、美術工芸品全般についての基礎的調査（例えれば地域別、分野別等）が行なわれ、同時代・同種類のものを広く見渡したうえで、指定される候補物件についての個別的調査を行なうのが理想的である。したがつて、このような基礎調査はきわめて重要なことであるが、従来は旧国宝や重要美術品の再調査を主としてきた関係もあつて、必ずしもじゅうぶんとはいえないなかつた。しかし再調査の作業もやや見透しをえたので、現在文化財保護委員会では、基礎的調査のうち次のものに重点をおいて実施している。

### (1) 文化財集中地区調査

古い大社寺などには、数多くの文化財がまだ未調査のまま残されていて、貴重なものが散逸して古美術市場へ流れ出た例もあるし、その価値を知らぬままに滅失して惜しまれているものもある。この調査は、これら埋もれた文化財の実態を明らかにしようとするものであり、絵画・彫刻・工芸品等美術工芸の全部門が一つの調査に参加して総合的な検討を加えることに特に意義

がある。

この調査が始まられた昭和37年度から同39年度まで、3ヶ年の実績は第20表のとおりである。

第20表 文化財集中地区調査の実績

回	調査の名称	期日	調査箇所および調査件数	調査の結果重要文化財に指定されたもの
1	神宮を中心とする文化財総合調査	昭和37. 5. 28 ～6. 2	三重県伊勢市神宮司庁、徵古館、神宮文庫、金剛證寺、神島、和具觀音堂など。 約300件	神宮古神宝類、觀音堂銅造如来像など。5件
2	比叡山を中心とする文化財総合調査	昭和37. 9. 24 ～9. 29	滋賀県比叡山上、東塔、西塔、横川など。 約760件	延暦寺木造四天王立像、同刺納衣(伝傳教大師持来)、弘法寺金銀鍔水瓶など。 11件
3		38. 5. 27 ～6. 2	山下各寺坊、葛川明王院、伊崎寺、聖衆來迎寺、日吉大社、赤山禪院など。 約1,180件	
4	四国八十八箇所を中心とする文化財総合調査 (第1年度・愛媛県下)	昭和39. 5. 11 ～5. 20	松山市石手寺、今治市国分寺、西条市吉祥寺、大三島大山祇神社など。 約700件	

(注) 昭和40年度は四国八十八箇所調査の第2年度として香川県下を実施。

## (2) 明治美術調査

現在、明治時代以後の作品で美術工芸品として重要文化財に指定されているものは、前記のようにいずれも絵画で、作家としては狩野芳崖(1828—1888)、橋本雅邦(1835—1908)、菱田春草(1874—1911)の3名、作品としては芳崖の悲母觀音図、雅邦の白雲紅樹図、春草の落葉図屏風など計6件にとどまっている。明治建築と同様に、明治以降の美術工芸品も将来は全般にわたって指定による保護を考える必要があろう。

また海外へ流出するおそれもあるので、このためにもこの基礎調査は重要である。まず日本画からはじめて、洋画、工芸品、彫刻に進む計画のもとに、昭和38年度から主要作家の全主要作品について詳細な基礎資料の蒐集と整理に着手しており、これまでに調査を終つたものは第21表のとおりである。

第21表 明治美術調査の実績

年度及種別	作家名	調査主要作品件数
38年 度 (日本画)	富岡鉄斎(1836—1924) 菱田春草(1874—1911) 横山大観(1868—1958) など 5作家	580件
39年 度 (日本画)	橋本雅邦(1835—1908) 小川芋鉢(1868—1938) 竹内栖鳳(1864—1942) など 6作家	700件

(注) 昭和40年度は、日本画の最終年度として小林古径など10作家の調査を実施。

## (3) 歴史資料保存調査

美術工芸品の各部門では、永い伝統から、どちらかといえば芸術的価値に重きが置かれ、純粹に歴史的価値だけのものは、調査や指定がおくれていた傾向がある。史跡とともに、わが国の歴史の理解に欠くことのできぬ遺品と資料を広く保護することはきわめて肝要でもあり、また各方面の要望もある。そこで、まず美術工芸品関係の分野において、それに着手してゆこうとする目的で行なつているのがこの調査である。昭和40年度はまず本居宣長関係遺品など3項目の調査を行なつてゐるが、歴史の各時代の特色を物語る遺品・資料について、順次保存のための調査を拡充してゆくことが期待される。

歴史と文化の伝統について国民に正しい理解を与え、祖国愛と民族精神の発展向上に資するための国立歴史博物館は、すでに、イギリス、西独、ソ連等の諸外国に優れた先例があり、国民教育に大きな成果をあげているが、独自の歴史と文化をもつわが国としても近い将来にこのような施設を設けることが望まれており、この調査はその収集展示候補品目を調べるという面にも役立つであろう。

## 第2節 管理・防災

### 1. 管理と事故の現況

美術工芸品の管理方法は、その置かれている環境や、所有者の別によつて異なり多種多様であるが、その管理上最も注意を要することは、火災・盗難等の事故防止であるといえるので、これらを中心に管理の問題にふれてみよう。

まず、美術工芸品の国宝・重要文化財の件数を所有者別に区分すると、第22表のようになる。

第22表 国宝・重要文化財（美術工芸品）所有者別件数表（昭40.4.1）

指定	種 別	國 有	地 方 公 共 团 体	神 社	寺 院	財 団 法 人	學 校・会 社 等	個 人	計
国 宝	絵 画	30	件	3 件	67 件	21 件	21 件	142 件	
	彫 刻	1		1	108				110
	工 芸 品	24	1	62	56	25	77		245
	書 跡	30	4	5	121	58	38		256
	考 古	4		13	9	1	4		31
	小 計	89	5	84	361	105	140		784
重 要 文 化 財	絵 画	90	11	39	800	146	310		1,396
	彫 刻	29	8	121	1,890	33	105		2,186
	工 芸 品	168	5	438	406	150	535		1,702
	書 跡	111	16	73	727	318	515		1,760
	考 古	42	15	27	61	19	68		232
	小 計	440	55	698	3,884	666	1,533		7,276
計		529	60	782	4,245	771	1,673		8,060
% .		6	1	10	53	9	21		100

一方、所有者数をみると、第23表のようになり、美術工芸品の指定物件は社寺に最も多く、次に個人所有となつてゐる。そして、管理団体は地方公共団体5、宗教法人5、財団法人2、計12（管理物件国宝27、重文197計224件）にすぎず、その97%が社寺、個人をとわす所有者によつて管理されている状態にある。したがつて社寺、個人における管理状況の適否が、美術工

芸品保護の良・不良に反映するといふことができよう。

第23表 国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者数（昭40.4.1）

区 分	所 有 者 数	比 率 %
国 の 機 関	11	0.4%
地 方 公 共 団 体	31	1.2
神 社	308	12.3
寺 院	1,484	59.0
財 団 法 人・学 校・会 社 等	80	3.2
個 人	600	23.9
計	2,514	100.0

次に、美術工芸品の事故としては、火災による焼失、盗難あるいはき損などがあげられる。ここに一、二の具体例を示すと、昭和37年7月京都府壬生寺の火災によつて木造地蔵菩薩坐像その他重要文化財の彫刻や工芸品が焼失した事故、同年2月兵庫県大乗寺において重要文化財木造聖観音立像が盗まれた事故、同じ2月奈良県東大寺で大仏殿前の国宝・金銅八角燈籠の一部分がこわされて盗み去られたり、さらに昭和35年8月京都府広隆寺の国宝木造弥勒菩薩半跏像の指が參觀者の悪戯によつて折られた事故など、日付けは相前後するがいずれもまだ記憶に新しい。これら近年発生した事故を区分し、その件数を年度別に掲げると第24表のとおりであり、それらの被害のうち盗難が多いのが注目される。

第24表 国宝・重要文化財（美術工芸品）事故の種類別・年度別一覧

年	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	計
燒 失	1 (1)	件	件	件	1 (1)	件	2 (3)	件	件	件	1 (3)	件	6 (1)	件
盜 難	1	1	1	1	3 (4)	1		1	1	1 (2)	1	2	2	16 (18)
き損	1	1	1		1					1	1	2	1	9
き損					1	1				1				3
計	3 (3)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	6 (7)	2 (4)	2 (3)	1 (1)	1 (1)	3 (4)	2 (2)	5 (7)	3 (3)	34 (4)

注 焼失は事故発生件数、( )内がそれによつて被災した指定文化財の件数。また、き損盗難は文化財の一部分をき損して盗み去つたもの、き損は破壊棄したものと示す。

なお、これらの事故件数を発生地域別に示すと第25表のようになる。京都・奈良・大阪などの件数が多いが、これらは文化財の集中して所在する地域であるから、比率のうえでは、他の地域とさして変わらないようである。

第25表 国宝・重要文化財(美術工芸品)事故件数の地域別一覧(昭40.4.1)

府県区分	京 都	奈 良	大 阪	滋 賀	岩 手	長 野	神 奈 川	兵 庫	岡 山	東 京	福 井	静 岡	広 島	大 分	計
指定物件数	1583	927	482	580	37	61	298	320	76	1610	54	122	121	31	
焼失	1 (3)	1 (1)	1 (1)	1 (3)	1 (1)	—	—	—	1 (2)	—	—	—	—	—	6 (1)
盗難	—	3 (3)	2 (3)	1	3 (2)	1	1	1	—	1	1	—	1	1	16 (8)
き損盗難	3	3	—	—	—	—	1	1	—	—	—	1	—	—	9
き損	1	—	1	.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
計	5 (7)	7 (7)	4 (5)	3 (4)	4 (2)	1 (2)	2 (2)	2 (2)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	34 (44)

また、これら被害件数を所有者別にみると次のようになる。

社寺	30件	90%
地方公共団体	2	5
国機関	1	2.5
個人	1	2.5

これによると社寺が大半をしめていることがわかるが、これは開放的で人の出入りが多いところに、必然的に事故が起り易いことを物語るに他ならない。

## 2 社寺における管理状況

美術工芸品においては、全重要文化財の7割強、国宝の約6割近くが社寺所有であつて、その管理もほとんどがこれら社寺自体によつてなされているが、次に、とくに国宝だけについてその管理の実態をながめてみよう。国宝について全所有者に対して行なつた保存管理調査(昭和39年7月1日現在)の結果によれば、調査対象の社寺177(件数443件)のうち回答のあつた152

社寺(408件)について、つぎのようなことがわかる。

まず、保管場所については

- (1) 国立博物館等に出品寄託中のもの 125件 30.6%

(2) 所有者の手許にあるもの	國庫補助による保存庫(金庫を含む)に格納のもの	93	283件 69.4%
	指定建造物内にあるもの	88	
	その他の建物内にあるもの	101	

屋外にあるもの 1

であり、国立博物館等にあるものおよび国庫補助によつて建設された保存庫に格納のもの計218件(53.4%)で、これらは火災・盗難等に対して一応安全といえるであろう。このほか指定建造物内にあるものも、建造物そのものに施設された防災施設によつてある程度は保護されている。次に、所有者の手許にあるもの283件について、各社寺の管理状況をみると

- (1) 保管場所に所有者または管理者が

a 常住しているもの	35件 12.3%
b 常住していないもの	248件 87.7%

- (2) 火災・盗難の予防に

a 巡視人をきめて見廻りや点検が行なわれているもの	148件 52.3%
b 特定の巡視人はいないが隨時見廻り、点検が行なわされているもの	130件 45.9%
c 格別の注意がなされていないもの	5件 1.8%

- (3) 火災・盗難の発生に

a 消防計画や非常連絡の方法がきめられているもの	92件 32.5%
b 自衛組織がつくられているもの	90件 31.8%

c 特に計画や組織はない が日常の訓練が行なわれ ているもの	87件 30.7%
d 格別の注意がなされて いないもの	14件 5.0%

となり、国宝については社寺が管理に相当の配慮を示していることがわかる。

ところが、重要文化財を加えて、さらに広い範囲で社寺における美術工芸品の指定物件の管理状況をみると、やや異なつた面がでてくる。すなわち、昭和37年度からはじめた文化財管理指導官のパトロールの結果によれば、調査した社寺 255 のうち

(昭和39年1月現在)

(1) 防災・保存施設等によつて、管理状況の ほぼ完全なところ	12社寺 5%
(2) 普通のところ	130社寺 51%
(3) やや危険なところ	57社寺 22%
(4) 危険なところ	45社寺 18%
(5) 特に危険なところ	11社寺 4%

であつて、普通の状態もしくはほぼ安心できるもの 142 社寺 56 %に対し、危険をみとめられるもの 113 社寺 44 %となる。これらのなかには指定物件がありながら全く無住のもの、管理者はいても離れて住んでいるもの、山中に独立して盗難や山火事を憂慮されるもの、あるいは逆に、市街地にあつて類焼の危険のあるもの、観光者が多くて監視や案内方法の改善が望まれるものなどが挙げられ、これらの例から指定物件を全般的にみると、必らずしも管理上安心できる状態におかれてはいないようと思われる。

一方、これまでの社寺の事故30件のうち、まず火災焼失（建造物が焼けて、内部の美術工芸品が被害をうけたもの）10件（事故発生件数5件）についてみると、

(1) 精薄児等の放火による被害 6件（発生2件）	
(2) 類焼による被害	3件（発生2件）

(3) 一時預け先における被害 1件（発生1件）  
となつてゐる。

次に盗難15件、き損盗難9件、計24件（発生件数22件）においては、堂内に安置中の被害 9件（発生9件）  
宝物館・土蔵等に格納中の被害11件（発生9件）  
屋外安置のものの被害 3件（発生3件）  
その他 1件（発生1件）

であつて、原因としては

- (1) 点検不十分
- (2) 施錠不良
- (3) 夜間の見廻り不足
- (4) 照明不十分

などがある。

また、き損 3件（発生件数3件）は  
精神異常者による被害 1件（発生1件）  
参觀者の悪戯等による被害 2件（発生2件）  
である。

いずれにしても、社寺は前に述べたとおり一般に開放的で、人の出入りが比較的の自由であり、また敷地が広大で管理がゆきとどかない点に事故を生じ易く、火災に対しても盗難に対しても防禦力が弱いところに不安が多い。最近では、地元近隣の協力を得、また消防署や、警察署の定期的な指導をうけて防災対策の確立を期している社寺もあり、また各都道府県でも文化財管理のために種々対策が講ぜられるようになってきて、たとえば所有者、関係者に対する「文化財防災講習会」が行なわれるなどのことが多くなつた。また、昭和39年5月異常乾燥によつて京都府下で襖絵に亀裂を生ずる危険がおこつたため、障壁画所有者に対する「障壁画管理講習会」がひらかれたこと也有つた。さらに、奈良県では警察官1名が文化財を専門に担当して常時防犯指導にあたるようになつてゐる。このように漸次改善がなされているとはいえ、総じて社寺の文化財管理体制はなおじゅぶんとは思われない実状である。

### 3 個人所有者の管理状況

前項の国宝の保存管理調査の結果をふたたび引用すると、調査当時、個人で国宝を所有するもの94人件数139件のうち、回答のあつたもの76人、114件(調査票回収率82%)で、その保管状況は、

第26表 個人所有者による美術工芸品の保管状況一覧 (昭39.7.1)

区分	件 数	比 率
自宅に保管されているもの	20 件	18 %
別棟倉庫に保管されているもの	43	38
博物館、美術館に寄託されているもの	34	29
銀行、信託会社に保管されているもの	15	13
その 他	2	2
計	114	100

となり、自宅保管とあるものも金庫その他それぞれ適当な設備のもとに管理されているようで、このことは、未調査ではあるが、重要文化財についても同様と思われる。

これら個人所有者は、概して経済力に恵まれていることもあつて、防火・防犯についてそれぞれ独自の対策を講じており、このため、戦災による被害を除いては事故発生率もきわめて低く、火災による事故が1件あつただけで、盗難はない。個人所有の文化財は、個人財産としての意識が高いために、火災、盗難に対する予防はもとより、破損、虫害等に対する平常の注意も行きとどいて、この点社寺所有の文化財とかなりの差異がある。

ただし、物件の保全だけにとどまらないで、文化財保護法に定められている諸規定のとおり他の面での管理もすべて適切にまもられているかといえば、必ずしもじゅぶんでなく、所有者変更や所在の場所の変更などの届出が勧行されていないものが少なくない。

こころみに、昭和35年1月から昭和39年12月までの5年間をみると、その間において売買その他による譲渡、相続あるいは財団法人美術館設立に伴なう寄付などによつて、正規に国に対する売渡申出や所有者変更の届出がなされたものは205件(旧所有者数にして141名)であつたが、所有者が死亡して

いながら相続による所有者変更がまだなされていないものがあり、さらに譲渡によりすでに所有者が変更になっているものも、相当数あると思われた。このような状態では、たとえ管理調査を行なつても、指定された文化財の所有者や所在を国が把握し得ないおそれもあり、個人所有者の大局的見地にたつての自覚と協力が望まれる。

### 4 防災・保存施設

美術工芸品の保存管理の万全を期するため、防災施設や保存施設の建設が国庫補助をもつて進められている。国庫補助による防災施設の種類と現在までの設置件数は第27表のとおりであるが、火災に対するものは、建造物の場合とほぼ同じである。

第27表 美術工芸品防災施設設置件数表 (昭40.4.1)

種別	火機 災報知	自装 動警 火置	自警 動火 電気置	消 火栓	貯 水池	ポンプ	消 火器	ガス 消 火	防 火 壁扉	避 雷 針	防 犯 ペ ル	換 気 裝 置	総 計
設置件数	31	23	2	9	15	14	4	1	8	12	2	1	122

これらは、1箇所で数種類が併設されている場合もあるので、文化財の所有者数にすると69、(社寺65、財団法人2、地方公共団体2)となる。

なお、指定建造物内に安置され、その建造物の防災施設によつて同時にまもられているものも多く、それらはここには含まれていない。

次に、保存施設は、通常鉄筋コンクリート造り、高床式で換気がよく、また完全施錠の鐵扉によつて、火災、盗難の憂いのない保存庫(区別の便宜上、その大規模なものを収蔵庫と呼んでいる)をいうが、小さい物件のためには金庫を設けることもある。

これらの施設は、所有者単位で設置されているのが通例であるが、2以上の社寺の共同施設もある。

金庫を含めての保存施設設置件数は第28表のとおりである。

第28表 美術工芸品保存施設設置件数表 (昭40.4.1)

坪 数	金 庫	5坪以下	10坪以下	20坪以下	50坪以下	50坪以上	総 計
件 数	10	61	33	32	17	17	170

これを所有者数からみると227件で、その内訳は、社寺217件および地方公共団体10件となる。

現在までに補助事業によつて設置された美術工芸品の年度別、防災、保存施設は、第29表のとおりである。

第29表 美術工芸品防災保存施設の年度別設置件数表

施設	年度													計		
	昭25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38		
防災施設	23	4	7	5	5	1	5	2	3	2	2	4	1	2	73	
保存施設	2	—	8	8	5	9	13	14	12	12	12	18	7	19	31	170
計	25	4	15	13	10	10	18	16	15	14	14	22	8	21	38	243

(注) 本表は補助事業者単位で掲げてある。したがつて、1件の防災施設のうちには報知機、貯水槽等数種類の併設があるし、保存施設1件のなかには数社寺の共同収蔵庫もある。継続工事はその初年度に入れてかぞえた。

美術工芸品の場合、防災施設に比して保存施設が多いのは、指定物件を火災、盗難から守るために重量その他の関係で現在の場所から移動できないもの、信仰上の理由で保存施設内に納置できないもの、あるいは境内地等の環境からみてそこに保存庫を建設することが好ましくない場合などのほかは、保存施設内に収蔵することが適当であると考えられるからである。

保存庫の広さは、そこに収納される物件の大きさと員数によつて定められるが、大体等身大の彫刻1体について4坪とし、それより小さいものあるいは盗難のおそれのある小金銅仏等の特殊なものについては、金庫や2~3坪の不燃性の施設を考えるのが普通である。

また大規模な収蔵庫のなかには、曝涼室・整理室あるいは海に近い場合は塩害防止装置など、それぞれの事情に応じて特殊な設備をしたものもあり、最近の保存科学的研究の成果をとり入れて、施設の万全をはかつている。

以上の防災、保存施設によつて、現在1,176件の美術工芸品が保護されているが、これは全指定件数の14.6%にとどまる。

このほか、個人所有の1,673件、財団法人等所有の771件、国有の529件を加えると、計4,149件(総件数の51.5%)は防災、保存施設によつてまもられているもの、あるいは種々の理由で国の補助によるこの種の施設を要しな

いものといえる。

さらに、前記のように指定建造物内に安置され、建造物防災によつて併せて保護されているもの、あるいは固定的ではないが、博物館等に出品されており、現在はとにかく安全な環境のもとにあるもの等を含めると、前掲件数はさらに多少の増加をみるであろう。

しかしながら、防災施設としてこれまで設置されたもののなかには、火災報知器だけというようなものも少なくなく、これでその文化財がまもられたとするのは危険であろう。全く未施設のしかも危険な環境にある緊急度の高いところを重点的にとりあげてゆく一方、これら既設のものでも不十分なものについての防災対策が必要である。

また、完成後の防災、保存施設については、一部に日常の保守点検を欠いて非常の際に役立たない状態で放置されていたり、また保存庫では温湿度等に対する適切な管理を欠き、せつかく安全な施設に納置された文化財が、かえつて虫害やかびによる損傷をうける危険もなしとしないという状態も往々見受けられる。したがつてこれらの施設がそれにふさわしい完全な機能を発揮できるよう、設置後の管理がじゅうぶん行きとどくことが望まれる。

### 第3節 修 理

#### 1 美術工芸品修理の特性

美術工芸品は、絵画・彫刻・工芸品・書跡・考古など種目を異にするうえに、同じ種目の内でも材質、形状、技法あるいは保存環境その他が一つ一つがうので、修理施工の方法も多種多様であるが、原則としてその修理のねらいとするところは、現状の維持・保存を第一義としている。したがつて後補部分の除去や欠失部分の復原など、現状の維持・保存から一步ふみ出す施工は、保存のためあるいは当初の姿をしめすうえに特に必要性がないかぎりは行なわないなど、慎重な態度で行なわれている。

このような方針の美術工芸品の修理を、目的によつて分類してみると大略次のようになる。

修理目的	施工内容
1 主として破損進行防止	1. 虫蝕・朽損・破損部の修理 2. 接合・接着部の離れ・弛みに関する修理 3. 彩色・塗り・金箔等の浮上りの剥落止め
2 主として老化防止	1. 材質・構造の強化 2. 装幀の改訂 3. 保存整理箱・保存台の作製
3 その他	1. 欠失部新補による復原 2. 断片の整理 3. 混乱・錯簡の補正

これらの修理にあたつては、まずそれぞれの遺品の現状に対応できる専門的な知識や判断を前提として綿密な修理方針がたてられねばならず、またその施工にあたつては、材料の選択・決定や修理技術者の採用にじゅうぶんな考慮が払われる必要がある。

## 2 修理の実績

指定品の修理は、美術工芸品の関係では、明治30年古社寺保存法の施行と同時に、奈良県中宮寺の天寿国繡帳以下152件の国宝の大半が当時の金額で5,054円余の国庫補助金を得て修理されたのをはじめとして、以後今日まで続けられており、昭和39年度末現在までに修理施工したものは2,931件に達する。

美術工芸品のなかには、たとえば金属製品や陶磁器のごとく、特殊の事情がおこらない限り修理を要しないものや調査の結果将来50年間程度は修理不要とみとめられるものがある。また、個人所有のものにはこれまで国庫補助による修理が及んでいないので、当面補助修理の対象として考えられる物件は、全指定件数からこれらを除いた5,144件とみてよかろう。

これを現在までに修理されたもの（前掲2,931件）と今後修理を要するものにわけて種目別に表示すると、第30表のとおりである。

第30表 美術工芸品の修理済および要修理物件件数一覧（種目別）（昭40.4.1）

種 別	絵 画		彫 刻		工芸品		書 跡		考 古		総 計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
要修理 物件	1,087	100	2,061	100	610	100	1,322	100	64	100	5,144	100

修理済 物件	551	51	1,639	80	322	53	385	29	34	53	2,931	57
未修理 物件	536	49	422	20	288	47	937	71	30	47	2,213	43

また、指定物件の総件数8,060件と上掲の修理補助対象5,144件を地域によつてわけ、修理済のものおよび今後修理すべきものの件数を示せば第31表のとおりである。

第31表 美術工芸品の修理済および要修理物件件数一覧（地域別）（昭40.4.1）

地 域	指定物件数	修理補助対象 件数	修理済件数	未修理件数
北海道・東北	177 件	96 件	72 件	24 件
関 東	2,135	676	258	418
中 部	661	458	290	168
近 畿	4,304	3,354	1,892	1,462
中 国	350	240	189	51
四 国	207	167	121	46
九 州	226	153	109	44
計	8,060	5,144	2,931	2,213

美術工芸品修理の工期は、大修理を別として、2～3ヶ月が普通であるから、単年度の工事が多く、また工費も現在は50万円前後が標準的なものである。現在のところでは、各種目あわせて年間90件前後が平均施工件数で、補助率は所有者の収支や資産状態によつて異なるが、平均すると70%程度となつている。

補助修理の対象としては、緊急度の高いものを最も優先的に採りあげることはいうまでもないが、各種目の調和のとれた進行をはかることも、修理技術者との関連のために必要とされている。一方地域別にみると、指定物件の多い近畿地方の各府県にまだ多くの要修理物件が残され、それらのなかには、施工技術が困難なためこれまで見送つてきた大規模の修理も多い。さらに、当面は修理補助の対象に入つていない財団や個人所有の指定文化財についても、修理対策を促進することが望まれている。

美術工芸品の虫蝕や破損は、外見ではわからないことがあり判断が難かしいので、専門家の注意を過少評価しやすく、また修理の成果も建造物のよう

に外見上きわだつて目立たないため、修理に対して消極的態度を脱けきれない例が多い。さらに、信仰上あるいは観賞上から修理をさけようとする例もあるので、要修理箇所を早期に発見して、なるべく小規模の施工でとどめよう、修理への一般的な認識が望まれる。

近年は、修理技術に保存科学を応用することが盛んになって、従来の伝統技術のみでは解決できなかつた面に大きな進歩をもたらした。絵画・彫刻の彩色や漆箔の剥落防止、銅や石製品の接合、虫蝕・朽損の甚しい木材の硬化などに合成樹脂が使用できるようになつたのはその顕著な例であるし、またX線透視撮影による内部調査、材質の非破壊分析による調査など、施工に先立つ科学的診断も大修理の場合は特に成果をあげている。これらの調査、研究あるいは実験は、従来から東京国立文化財研究所保存科学部の化学・物理・生物・修理技術の各研究室において、それぞれ分担して実施してきているが、現体勢ではまだ必ずしもじゅうぶんとはいえない。

### 3 修理技術者

修理施工にあたつては、個々の文化財に適応する高度の伝統技術が必要であるのみならず、その文化財の特質や破損の原因、状態を十分に理解したうえで、修理方針に則つて忠実に仕事が進められなければならない。また、修理される物件が国宝・重要文化財であるから、施工期間中はその保管にも全責任をもつてあたらなければならない。このような特殊事情により、美術工芸品の修理は、特に選ばれた施工者または施工団体に対して、指名請負の形で施工させてきている。

たとえば彫刻部門では美術院国宝修理所があげられる。この施工団体は明治30年に古社寺保存法による修理がはじまるとともに、岡倉天心によつて開設された「日本美術院」の伝統と技術を継承して今日に及んでいるもので、昭和11年以来20年余りにわたる京都三十三間堂の千体仏修理もここで担当した。現在16名の技術者がこれにぞくしている。また、絵画・書跡部門では国宝修理装潢師連盟があり、これらは父祖の時代からいわゆる「表具師」として永らく修理に携わってきた8人の業者とその工房に勤める技術者達からなり、近時、相互の技術の向上と交換をはかつて共同設計や分担施工なども行なつていている。

このような美術工芸品関係の修理技術者は現在125名で、部門別、職種別および年令別の人員の構成をみると第32表・第33表・第34表のとおりであり、年令別人員構成の上では高年令層が多く、若い技術者数が比較的すくないことが大きな問題とされている。

第32表 美術工芸品修理技術者の部門別人員数（昭40.4.1）

部 門	団体もしくは 業者の工房数	技 術 者 数		計
		専 任	そ の 他	
絵 画・書 跡	8 団体	45 人	36 人	81 人
彫 刻	2	16	11	27
工 芸・考 古	11	12	5	17
計	21	73	52	125

(注) 「専任」は各工房または各団体に専属し、常時指定文化財の修理に携わっている者。その他は専属ではないが、工事内容に応じ、紐・染織・刀剣研磨等の付帯工事のために修理に関係するものを示す。

第33表 美術工芸品修理技術者の職種別人員数（昭40.4.1）

区 分 職 種	絵画・書跡		彫 刻		工芸・考古		合 計	
	専 任	そ の 他	専 任	そ の 他	専 任	そ の 他	専 任	そ の 他
表 具	42 人	6 人	人	人	人	人	42 人	6 人
補 彩	2	3	1				3	3
樹 脂	1			6	1		2	6
彫 漆			8	3			8	3
木 工	5	3	1		6	2	9	8
金 工	7	2	1		2		4	8
甲 胴	6	2			1	1	4	7
組 紐	6					1		7
研 染	3					1		1
合 計	45	36	16	11	12	5	73	52
	81		27		17		125	

第34表 美術工芸品修理技術者の年令別人員数（昭40.4.1）

年令層	技術者数		計	%
	専任	その他		
60才以上	23人	22人	45人	36.0%
50～59才	16	11	27	21.6
40～49才	9	1	10	8.0
30～39才	8	6	14	11.2
29才以下	17	12	29	23.2
計	73	52	125	100.0

次に、現在の修理予算の規模で、これらの技術者の年間稼働日数とそれにもとづく将来の要修理物件の修理完了までの年数を示すと、およそ第35表のようになり、彫刻の進歩度をもつて標準とすれば、絵画、書跡、工芸の各部門では修理がやや遅滞しているとみられる。

第35表 要修理物件（美術工芸品）の修理完了年数表（昭40.4.1）

部 門	現 在 の 年 間 施 工 件 数	現 在 の 年 間 稼 働 日 数	要 修 理 物 件 修 理 完 成 年 数
絵 画・書 跡	31 件	平均 150 日	60 年
彫 刻	46	300	25
工 芸	9	100	40
考 古	4	300	10
計または平均	計 90	平均 213	平均 34

ところで、一たん修理された美術工芸品がふたたび修理を要するに至る年数は平均60年程度とみられるが、古社寺保存法により当初に修理したものは、すでに70年近くも経過しており、これら修理済み物件についても順次再修理を迫られていることを考えると、今後なお40～60年も、これまで手をつけていない要修理物件の修理に傾倒しなければならないようでは、文化財の十分な保存を期しがたい。この事態を改善するには、現在もつとも遅れている絵画・書跡・工芸品の修理稼働日数を大幅に増加して、各部門とも年間300日程度の修理を行なえるようにすることが第一に必要である。加うるに、現在修理技術者の中心となつて指導的に活躍している60才代の多数の技術者た

ちが遠からず第一線から隠退するのは避けがたいから、これらに代る有能な新人を逐次養成し確保して行かなければならないという大きな課題もある。したがつて修理については、これらの点を考慮して、予算と技術者養成の両面から対策を強化してゆくことが必要である。

技術要員の常時確保とその養成については、これら伝統的修理技術を会得するのに最低10年の歳月を要するほかに、国宝・重要文化財を取扱うための高度の技術と判断力が必要とされる。

国としては、後継技術者の確保と養成のために、昭和28年度以降9回にわたつて、国費による修理技術者養成講習会をひらき、技術の鍛磨、保存科学の知識およびその活用に関する判断力の養成につとめている。一方、東京芸術大学に古美術修理技術研究のための講座が昭和38年度からひらかれたのも、その一助となるであろう。

また、現在の修理技術者たちにとつての悩みの一つは、国宝・重要文化財を修理するために完全な設備をもつ修理所のことである。

昭和39年度の状況からみると施工場所は第36表のとおりである。

第36表 美術工芸品修理施工場所の状況

施 工 場 所	施 工 件 数	比 率
国・公立博物館等施設借用	東京国立博物館	21件
	東京国立文化財研究所	1
	京都国立博物館	26
	大阪市立美術館	5
	小 計	53 59
施 工 者 自 宅	20	22
現 地 (出 張 施 工)	17	19
合 計	90	100

これらのうち、国の施設の利用が最も安全であることはいうまでもなく、利用者も多いが、すべてをまかなえるものでなく、またそれとても修理工場として本来設けられた部屋ではないので、光熱その他の使用に不便があつたり、収蔵庫への搬出、搬入の煩瑣もさけ難く、理想にはほど遠い。施工者の自宅に設けられた仕事場は、倉庫等を伴い、比較的整備されてはいるが、市

街地の町並みのなかにあるから防災上不安があり、さらに指定物件の所在する現地への出張修理ということになると、殊に老齢の技術者には無理であり、経費はかさみ、また、施工場所も仮設的なものであるから防災上もとくに好ましくない。

したがつて、将来は、たとえば国立の文化財修理センターというような施設ができる、文化財修理の基本的な諸問題が総合的に解決されることが望ましい。

#### 第4節 公開・活用

##### 1 公開の現況

国宝・重要文化財に指定されている美術工芸品の公開活用の状況は、すでに第1章に概説したところであるが、本節でさらに詳しく述べてみよう。まず公開を行なう施設のうえからみると、

- (1) 国立博物館で行なわれている公開
- (2) 公立または私立の博物館・美術館で行なわれている公開
- (3) その他臨時の施設で行なわれる公開

にわけられる。

国立博物館は、現在東京、京都、奈良の3館があるが、これら3国立博物館では、それぞれ文化財の常時陳列を行なつてはいるほか、概ね春秋2回、特にテーマを設けて特別展観をひらく例になつてはいる。各館に出品展示されている文化財は、各館所蔵の国有品のほか、社寺等から寄託をうけて預つてあるもの、文化財保護法の規定により、国が行なう公開のために所有者（主として社寺）からの出品をうけているものなどに区分することができる。

公立博物館・美術館としては、県立のもの、市立のものなど約50館があり、私立の博物館・美術館同じく約50館とともに、いずれも常設の展観施設として活動している。私立の施設が財団や宗教法人を母体とし、自ら所有する美術品を中心に公開活動を行なつてはいるのに比べて、公立の博物館・美術館は他からの出品に依存するものが大半で、施設としては常設であるが、古文化財よりも現代美術その他の展観に重きを置いてはいるところも多い。これらのうち、いくつかの主要施設の過去5ヶ年間の開館日数と観覧者数について掲げれば第37表のとおりである。

第37表 主要博物館・美術館の開館日数と観覧者数

区分	施設名	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		備考
		開館日数	観覧者数	開館日数	観覧者数	開館日数	観覧者数	開館日数	観覧者数	開館日数	観覧者数	
国 立	東京国立博物館 京都国立博物館 奈良国立博物館	307 296 243	484,783 47,690 75,173	312 54,038 90,660	95,926 279 323	308 62,098 99	583,476 301 89,903	311 74,452 299	97,811 303 89,628	274 303 302	37,119 86,140 153,001	昭36、3.20開館 昭36、4.19開館 昭35、12.1開館 昭和37年度内修理
公 立	鎌倉国宝館(神奈川) 琵琶湖文化館(滋賀) 大阪市立美術館(大阪) 大阪市立博物館(大阪) 神戸市立美術館(兵庫)	337 345 120,977 39,763 11,536	78,710 362 349 254 222	298 362 121,101 54,051 7,612	68,762 243,581 121,350 54,051 218	297 362 321 349 218	77,016 158,362 186,321 32,383 8,609	305 363 349 362 224	68,858 234,303 175,932 63,369 8,056	293 362 326 362 231	69,996 281,060 173,239 105,672 12,443	
私 立	本間美術館(山形) 道博物館(山形) 致津美術館(東京) 五島美術館(東京) サントリー美術館(東京) 箱根美術館(神奈川) 熱海美術館(静岡) 川美術館(愛知) 徳濃田美術館(大阪) 逸翁美術館(大阪) 白鶴美術館(兵庫) 大和文華館(奈良)	295 211 13,618 289 26 15,264 19,627 20,507 20,263 10,286 12,868 135 131	51,000 50,251 232 28,188 26 301 315 356 156 302 170 153 301	301 305 232 304 272 205 294 307 156 159 155 153 301	56,717 14,098 14,098 28,230 2,873 41,205 16,904 31,810 22,588 19,937 9,394 21,884 29,254 48,075 21,884 10,395 94,561 24,901	294 262 262 307 272 287 298 305 303 212 294 159 263 358 159 283 163 291	237 252 252 305 303 237 216 232 317 212 159 164 262 317 303 283 158 293 153 299	47,108 18,621 18,621 25,847 22,588 47,108 216 232 317 19,029 12,237 22,585 34,044 13,440 22,585 11,090 24,901 38,541	234 232 232 317 303 234 58,337 19,380 32,368 42,761 219 27,625 47,576 26,935 27,625 12,863 10,978 40,879	昭36、11.21開館 昭35、4.19開館 昭36、11.21開館 昭36、11.21開館 36,531		

近年は、各地の大社寺が国庫補助金の交付をうけて収蔵庫をつくり、これら文化財の保存施設がそのまま公開施設として利用されているものが多いが、その実態は私立美術館に近いものといえよう。たとえば中尊寺(岩手)、興福寺(奈良)、厳島神社(広島)、観世音寺(福岡)などがその例である。

その他、臨時施設における文化財の公開としては、主として新聞社等の主催によりデパートその他でひらかれるものがあげられるが、東京、大阪、名古屋などの大都市をはじめ、広く全国各地で各種の展覧会が年間を通じてたえず行なわれている。

國の行なう公開および所有者自らが文化財の所在する場所で行なう公開をのぞき、所有者以外の第三者による国宝・重要文化財の公開は、施設の常設・臨時をとわず、文化財保護法による許可を要するが、昭和39年度の許可件数からみた都道府県別の文化財公開状況は、第38表のとおりである。

第38表 昭和39年度都道府県別文化財公開状況(展覧会開催)件数

展覧会開催件数(年間)	都道府県数	都道府県名
15件以上	1	東京
5件以上	4	山形、愛知、大阪、広島
3件以上	5	北海道、宮城、石川、京都、福岡
2件	2	群馬、高知
1件	11	福島、新潟、長野、岐阜、滋賀、兵庫、奈良、鳥根、山口、徳島、鹿児島
0	23	青森、岩手、秋田、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、富山、福井、山梨、静岡、三重、和歌山、鳥取、岡山、香川、愛媛、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎

次ぎには、海外における日本の文化財の公開がある。国際文化交流、国際親善のうえから、わが国文化財の真価を世界に認識させるため、国宝重要文化財を中心とする海外展覧会は機会あるごとに行なわれてきており、戦後行なわれたもので指定物件が搬出公開された展覧会は第39表のとおりである。

第39表 戦後における海外古美術展一覧

番号	展覧会の名称	開催地	期間	指定物件の輸出件数
1	講和記念 サンフランシスコ日本古美術展	アメリカ サンフランシスコ	昭26.9~10	重文 48
2	アメリカ巡回 日本古美術展	アメリカ ロサンゼルス ニューヨーク シヤトル シカゴ ボストン	28.1~12	国宝 12 重文 57
3	ルネ・グルツセ記念展	フランス パリ	29.5~7	重文 2
4	エラスマス記念展	オランダ ロッテルダム	29.4~9	重文 1
5	マルコポーロ生誕700年記念 13世紀中国美術展	イタリア ベニス	29.5~11	重文 2
6	極東風景画展	アメリカ クリーヴランド	29.11~12	重文 2
7	日本古美術展	ハワイ ホノルル	30.2~3	国宝 1 重文 8
8	東洋宋代文化展	フランス パリ	31.9~11	重文 1
9	欧州巡回 日本古美術展	フランス パリ イギリス ロンドン オランダ ヘーグ イタリア ローマ	33.4~34.2	国宝 26 重文 49
10	第2回日本古美術展	ハワイ ホノルル	32.2~3	重文 9
11	埴輪展	アメリカ ワシントン ニューヨーク シカゴ シヤトル サンフランシスコ	35.1~10	重文 2
12	21世紀万国博覧会参加 美術名作展	アメリカ シヤトル	37.4~9	重文 1

13	日本文人画名作展	フランス パリ	37.11~ 38.1	重文 5
14	仏像の変遷展	アメリカ ニューヨーク	38. 5~6	重文 2
15	日本古美術展	フランス パリ	38. 10~12	国宝 1 重文 19
16	米加巡回 日本古美術展	アメリカ ロサンゼルス デトロイト フィラデルフィア カナダ トロント	40. 9~41.6	国宝 22 重文 58

## 2 文化財保護委員会による公開

文化財保護法では、第48条、第49条および第50条において、とくに文化財保護委員会による公開のことを規定している。この制度は、国が所有者に勧告または命令して1年以内の期間を限つてその所有する国宝重要文化財を前記五つの施設に出品させ、あるいは所有者からの申出をうけてこれらの施設への出品を承認するという文化財保護法の規定によるもので、昭和39年度末の勧告、承認件数655件を施設別・種目別にみると第40表のとおりである。  
(命令による出品の事例はまだない。)

第40表 国の行なう公開における出品件数一覧(施設別・種目別) (昭40.3.31)

出 品 施 設	種 別						施 設						計						施 設					
	勧	絵	彫	工	書	考	建	小計	演	映	工	書	考	建	小計	絵	彫	工	書	考	建	小計		
東京国立博物館	45 (14)	31 (8)	39 (22)	18 (9)	5 (4)	0 (0)	138 (57)	6 (0)	11 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (0)	51 (14)	42 (8)	41 (22)	20 (9)	5 (4)	0 (0)	189 (57)			
京都国立博物館	72 (18)	20 (3)	11 (4)	44 (32)	10 (2)	0 (0)	157 (59)	21 (0)	7 (0)	2 (0)	15 (0)	2 (0)	0 (0)	47 (0)	93 (18)	27 (3)	13 (4)	59 (32)	12 (2)	0 (0)	204 (59)			
奈良国立博物館	50 (9)	53 (8)	25 (11)	24 (21)	6 (2)	2 (2)	160 (53)	2 (0)	10 (0)	1 (0)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (0)	52 (0)	63 (0)	26 (9)	31 (8)	6 (11)	2 (2)	2 (2)	180 (63)		
大阪市立美術館	26 (2)	17 (0)	9 (1)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	58 (4)	15 (0)	4 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	23 (0)	41 (0)	21 (0)	12 (2)	4 (1)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	81 (4)		
國立国会図書館	8 (2)	11 (0)	4 (2)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	26 (5)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)	11 (0)	11 (2)	4 (0)	5 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	31 (5)		
計	201 (45)	132 (19)	88 (40)	92 (64)	24 (8)	2 (2)	539 (178)	47 (0)	32 (0)	8 (0)	27 (0)	2 (0)	0 (0)	116 (45)	248 (19)	164 (40)	96 (40)	119 (40)	26 (40)	2 (8)	2 (2)	655 (178)		

備考 (1) ( )内の数字はそこに含まれる国宝の件数を示す。

(2) 建造物2件はいづれも五重小塔である。

文化財保護委員会の勧告や承認による出品は、いまのところは社寺所有のものが90%以上を占め、これに若干の地方公共団体所有品が加わっている。

これら出品品目に対しては、設けられた基準にしたがい、年間最低1,800円から最高12,000円までの範囲で出品給与金が交付されることになつてゐる。

出品給与金の予算は漸次増加しつつあるが、1件あたりの年間給与額は平均4,525円（昭和39年度）で、わが国の文化財のなかでも、特にすぐれた国宝・重要文化財を1年間借りて展観する出品料としてはむしろ低額でさえある。博物館にあづければ保存管理のうえでは安心できようが、社寺としては本来は手許に置きたい宝物類であるから、國の行なう公開活用を充実させるためには、所有者の出品意欲を低下せしめないよう、さらに適当な措置が望まれるところである。

### 3 国立博物館

国立3博物館の館有品ならびに出品による保管品の件数は第41表のとおりである。

第41表 国立博物館の文化財保管状況一覧（昭40.4.1）

施 設	館 有 品	勧告・承認出品		寄 託 品	計
		件	件		
東 京	85,996 (382)	159 (159)		603 (258)	86,758 (799)
京 都	2,333 (58)		204 (204)	1,160 (278)	3,697 (540)
奈 良	578 (14)		180 (180)	825 (210)	1,583 (404)
計	88,907 (454)		543 (543)	2,588 (746)	92,038 (1,743)

( )内は指定物件数

東京国立博物館では、昭和39年度に法隆寺宝物館が完成して、明治のはじめ法隆寺から皇室に献納され帝室博物館に下賜された宝物類を収容展示し、また、東洋美術館新設の計画も軌道にのつているから、まず一応整備されているということができようが、京都および奈良の2国立博物館の現況は、必ずしも満足できる状態ではない。

国では、優秀品のうちで、員数や法量が多大なため所有者による管理の困難なもの、あるいは散逸・流出のあるもの等について、積極的に買上げの措置を講じている。その結果、國に帰属したこれらの国宝・重要文化財等は、各国立博物館の公開活用に役立て、そのほか各館自体においてもそれぞれ陳列品購入につとめているが、京都・奈良では勧告・承認出品品目が陳列の主軸をなしており、また両館が現在所有あるいは保管する文化財の件数は、長期にわたり継続展示ができないわが国の文化財の特質を考えた場合、博物館としての公開活動を維持するにはじゆうぶんでない実情にある。

なお、3国立博物館は、それぞれ特色をもつて運営されているが、現在のところは、

東京国立博物館は、國の総合的な博物館として、東洋および日本の各時代の優品を展観すること。

京都国立博物館は、平安時代以降の日本美術、特に絵画、書跡、工芸品の展観に重点をおくこと。

奈良国立博物館は、主として仏教美術の展観を行ない、特に彫刻に重点をおくこと。

という考え方で、それぞれ陳列品の充実につとめている。

### 4 私立美術館および公立博物館

各地方の各私立美術館は、主として特定のコレクションを母胎に成長してきており、その意味でそれぞれ特色をもち、また、近年は文化財の近代的な展観施設として活発な活動をみせていくところが多く、第37表に掲げた各私立美術館はその例のいくつかである。

全国の私立博物館、美術館等で国宝・重要文化財を5件以上所有するもの（昭和40.4.1現在）は、第42表に掲げるとおりである。

第42表 私立美術館等の所有する指定文化財件数（昭40.4.1）

府 県	施 設 名	国 宝	重 要 文 化 財	計
東 京	書 道 博 物 館	一	11	11
〃	根 津 美 術 館	7	62	69
〃	五 島 美 術 館	5	44	49
〃	大 東 急 記 念 文 庫	3	22	25

〃	大倉文化財団	2	13	15
〃	島山記念館	3	18	21
神奈川	常盤山文庫	2	18	20
〃	松永記念館	(1) 一	(8) 5	(9) 5
静岡	熱海美術館(箱根美術館を含む)	3	26	29
愛知	徳川美術館	8	38	46
京都	藤井斎成会	1	6	7
〃	陽明文庫	8	48	56
大阪	逸翁美術館	—	10	10
〃	藤田美術館	6	35	41
兵庫	黒川古文化研究所	1	13	14
〃	白鶴美術館	2	9	11
奈良	大和文華館	4	33	37
〃	天理図書館	4	49	53
岡山	岡山美術館	2	11	13

注一設立者等関係者の個人所有であるが、館が陳列するものは、( )に入れて本表に加えた。

これらの多くは、例えば五島美術館、根津美術館、島山記念館の茶道関係、常盤山文庫の書跡関係の収集品のように、創立者のコレクションの特色がよく示されているものがあり、その意味で館の公開活動を性格づけている。

一方、地方公共団体の設立する公立の博物館、美術館等においては、古文化財公開を専らとする施設はあまり多くないし、また、自己の所蔵品を主に公開活動を行なつているところも少ない。地方公共団体所有の国宝・重要文化財は第4表に掲げたとおり60件であるが、保存庫が公開施設を兼ねている場合は別として、地方公共団体が指定文化財と施設とをあわせもつところは、石川県、大阪市等が主なものとしてあげられる程度で、全国的には少ない。

しかし県立、市立の博物館、美術館設置の気運は最近活発で、既に実施に着手しているところもある。施設以前に、あるいはその建設と平行して、活動の基礎をなす文化財の収集につとめ、特に各地方の文化や歴史の理解に必要な文化財を、地方公共団体自らが保護のために買上げることも期待されている。前記のように、国の公開が行なわれている地方公共団体立の博物館および美術館は、いまのところ大阪市立美術館および鎌倉国宝館の2館にとど

まるが、これを他のすぐれた施設にも及ぼして、各地方における文化財の公開活動を拡充することも考慮されている。

#### 5 臨時施設における公開と公開取扱注意品目

新聞社等の主催で、デパートその他の臨時的な施設で行なわれる展覧会で指定文化財の公開が許可されるものの件数は、現在年間約50件前後で、許可にあたつては、出品品目の現状が、それらの施設での公開にさしつかえないか、あるいはその施設が防災上文化財の公開にふさわしいかなどについて注意し指導している。

昭和39年度における臨時的な施設での公開の規模を、出品された指定物件数からみると第43表に掲げるとおりである。

第43表 昭和39年度における臨時施設での公開における指定文化財出品件数

(昭40.4.1)

5件未満	5件以上 10件未満	11件以上 15件未満	16件以上 20件未満	21件以上 25件未満	26件以上	計
25	10	8	7	6	4	60

また同じ年度、臨時施設で公開された国宝・重要文化財の件数を、種目別にあげると第44表のとおりである。

第44表 同 上 (種目別) (昭40.4.1)

区分	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古	建造物	計
国宝	25	15	55	13	3	2	113
重要文化財	151	58	203	84	6	2	504
計	176	73	258	97	9	4	617

デパートにおける文化財展はわが国独得のもので外国には例をみないといわれるが、これらは文化財の美しさや価値を一般国民に身近かに理解させ、保護思想の普及啓蒙に一つの役割を果しており、少なくとも専門的な公開施設が整備されるまでの過渡的な意義はある。

しかし臨時的な施設での公開は、文化財の損耗を特に早めると指摘される面もあり、これについては将来にわたり一層の注意が必要であろう。

このため、公開活動を制限する意図ではなく、指定されている文化財が安

全な環境、ふさわしい施設で公開されることを望む趣旨で、昭和29年7月にはじめて公開取扱いに注意を要する品目を個々に定め、所有者はじめ関係方面へ通知して協力をもとめた。

それは次の三つのグループにわかれる。第1類および第2類は施設のいかんにかかわらず移動を制限するが、第3類は文化財の公開のために建てられた施設での展観については制限を加えていない。

**第1類 現状において損傷が多いため、あるいは移動により損傷のおそれがある極めて大なるため、現在地よりの移動を制限するもの。但し目下他に出品中のものの返還はこの限りではない。**

**第2類 大きさ、重量よりみて移動の可能性は少ないが、第1類に準じて移動を制限するもの。**

**第3類 特に価値が高く、且つ移動、取扱いにより損傷のおそれがあるため、臨時の展観施設への出品を制限するもの。但し、極めてまれに行なわれ、且つ意義深く、やむを得ぬ事情がある場合に限り、条件を付して出品を許可することがありうる。**

当初226件だったこれらの品目は、その後3回の改訂を経て、現在411件になつている。すなわち、修理施工が済んで取扱いに危険を伴わなくなつたものの制限を解除した一方、新たに指定されたものなかで取扱い注意の必要なもの、破損が進行しているがまだ修理施工の運びに至らないものなどが追加されたためで、種目別件数は第45表のとおりである。そうしてこれは、今後とも個々の文化財の実情に添つて、改訂を加えてゆく必要がある。

第45表 公開取扱注意品目種別件数表（昭40.4.1）

区分	種目		絵		彫		工		書		考		計	
	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文
第1類	10	6	40	13	6	2	—	—	10	18	66	39		
	16		53		8		—		28		105			
第2類	—	—	8	23	2	5	1	—	—	1	11	29		
	—		31		7		1		1		40			
第3類	38	5	42	46	65	10	14	2	13	31	172	94		
	43		88		75		16		44		266			
計	48	11	90	82	73	17	15	2	23	50	249	162		
	59		172		90		17		73		411			

## 6 模写・模造の作成

指定文化財のなかには、諸種の事情により公開活用の困難なものがある。たとえば、

- (1) 剥落損傷の度が年々進んでおり、修理によつても自然の消耗を完全には防止し得ないもの
- (2) 構造が脆弱であつたり、褪色や損傷のおそれがあつたりして、現在地よりの移動や公開がむづかしいもの
- (3) 信仰上の理由により、あるいは一般には見難い場所に置かれていて、同じく移動、公開をのぞみえないもの

などがそれで、これらは学問研究のうえでも活用の利便に乏しく、半面これらの文化財が国民に広く親しまれる必要があるので、昭和28年度以降美術工芸品についての模写・模造事業が行なわれている。

これまで（昭和28～39年度）の実績は第46表のとおりである。

第46表 美術工芸品模写・模造の実績一覧

番号	種別	指定	府県	所有者	名 称	員数	区分	実施年度
1	絵	国宝	京都	平等院	鳳凰堂屏絵	15 面	模写	昭和28～32
2	〃	〃	〃	醍醐寺	五重塔壁画	21 "	〃	32～35
3	〃	〃	〃	法界寺	阿弥陀堂壁画	28 "	〃	35～37
4	工	〃	奈良	当麻寺	当麻曼荼羅厨子軒先板	17 " 2 "	模造	36
5	〃	〃	〃	〃	綴織当麻曼荼羅図	1 幅	複製	37
6	絵	〃	東京	酒井家	伴大納言絵巻3巻のうち	2 卷	模写	38～39
7	彫	〃	奈良	室生寺	金堂安置仏像光背	2 面	〃	38
8	工	〃	〃	長谷寺	銅板法華説相図	1 "	模造	"
9	絵	〃	〃	室生寺	伝帝釈天曼荼羅板絵	1 "	模写	39
10	彫	〃	〃	法隆寺	夢違觀音像	1 軸	模造	"
11	絵	重文 取扱	京都 社	宇治上神 本殿	屏絵	4 面	模写	"

これらの製作は、それぞれの分野の優秀な技術者に担当せるとともに、必要に応じ修理技術の後継者たちも参加せしめ、その養成にも役立てる配慮

で行なわれている。

製作を完了したものは、機会あるごとに公開や学問研究に積極的な活用をはかつてゐるが、将来は国立博物館に模写・模造室を設けて、常時交替展示することも考えられる。

文化財は、概して公開の場合にいたみやすいから、特に損傷のおそれが多く、しかもかけがえのない品目をしばしば展示することは避け、可能な場合は模写・模造品に代えてゆくためにもこの事業の拡充が望まれる。

### 第3章 建造物

## 第3章 建造物

### 第1節 指定と調査

#### 1 指定物件の概要

わが国の建造物は、現代のものを除けばそのほとんどが木造建築で、7世紀に建立された法隆寺の伽藍建築からはじめて1,300年のながきにわたり、各時代の建造物が今日に残されている。

ところで、国による文化財建造物の保護は、古社寺保存法からはじまり、明治30年から昭和3年までの32年間に、歴史の証徴または美術の模範となるべき特別保護建造物として、全国で1,083棟が指定された。

ついで、昭和4年から国宝保存法の時代となり、社寺所有以外の建造物が新たに指定対象に加えられることとなり、文化財保護法が成立するまでの21年間に約750棟が指定された。このうち社寺以外の指定は、国有130棟、公共団体有143棟、民有その他130棟、合計403棟で、指定総数の約6割近くを占める。国宝保存法以前とあわせると、指定建造物の累計は1,800棟をこえるにいたつた。しかし、その間における災害、ことに第2次世界大戦における戦災被害により、焼失したもの209棟および、また沖縄の、主として首里城を中心として指定された文化財20棟は、ごく一部を除いて破壊された。

こうして昭和25年の文化財保護法施行の当時は、建造物指定件数1,057(棟数1,617棟)であり、その後新たにこの法律によつて重要文化財に指定された建造物が、今日まで404件、570棟あり、分割・統合・指定解除等による増減を差引き、明治以来の指定累計は1,461件、2,186棟となつた(このうち国宝に指定されたものは205件、247棟)。建造物の指定は、以上のような経緯をたどつて今日に至つたものであるが、これをとりまとめて表示すると、第47表のようになる。

第47表 国宝・重要文化財(建造物)指定状況

(昭40.4.1)

名 称	区 分		件 数	棟 数	備 考
	古社寺保存法(明30—昭3) (特別保護建造物)	件			
		840	1,075	棟	焼失6棟を除く

国宝保存法(昭4—24) 国宝建造物	累計 1,057	累計 1,616	焼失 20、 戦災 209、沖縄関係 20棟を除く
文化財保護法(昭25—29) 国宝 重要文化財	累計 205 1,461	累計 247 2,186	焼失等 9棟を除く 重要文化財の数は 国宝を含む

また、これらを時代別に分けると第48表のとおりである。

第48表 国宝・重要文化財(建造物)時代別件数表

(昭40.4.1)

区分	時代	飛鳥	奈良	平安	鎌倉	室町	桃山	江戸	明治	中国	計
国宝件数		4	21	24	62	36	32	26	0	0	205
国宝棟数		5	21	31	64	38	44	44	0	0	247
重要文化財件数		5	26	42	303	574	204	290	16	1	1,461
重要文化財棟数		6	26	50	350	619	394	723	17	1	2,186

飛鳥、奈良時代の建築が30棟以上も残されており、平安時代を含めての古代の建造物棟数82という数字は、わが国に現存するこの時代の建造物のはほとんどすべてを含むとみてほぼ誤りがない。

次に、鎌倉、室町両時代における重要文化財の指定969棟は、現存するもののうち重要なものをほとんど含んでいるといつてよい。ただし、石造物(石塔類)については未指定のものにも価値の高いものがまだかなりある。

桃山時代は、時代としてはわずか30~40年の短い間であつたが、建築活動の盛んであつた時期で、その時代の394棟はかなり多い方で、現存のもの的重要なものは大部分指定されているとみてよい。

しかし、江戸時代以降については、約300年の期間に建てられ、しかも現存する建造物はきわめて多いが、類例との比較調査を要する関係などもあつて、今まで指定されたものは江戸時代723棟、明治時代17棟にとどまつている。

これを国宝のみについてみると、飛鳥、奈良時代は重要文化財の80%、平安時代は60%と重要文化財の大部分または過半数が国宝としての指定をうけているが、重要文化財総数からみれば、わずか4%にすぎない。飛鳥、奈良、

平安時代の古代建築が、国宝総数においては、23%を占めているのは、単に希少価値というだけでなく、当時の木造建築が技術的にも芸術的にも、すぐれた価値をもつていたことを物語るものである。

次に中世以降をみると、鎌倉時代は重要文化財の18%、室町時代は6%、桃山時代は12%、江戸時代は6%が国宝となつてゐる。中世以降は、指定建造物の数も、飛躍的に多くなつてゐるが、鎌倉時代と桃山時代に属する国宝が、比率においても、絶対数においても多いのは、この二つの時代は建築活動が盛んであり、したがつて技術も進歩し、優れた建築作品が多かつたことを示している。

次に第49表によつて指定建造物を種類別にみると、社殿その他社寺建築が圧倒的に多いことが、ここでも知られる。

第49表 国宝・重要文化財(建造物)種類別棟数表

(昭40.4.1)

種類	棟数	
	重要文化財	国宝
仏堂	374	83
塔	102	29
門	261	21
方丈、書院、庫裡	126	23
社殿(靈廟を含む)	497	46
その他社寺建築	315	21
城郭建築	231	16
住宅(民家)	43	0
洋風建築	18	1
石造物	189	0
その他(非社寺)	30	7
計	2,186	247

城郭建築は、桃山時代前後に築かれたものを中心として、現存の城郭の主要なものはほとんど含まれている。また、民家と明治洋風建築は、文化財保護法以前でも、例外的な指定は行なわれていたが、この法律制定以降、とくに近年関心がたかまつてきたものである。第2次世界大戦によつて都市の破

壊が広範囲におよび、かつ、戦後の都市開発または地方における国土開発などによつて、明治洋風建築や古い伝統をもつ民家などの滅失が急激に目立つてきた。したがつてこれらの指定はまだきわめて少ないが、今後は一だんとその指定促進が考慮されることとなるであろう。

また石造物は、中世の石塔類が大部分で、洋風の石造建築は含まれない。なお、国宝の仏堂83棟のうち鎌倉時代が35棟と40%以上を占めている。これは、わが国木造建築の本格的な技法のひとつのピークがここに示されていふと考えてよい。また神社社殿の国宝46棟のうち、江戸時代のものが18棟と比較的多いのは、その大部分がわが国のもつとも由緒ある大社の本殿であり、現在の社殿の建立時代は比較的新しいが、その古制の価値が高く評価されたものである。

なお、さきにふれた重要美術品としての認定をうけた建造物は、360件（このうち戦災焼失3件）であつたが、これらは再調査されて、今日まで174件が重要文化財に指定されている。これらの重要美術品等認定物件の中にはなお、地方的価値の高いものがあり、これらはその地方の公共団体によつて、保護されてゆくことが望ましいであろう。

## 2 指定のための調査

文化財としての建造物の調査は、その初期においては、主として社寺建築のうち、近世以前を主要対象としたものであつた。建造物の芸術的、歴史的または技術的研究の進歩と平行して、その対象も社寺以外のすべての建造物におよぶようになり、桃山時代までのものについてはおおむね調査を終えた。しかし江戸時代以降の近世のものについては、社寺建築の数はきわめて多く、特殊のものを除いては、その調査もなお十分とはいえない。また近年、とくにその文化史的価値を重視されてきた明治洋風建築は、調査としてはまだ初期の段階である。さらにその独特的芸術的、文化史的価値をもつ民家に至つては、その数がひじょうに多いので、重点的に調査を行なわなければならない。したがつて、今後は主として次の分野について調査を行なう必要があるであろう。

### (1) 近世の社寺建築

今日わが国に存在する社寺の数は、総計15万をこえる。その社殿、仏堂などの建築は、ほとんどが近世以降のものであるとみてよい。

江戸時代の指定棟数723の内訳を大別すると、城郭その他を除いて、社寺を中心とするものが約500棟である。しかしそれをさらに分類すると、東照宮などの靈廟がその3分の1、神社、寺院がそれぞれ3分の1を占める。この神社、寺院の指定対象は、それぞれの由緒をもち伝統様式をもつ大社の社殿や本山寺院の伽藍などが多くみられるのであつて、その他の社寺建築についてはきわめて少ないので現状である。

近時、社会情勢の変化や時代の推移により、建築保存の状態は、大寺大社においてさえ必ずしも楽観は許されなくなつてきている。わけても旧官國幣社であつた神社では、国による保護の手を離れてからのち、ようやく再修理の時期を迎えている。

これは、さらに、明治時代の社寺建築についてもいいうる。江戸時代よりもさらに身近かであるが、わが国の木工技術すなわち木割術や規矩術が、ながい伝統を経て江戸時代に発展し、ひとつの型にまとまり、それが最後の華を咲かせたのが明治時代の社寺建築であつた。そういう意味で、今からじゆうぶんな調査を行ない資料を蓄えておくことは必要であろう。

### (2) 明治洋風建築

わが国が近代化をはじめた明治時代（幕末を含む。）は、西洋文明の輸入が行なわれ、建築界にも洋風導入という大事業が行なわれたため、これをかえりみてこの時代の遺構についての関心が近年とくに高まつてきた。その対象は主として公共建築または商業建築であるが、すでに100年近くを経過しているものもあつて、経済的な耐用年限を越え、あるいは旧式化して新しい建築に交替する時期にきている。そのうえ都市の開発も、その消滅に拍車をかけてきている。このような状勢にあるので、明治洋風建築のうち記念的な作品の保存は特に重要な意味をもつてくる。

最近、日本建築学会が作成した「現存する明治洋風建築」の目録は約600棟を記載しているが、今日、日本全国で約1,000件程度が残されてい

ると推定される。このうち現在まで指定されたものは16件（18棟）にすぎない。これらは主として明治初期のもので、今日においてはそのころのものは数もきわめて少ないとみられる。しかし、明治時代のうちでもとくに発展期であった中期頃の洋風建築は、まだかなり残されており、その中には、明治を代表する重要なものがあるにも拘らず、今日では経済的、機能的に、それを維持し保存する条件がしだいに失われつつある。

それが単に記念碑的な建築でないかぎり、実用面をまったく無視できないことも多い。したがつてこれらを保存しようとする場合には、フランスなどで行なわれている正面（ファサード）指定の方式も考えられる。これによれば、建造物の正面外観のみが保護の対象となり、室内の改裝などは所有者の自由意思に任せられる。またこの方式は、ひとつの街並みの景観を保護する場合にも効果があるであろう。

いずれにしても、明治洋風建築の周囲の事情は急迫しつつあり、これを保存するためには学者、専門家、関係者のみならず、一般社会の強い支持と協力が望まれる次第である。

### （3）民家

現存する民家は、みな江戸時代以降のものである。江戸時代、明治時代を含めた古い民家の現存数は、全国で約400万戸という多数にのぼるが、そのうち、文化財としての調査の対象となるものは、約1%内外と推定される。

戦後、生活様式の変化や経済的な変化とともに、全国的に住宅改築の気運が高まってきた。また、ダム建設その他の国土開発も民家建築にとっての危機となつた。

このような情勢にかんがみ、民家の調査保存を重点的にとりあげ、近年数県について調査を実施してきたが、全国的にみれば、まだごく一部の地域を行なつたにすぎない。

今までに重要文化財に指定された民家は38棟である。また個々の民家は、その地域全体のなかの一点にすぎない。だから、ある地域の民家

群が全体として、伝統的な生活様式を伝えている場合、その環境全体を保護の対象にすることは、きわめて意義深いことである。しかし、ひとつの集落や街区を保存の対象とする場合は、所有権や生活権とからんで種々困難な問題が生じるので、今後じゅうぶんな検討を要するであろう。

近年のように破壊の度がいちじるしい時は、完全な調査をへて指定する暇のない場合も起りうる。よつて、このような事態に対応するため、記念物の場合における同様の仮指定等の制度を研究する必要がある。特に民家、明治建築部門についてその必要性は強い。

## 第2節 管理と防災

### 1 管理

国宝、重要文化財に指定されている建造物を所有者別にみると第5表のとおりとなり、社寺所有がそのほとんどで全体の約85%を占めている。

また、指定建造物のほとんどは所有者が管理しており、管理団体の管理となつているものは、全体のわずか2%にすぎない。

さらにそのうち社寺所有の場合、管理団体が管理しているのは5か所にすぎず、それらは塔頭寺院のものを本寺が管理するもの、無住寺院のものを地元の地方公共団体が管理するものなどである。しかし、所有者が管理している社寺のなかには、無住またはそれに近いものが約290か所もあり、その管理方法については検討を要するものがある。

第50表 国宝・重要文化財(建造物)の管理状況(管理者別)

(昭40.4.1)

管 理 区 分	所 有 区 分	管 理 者	件 数	棟 数
所有者管理	国	9	13	23
	公共団体	60	67	150
	神社	324	439	746
	寺院	441	839	998
	個人	48	51	79
	その他の	10	20	22
	小計	892	1,429	2,018
管理団体管理	国	9	13	125
	神社	2	2	9
	寺院	3	13	14
	個人	3	5	19
	その他の	1	1	1
	小計	18	34	168
合 計		910	1,463	2,186

(注) 指定件数が実数より2件増になつてゐるのは、1件を二者で分割管理しているものがあり、これを各所有者区分にそれぞれ掲げたためである。

また、国有のもので地方公共団体に管理させているものが9例あるが、これはそのほとんどが城郭で、所在の地方公共団体を管理団体としているものである。

さらに個人所有は、51か所のうち48か所が所有者の管理となつてゐる。

建造物の管理は、何といつても防火を第1とし、その他落書やき損を防止することなどにあるが、これらの指定建造物の所有者または管理団体による管理の現況は、パトロールの結果によれば、おおむね次のとおりである。

#### (ア) 自衛体制

指定建造物には、消防法により防火管理者がおかれて、この者が消防計画を立案することになつてゐる。消防計画は、自衛消防隊の組織、消防施設の充足、消防・消火訓練と施設および火元の点検などを含み、それによつて年間計画を立て、防火管理者が責任をもつてこの計画を実行し、さらに改良、改善して行くものである。

ところで、消防計画を作成し、消防署に提出しているのは全体の30%強、自衛消防隊を組織している所が約25%、専任の警備員をおいている所は半数足らずで、昼夜定期的に巡回をしている所は約40%というような実情で、その体制は決してじゅうぶんとはいえない。

#### (イ) 指定建造物の環境

指定建造物の周辺が一般に自由に開放されている所が約70%、境内を計画的に公開している所が約20%、合せて約90%は一般の人々が誰でも自由に指定建造物に接近できる状況にある。

さらに禁火、禁煙措置について見ると、「煙草、たき火の禁止」を標示している所は半数以下である。

これをもつてすると、不特定多数の人が自由に接近でき、このために一部の者の心ない仕業が、指定物件き損の原因となることが、しばしば起り勝ちな環境にあると指摘されうる。

#### (ウ) 施設と訓練、点検

自動火災報知設備の設置普及率は低く、なお設置範囲の不じゅうぶんなものがある。

消防訓練および防火施設の点検状況をみると、訓練年間2回以上、点検月1回以上実施している所は半数に足らず、大半は消防計画の指導基準以下であり、殆んど実施していない所も少なくない。

## 2 防 災

日本の建造物はほとんどが木造建築であるので、火災に対してはもつとも警戒を要する。すでに古社寺保存法時代に5件(6棟)、国宝保存法時代に14件(24棟)が罹災し、その大部分が重要文化財としての価値を失い、指定解除となつたほか、第2次大戦の爆撃による滅失が209棟の大量にのぼつた。

さらに戦後、昭和23年から25年までの3年間に6件(10棟)が罹災し、昭和26年から39年までなお5件(7棟)を失つている。

防火に対する対策としては、戦前にもすでに国庫の補助のもとに、きわめて重要な若干の建造物について防火施設が実施されたが、文化財保護法施行以後は、その面の飛躍的充実強化が図られた。

昭和25年度から39年度まで15年間に国庫補助による重要文化財建造物の防災施設実施状況は第51表のとおりで、石造物などを除いた防災設備を必要と

する795か所の中、既に実施したのは284か所であり、約36%の普及率となつていて。しかし、なお511か所が未設置の状態にあるので、それらに対する対策は今後の緊急の要務となつていて。

防災施設の種類別実施状況は第52表のとおりである。

第51表 国宝・重要文化財(建造物)防災施設実施状況

(昭40.4.1)

施設区分	所有者区分	所在地別	建 造 物		
			指 定 件 数	棟 数	数
総合防災	国	8	15	128	
	公共団体	9	10	72	
	神社	35	77	185	
	寺院	88	280	373	
	個人	3	3	3	
	その他	2	10	12	
	計	145	395	773	
部分防災	国	2	2	5	
	公共団体	1	1	1	
	神社	39	66	177	
	寺院	90	209	246	
	個人	6	6	14	
	その他	1	1	1	
	計	139	285	444	
未施設	国	7	8	14	
	公共団体	26	31	48	
	神社	237	283	378	
	寺院	209	302	309	
	個人	27	31	60	
	その他	5	7	7	
	計	511	662	816	
計			795	1,342	2,033
防災施設を要しない石造文化財			115	121	153
合 計			910	1,463	2,186

第52表 国宝・重要文化財(建造物)防災施設種類別実施状況

(昭40.4.1)

種 類	設置箇所数	種 類	設置箇所数
消防署直結火災報知機	77	防 火 壁	9
自動火災報知設備	132	消 防 道 路	28
貯 水 槽	111	火 除 地 設 定	1
動 力 消 防 ポ ン プ	75		
消 火 栓	110		
ド レ ン チ ャ ー	26		
避 雷 設 備	104		

(注) 1か所に数種類の施設を施したところがあるので、設置数は防災施設設置箇所数よりも多くなっている。

なお、参考までに国宝、重要文化財の建造物に設置した防災施設の奏効例(届出のあつたもの)を、美術工芸品の収蔵庫もあわせて、種類別にみると第53表のようになる。

第53表 国宝・重要文化財(建造物)防災施設奏効例一覧

(昭40.4.1)

番号	火災を未然に防いだ防災施設名	回数	主な奏効例の概要
1	火災報知機 (消防署直結の) も	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府仁和寺で九所明神拝殿(指定外物件)より出火、通報により消防車出動、拝殿は全焼したが消し止めた(昭28年)</li> <li>○奈良県法華寺西方20米の民家より出火、通報により消防車が出動、消し止めた(昭32年)</li> <li>○京都府醍醐寺で山火事があり、通報により消防署員が出動して消火、山上伽藍への延焼を防止(昭37年)</li> </ul>
2	自動火災報知設備 (火災の早期発見)	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○奈良県興福寺の南円堂隣接茶屋から出火、警報により消防車出動、火事に至らず消し止めた(昭28年)</li> <li>○愛媛県石手寺穴場地蔵より出火、警報により住職が消し止めた(昭32年)</li> <li>○広島県淨土寺にて子安堂のローソク立が燃え上り、警報でかけつけて消し止めた(昭34年)</li> </ul>

3	消火栓 (他の建物への 延焼を防止)	4	○滋賀県延暦寺大講堂より出火、自衛消防隊により消火栓から放水、隣接根本中堂と戒壇院への延焼を防止した(昭31年) ○栃木県日光山内で本地堂(薬師堂)から出火、警報により消防署に通報、消火栓、電動ポンプで放水、隣接の陽明門及び廻廊への延焼を防止した(昭36年)
4	ドレンチヤー (近火の際飛火 の防 止)	2	○京都府大報恩寺の南方民家から出火、ドレンチヤーを15分間放水して飛火を防止した(昭38年)
5	避雷針	1	○岡山県岡山城月見櫓前に落雷があり、土地に大穴をあけたが櫓は無事(昭31年)
6	収蔵庫	1	○岐阜県乙津寺庫裏から出火、重要文化財の彫刻は前年竣工した収蔵庫に安置してあつたので被害はなかつた(昭29年)

昭和25年以降何らかの防災施設を設置した箇所は、第54表のとおり総数の約36%であるが、総合防災施設のほぼ完備したとみなされるものは既設置箇所の約50%、全体からみれば18%に過ぎない。したがつてそれ以外の82%についてはなお不じゅうぶんな状況であり、これに要する施設費の総額はおよそ40億円程度と推定される。

### 3 環境の保全と整備

建造物は、開放された外界に存在するから、とくに、そのものの安全性とその周辺との関係、すなわち、環境の保全や整備が重要な課題となる。

社寺建築の多くは、建物の周囲の樹木、池泉、参道などとともに一体となつた環境をつくり出している。しかし永い年月を経るにしたがい、経済的、社会的な変化はこの環境にも次第に影響を及ぼしてくる。たとえば、最近の都市の膨脹によつて指定建造物のまわりの緑地が削られ、住宅や工場などが密集して、火災の頻発や空気の汚染その他の公害の問題などが生じている。

火災に対しては、都市では強力な都市消防力に依存するほか、消防法に基く市町村条例により、一定区域内におけるたき火や喫煙の制限をすることができ、すでに数都市においては指定建造物の周辺10~20メートルを禁止区域

に設定して、火災の発生防止に努めている。

とくに近年、都市の開発、近代産業施設の強大化、高速道路やダムの建設などによつて、指定建造物自体の保全に重大な影響がおこり、その結果、指定建造物を移築するに至つた事例もある。

また、空気汚染の直接的影響としては、建造物の飾金具などの金属部分が腐蝕し、それを取り外して別に新たに建設する収蔵庫に收め、もとの位置には代替品を取りつけるという事例もある。

そこで、建造物の環境をよりよく改善するためには、単に現状に対する制限や禁止だけでなく、積極的な環境の整備が必要となる。すなわち建造物をとりまき、またその背景となる樹木、池泉、または小丘などを含めた総合的な計画が重要となつてくるのである。

したがつて、広告物などの無秩序な氾濫も、その意味では大きな障害の一つとなるのである。指定建造物自体に広告物をとりつけることはもちろん禁ずることができるが、その周辺区域のものに対しても、屋外広告物法によつて、都道府県条例により一定範囲を定め、指定建造物の周囲の広告物を禁止または制限することができるようになつてゐる。奈良県で指定建造物の周囲50メートルを指定しているのは、その一例である。

わが国のような人口の密度の高い国では、このような環境をめぐる問題は切実であり、今後積極的に取上げなければならない問題の一つであろう。

文化財保護法によるのみでは、指定文化財の所有者や、管理者など、その法律の権限の及ぶ範囲内だけの処理にとどまらざるを得ないが、このように環境の保全整備の問題として広汎な周囲空間を対象とするときは、都市計画法、建築基準法、都市公園法などの協力にまたねばならない。日本の建造物は、古来自然環境に融合して建てられているので、指定文化財をもつ社寺の境内が、都市公園としての環境のなかに保たれ、または周囲が緑地帯にとりかこまれるなどは、自然でもあり好ましいことである。

### 4 公開

指定建造物のほとんどは、現に宗教活動や社会活動の場として、または個人の住居として使用されているのが通例であり、文化財としての保存と公開

を目的としている場合はきわめて少ない。

一般に建造物は、外観は開放されており、観光客の集中する地区では、自動車の利用の増大とあいまつて道路の整備や駐車場の設置が強く要求され、休憩所、茶店、売店などが計画される。そのような場合、あくまで環境全体の問題としてとらえ、無秩序な混乱をさけたいものである。これは公開に伴つて生じる環境保全の問題である。

次に、宗教建築や公共建築については、文化財の保存に支障のない範囲内で、可能なかぎり室内の公開も奨励すべきである。しかし、観光客の増大が建物の保存、管理面から不適当とみられる場合も少なくない。その点は、今日では所有者、管理者の自主性に依存しているが、なお今後より一層の自覚と注意がのぞまれよう。

また、個人住宅のような場合には、室内の公開はそれほど簡単ではない。公開、活用という面からいえば、このような場合、管理を地方公共団体に移すことがよいが、それには所有者への補償の裏付けが必要となる。

また、指定建造物が、集会所や陳列館などに利用されることも多い。これも公開、活用の一つの方法ではあるが、予め防災施設を充実させる必要がある。

元来、建造物は建てられたその場所に保護されてこそ歴史的意味がある。しかし、周囲の事情でどうしても止むを得ない時には、移築して保存するということも考慮される。そのような場合、一定の地域に、野外博物館を設けて、そこに移すことは、公開、活用の面でも新しい分野を拓くこととなるであろう。横浜の三渓園や豊中の民家集落、また犬山の明治村などは、そのような施設としての顕著な実例である。

さらに、厳密に縮尺された精巧な模型が、これまでにも作られ、今後も製作されるが、それらを利用しての公開は、移動できない各建造物を一つの場所に集めて他と比較してみられること、普通には見られない細部や内部の構造もみられることなどの利点があり、文化財鑑賞や学問研究のうえに役立つところが多い。

### 第3節 修理

#### 1 修理の現状

建造物では、古社寺保存法施行以来今日まで、69年間に延2,100棟に近い修理が実施してきた。そのうち、昭和25年以降今日までの15年間に1,200棟余りの修理が行なわれている。すなわち、保護法施行以後は年間平均80棟以上が修理の対象としてとりあげられ、それ以前の年間平均16棟弱に比べるといちじるしい発展がみられる。

これらの修理は、その具体的な内容についてみると、根本的な解体修理から屋根葺替え程度または塗装のみの修理など、いろいろの段階のものが含まれているが、その種類別実績は第54表のとおりである。

第54表 建造物修理棟数時期別平均一覧

時 期	年数	解体、半解体、修理		屋根替等		合 計	
		棟数	年平均	棟数	年平均	総 棟 数	年 平 均
明治29—昭3 (古社寺保存法)	33	376	11.4	90	2.7	466	14.1
昭 4— 24 (国宝保存法)	21	278	13.2	92	4.4	370	17.4
小 計	54	654	12.1	182	3.4	836	15.5
昭 25—39 (文化財保護法)	15	581	38.7	665	44.3	1,246	83.0
合 計	69	1,235	17.9	847	12.2	2,082	30.2

現在の指定棟数2,186棟のうち、小規模な石造物等237基を除く1,949棟に対して、すでに解体または半解体による根本的修理を施したものは1,235棟にのぼるので、全体に対する根本修理の進歩率は約63%である。これを文化財保護法施行以前と以後とに分けてみると、保護法施行以前は654棟、平均12.1棟に対し、以降は581棟、年平均38.7棟となり、その進歩率は約3.1倍に増加している。

また屋根替等の工事は、以前は年平均4棟であったのに対して、保護法施行以後は44棟と、これは10倍以上の著しい増加がみられる。なお国有建造物である姫路城については、戦前から国直轄による解体工事が行なわれてきたが、文化財保護委員会発足後もこれを引き継ぎ、昭和39年度に完成した。また松本城、熊本城なども同様に工事が行なわれ、国有建造物146棟の大部分は

昭和39年度までに修理を完了した。

これら国の直轄工事を除けば、その他の国庫補助による修理の最近5年間の実態は第55表のとおり、年平均根本修理完了が50棟、屋根替え等が57棟、計107棟となつてゐる。

第55表 最近5年間の建造物修理棟数

年 度 别	解 体	半解体	小 計	屋根替	塗 装	その他	合 計
昭 和 35	22 棟	4 棟	26 棟	20 棟	4 棟	25 棟	75 棟
36	19	8	27	26	11	62	126
37	19	5	24	30	7	1	62
38	17	6	23	28	7	7	65
39	142	5	147	27	23	10	207
計	219	28	247	131	52	105	535
年 平 均	43.8	5.6	49.4	26.2	10.4	21	107

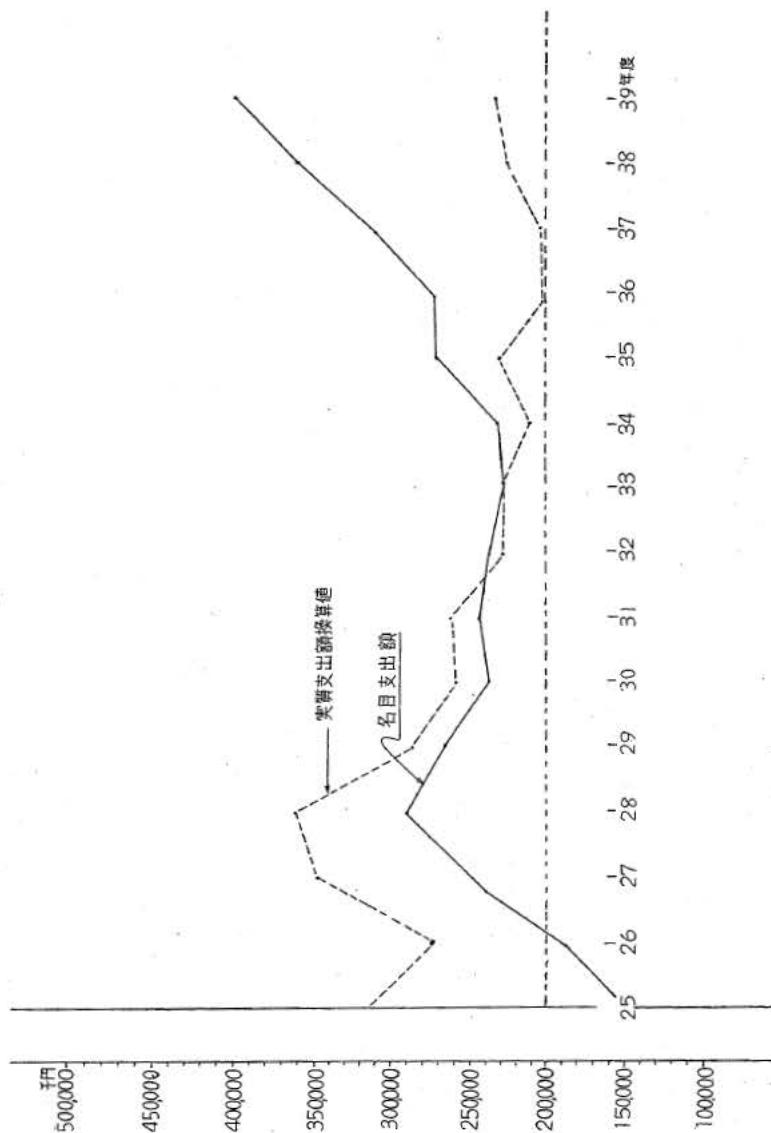
国の直轄工事や国庫補助金による一般修理のほか、所有者による自費修理も毎年少數ながら行なわれており、最近5年間の実績を示すと第56表のとおりである。

第56表 所有者による建造物自費修理状況

年 度		備 考
昭 和 35 年	18	台徳院靈廟移築、本願寺阿弥陀堂(京都)屋根等修理、法隆寺西院伽藍床修理、石清水八幡宮塗装他
昭 和 36 年	10	南禅寺勅使門屋根修理、嚴島神社々殿床屋根等補修他
昭 和 37 年	6	大戸家住宅(下呂町)移築、旧グラバー住宅(長崎)屋根補修他
昭 和 38 年	6	彦根城三重櫓補修、嚴島神社々殿屋根補修
昭 和 39 年	8	善光寺本堂(長野)向拝柱補修、本願寺(京都)書院貼付絵補修他

いま建造物保存修理費補助金について、その名目額と実質額の増減をグラフでみると、第7図のとおりであり、昭和34年度以降名目額は、各年増加しているにもかかわらず、実質的には減少しているのは注目すべきことであろう。これは物価および人件費の上昇率に比して、補助金予算額が追いつかない状況を示している。

第7図 標準建築指数から算定される各年度交付補助金実質額



## 2 修理計画

指定棟数2,186棟のうち、修理対象とみられる木造建造物は1,949棟である。このうち、今日までに根本修理の終つた1,235棟を差引くと、今後修理を要するものとして714棟が数えられる。

最近5か年間の修理実績でこれを修理するとすれば、1年間の修理完了棟数は平均26棟であるから、30年以上を要することとなる。ところが今後30年も修理をしないで放置できるような建造物はほとんどない。だからこれを早め、仮に30年計画を15年に短縮すれば、年間50棟以上の修理を完了させなければならないことになる。

次に屋根葺工事だけについていえば、屋根の耐用年数は平均47年とみられるので、すでに根本修理が完了している1,088棟をこの耐用年数で除した約23棟が一応年間所要修理数ということになる。

以上の数字は最小限のもので、今後新たな指定による修理件数の増加とか、台風などの災害による復旧工事などを考えると、その工事量の年間平均はかなり上廻らなければならないこととなるであろう。

このような修理計画にあたつて、必ずしも考慮しなければならないことの一つは、いうまでもなく修理の経費である。建造物の年間の修理予算は、金額面はともかく、すでに別表で示したように、実質額では横ばいかやや低下の傾向さえみられる現状である。

その二は修理技術者の問題である。美術工芸品と同じく、建造物の修理も、経費さえ多ければよいというものではなく、技術者によって制約される面が強い。修理はこれを担当する熟練した修理技術者を必要とするが、この熟練技術者を需要に応じてにわかに確保しようとしても得られないという事情がある。

なお、文化財建造物の修理の耐用年数、いいかえれば修理周期は、これらの建造物が建立以来今日まで経てきた修理実績記録などをもとにして、今日一応次のような基準になると考へられる。

根本修理(解体または半解体) 250~300年

屋根葺替、瓦葺(銅板葺など含む) 70年

## 同 草葺(桧皮葺柿葺など) 25年

以上は木造の社寺建築を対象とした周期であるが、社寺建築が指定建造物の90%を占める現状では、この数字を全体に及ぼしても、さして大きな誤差はないと思われる。

このような修理周期を採用すれば、修理を要する指定建造物の概数を2,000棟とみて、年間にとりあげるべきものは根本修理約8棟、屋根修理約50棟という数字が示される(瓦葺と草葺の建造物の数は、約半々であるから、全体としての屋根葺替の周期は47年となる)。ただしこれは、指定建造物全体の修理が一応ひとわり終つたあと、日常的な修理に移つたと仮定した際の、年間経常修理量を示すもので、現段階ではさきに述べたとおり、つとめて修理の進捗をはからなければならない状態にあることはいうまでもない。

## 3 修理の実施

建造物の場合にあつても、修理は、その所有者または管理団体が行なうことが原則となつてゐる。また京都、奈良および、滋賀の3府県のように、管内の指定建造物が多く、府県自体で修理実施に必要な専門職員をもつているところでは、所有者または管理団体から委託をうけて、その修理を教育委員会の受託工事として実施しているところもある。

もちろん、地方公共団体の所有または管理のものは、その団体の直轄工事として行なわれており、国有のうち、文化財保護委員会所管のもので、その所在の地方公共団体に管理させている場合は、国は補助金を交付して、管理にあたる地方公共団体に施工させている。

修理にあたつては、解体作業にともなつて綿密な調査が行なわれ、その後はじめて実施設計が作られる。すなわち腐朽程度の調査、取替材の検討また過去の修理の沿革等を個々の工作技法から見きわめ、創建当初の形態を推理することから、それへの復原の問題の検討などが行なわれる所以である。

また建物は、過去の長い歴史の間に大小の改造や修理をうけており、建物を構成する多くの部材のなかには、文化財本来の価値からみれば、夾雜物、不純物に類するものがかなり混入している。したがつて、この不純物の除去、すなわちその部分の本来の姿への復帰ということが、実施設計作成に際

しての大きな課題となつてくる。これがいわゆる復原で、手続上では現状変更として慎重に処理される。

昭和25年から同39年までの建造物現状変更処理状況をみると、申請件数532件、そのほとんどはその建造物の修理に際して提出されたもので、これを内容別に分類すると第57表のようになる。

第57表 国宝・重要文化財(建造物)現状変更内容別件数表

種 别	件 数
申請 審議件数	532
内容別内訳	1,420
今後の保存維持のため	
1 移 築	18
2 地盤変更、同一境内地内移転	49
3 屋根葺材、とくに銅板に変更	69
4 保存措置のための特殊な変更	4
小 計	140
復原、復旧、整備のため	
1 後世附加物撤去(向拝、下屋、庇補強材等)	121
2 基礎、土台、床廻り復旧、整備	118
3 身舎の軸部組物形式等復原	48
4 天井廻り復旧、整備	61
5 軒廻り復旧、整備	81
6 内外柱間装置の復旧、整備	311
7 小屋組、妻飾り復原	98
8 屋根葺材、棟形式等復旧	123
9 階段、縁廻り復旧、整備	181
10 向拝、庇等の軸部組物復原	52
11 仏壇、厨子等付属物復旧	67
12 相輪、飾金具、彩色等復旧	19
小 計	1,280

この表によれば、その建造物の保存上やむを得ない処置としての変更、たとえば(1)周囲の条件からみて、移転しなければならないもの。(ダム建設などのため)(2)屋根葺材の桧皮や茅などを銅板に変更するもの。(防火上、または材料入手困難などのため)(3)市街地で周囲が高くなつたため、建物の敷地の地上げを行うものなどの事例が、134件ある。現状変更許可の総件数1,348件のうち、これらは全体の約10%にすぎず、その他の90%、1,280件は、すべて解体の際の調査資料に基く復原的性質のものばかりである。

次に、組立工事にあたつては、可能なかぎり古来の技法を再現するように努める。しかし、そこにはいろいろの制約があつて、昔と同じ材料が得られないとか、また工具そのものがまったく異つてしまつたというような場合も多い。したがつて、これらの制約をのりこえて、あるときは滅び去つた過去の技術を復活させるなどして、再びその建造物を組立ててゆく場合もあるのである。

しかし、このような修理を含めて、文化財の保存には過去の技術のみならず、今日の進歩した科学技術も有効に採用されなければならない。建造物の破損調査に、レントゲンやガンマ線撮影が応用され、部材の接着や壁画の剥落止め、腐朽材の硬化に合成樹脂が、また防虫・防蟲などに新しい化学薬剤が用いられる機会もだんだん多くなつてきてている。これらについては、東京国立文化財研究所保存科学部の研究成果の適用とともに、大学等の研究機関の協力も強く期待される。

建造物修理に際して、前記の保存科学部が直接参加した実例を示すと第58表のとおりである。

第58表 東京国立文化財研究所保存科学部の建造物保存への参加一覧(受託研究として実施)

(昭和25—同39)

種 别	実 施 内 容	件 数	備 考
建築彩色保存	合成樹脂による壁画剥落止め	28	平等院鳳凰堂、富貴寺大堂など
焼損壁保存	合成樹脂による壁体硬化	1	法隆寺金堂

焼損材保存	合成木材による補修加工	1	日光本地堂
木材防腐強化		1	日光神橋
石材補強接着	合成樹脂による風化石の硬化および破損部接着	1	般若寺石造十三重塔
殺虫及び土壤処理		1	高知城
木材破損診断	レントゲン利用	1	中尊寺金色堂
計		34	

#### 4 修理技術者

修理の実施にあたつては、それを担当する技術者は、一般の建築技術のはかに、さらに高度の専門的知識と技能が必要である。

指定建造物の修理は建築基準法の適用からは除外され、その技術者は必ずしも建築士であることは要しないが、現在修理に従事している技術者の過半は一級または二級の建築士である。のみならず、それに加えて、歴史的技術の習得とそれらに対する絶え間ない追究の努力を怠らないことが要求される。

そこで、国としても、毎年全国の修理工事主任会議や技術講習会を開催して修理技術の保存と向上につとめ、あわせて、昭和39年に文化財建築技師の認定に関する規定を新たに設けて、これらの技術者に対し一定の資格を与えることとした。

このような技術者の現況は第59表のとおりである。

第59表 文化財建造物修理技術者数

(昭39.3.31)

区分	民間技術者	地方公共団体の技術者				計	備考
		京都	奈良	滋賀	栃木		
工事監督	10	1	1	1	1	14	このほか文化財保護委員会
工事主任	29	8	8	5	1	51	事務局建物
工事主任補佐	17	5	6	5	1	34	課修理担当技術職員11名
技術員	1	0	0	0	0	1	
計	57	14	15	11	3	100	

国の直轄工事や、京都、奈良、滋賀のような府県自体が受託による直轄工事を恒常的に行つているところでは、技術者は国または府県の定員内職員と

して勤務するが、その他の工事では、その工事施行期間中、臨時職員として任命されるのが現状である。その場合、総括指導の立場にたつ工事監督は非常勤であるが、工事主任と補佐は常勤として勤務している。これらの人々は、一つの修理工事開始ごとに、文化財保護委員会からの推せんによつて修理実施者(所有者または管理団体)から任命される。その場合、給与についてはほぼ公務員のそれに準ずるが、身分は期限付契約による民間人であつて、しかも全国の文化財建造物の修理現場を移動する。

技能については専門的に高度なものが要求されるにもかかわらず、その勤務条件や待遇においては必ずしもじゅうぶんとはいひ難いものがあるため、これら技術者の確保はもちろん後継者の養成は容易でない現状である。

なお、以上のほかに、いまでも宮大工とよばれる熟練技能工がいて、全国で約60名ほど修理の現場作業を受持つているが、伝統的な技能に習熟したこれらの人々についても、後継者養成がきわめて困難になつてゐるにもかかわらず、その確保のための対策はまだじゅうぶんにはとられていない。一般的な木工その他の施工技術が近代的に改良され、進歩し、文化財の修理事業にもそれが適用されてくることはむしろ喜ばしいことであろうが、その中心となるものはやはり伝統的技法であつて、この基本線は失われてはならない。

また、文化財修理でとくに大切なことは修理の記録である。

現在では、根本的な修理を行なつたものについては、その工事報告書が作成されることとなつており、今日までの刊行は200冊以上に達している。また修理工事中に作成された図面、写真、拓本などの量もきわめて多数のぼり、工事報告書とともに貴重な資料となつてゐる。

さらに、修理の際には各種の附隨的な発見物がともない、再用不能となつた廃棄材の中にも、史料的価値の高いものが少なくないことがある。

法隆寺金堂や塔の場合、現存する世界最古の木造建築として、修理の際に生じた再用不能材のうち、当初材と考えられたものは、別に収蔵庫を設けてすべて保存の措置を行なつた。

しかし一般的には、そのような完全な処置をとるまでに至つてないので、近い将来には、これらすべての資料が保存され、かつ学問研究等に利用し得られるような施設、たとえば、建築博物館が生まれることを期待したい。

第4章 史跡・名勝・天然記念物  
および埋蔵文化財

## 第4章 史跡・名勝・天然記念物および埋 蔵文化財

### 第1節 史跡・名勝・天然記念物

#### 1 指 定

##### (1) 指定物件の状況

史跡、名勝または天然記念物として指定しているものの件数は、昭和40年4月1日現在で1,791件であり、このうち~~141~~<sup>141</sup>件が、特に重要なものとして特別史跡、特別名勝または特別天然記念物に指定されている。

その年度別指定状況をみると第60表および第61表のとおりである。

第60表 特別史跡・特別名勝・特別天然記念物年度別指定件数表

種別 年度別	特史		特史 特名		特史 特天		特名		特名 特史		特天		特天 特史		小計		計	
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
昭26	24	3			6			1		44					78	78		
27	8	1			8	1									18	96		
28	7				3					1					11	107		
29	3(-1)			1	3					8					15(-1)	121		
30	2									4(-1)					6(-1)	126		
31		1								6					7	133		
32																		
33								1							1	134		
34										1					1	135		
35																		
36										1					1	136		
37	1										1				2	138		
38										1	1				2	140		
39											1				1	141		
小計	45(-1)	5	1	21	1	2	68(-1)								143(-2)	141		

第61表 史跡・名勝・天然記念物年度別指定件数表

種別 指定年度	史	史名	史天	名	名史	名天	天	天史	天名	小計	計
文化財保護法施行前	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
	574	27	2	148	22	35	759	4	9	1,580	1,580
昭26	26(-9)			5(-25)	1(-1)	48(-45)	1(-1)	(-1)	81(-82)	1,579	
27	11			4		7(-9)			22(-9)	1,592	
28	7(-1)			12(-1)		17(-5)		1	28(-7)	1,613	
29	10			3		11(-1)			24(-1)	1,636	
30	23				2	6(-4)			31(-4)	1,663	
31	27			5		13(-1)			45(-1)	1,707	
32	26			5(-1)		18(-11)			49(-12)	1,744	
33	8			1(-1)		(-4)			9(-5)	1,748	
34					(-1)	7(-7)			7(-8)	1,747	
35	1					(-4)			1(-5)	1,743	
36	2(-1)					2(-4)			4(-5)	1,742	
37	5(-1)			1		2(-4)			8(-5)	1,745	
38	9(-1)			1		4(-2)			14(-3)	1,756	
39	29			1		8(-3)			38(-3)	1,791	
指定	758	27	3	175	23	38	902	5	10	1,941	
解除	12	1		28	1	2	104	1	1	150	
差引	746	26	3	147	22	36	798	4	9	1,791	1,791

(注) 1 指定件数には、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物を含む。

2 年度別の( )内の数字は解除件数を示す。

3 史名、史天とは、一つの物件が、史跡と名勝または史跡と天然記念物と  
いうように、二重に指定されているものをいう。

さて、戦後ことに昭和20年から25年にかけては、敗戦という歴史的事実を背景として、従前の指定に対する反省期ともいえる時期であつて、明治天皇行幸関係の史跡の解除を行なうなどのことがあり、また、昭和26年から昭和32年にかけては、わが国の独立と文化財保護法の制定を機に、国の歴史や自然風土をもう一度振りかえるため、指定が積極的に進められたといえる。この間においては、これまで指定していなかつた旧軍管理のものを指定したことや、さらに主として埋蔵文化財、なかでも古墳の崩壊等を守るための指定を行なつたことが顕著であつた。次いで

昭和33年以降37年にかけては指定件数が少なくなつてゐるが、このことは懸案事項の指定が一段落したこととともに、反面急速な経済成長に伴なう地域開発との調整や財産権の尊重等のため、新指定よりも、むしろすでに指定されているものや埋蔵文化財包蔵地の保護措置を積極的に進める必要があつたことによるものといえる。しかし、経済の著しい進展により、開発が大規模に急速度に進められる時こそ、古い文化の保護に留意し、調和を保つた社会開発がはかられることが強く要請される。したがつて、開発の一環として指定物件を積極的に保存活用する方途を講ずるとともに、今後は未指定の貴重な遺跡等の史跡指定を促進する必要があるといえる。

なお、指定物件の解除については、昭和23年に前記のように明治天皇行幸関係の史跡を解除したのをはじめ、昭和26年に主として枯樹の解除を行ない、また昭和32年には、文化財保護法第70条の規定にもとづいてなされた仮指定の再検討を行なつて、一おうの整理がなされている。したがつて、今後は指定地域の整備、適正化をはかるため、これまでに指定されたものの広さや範囲など、地域の再検討をする必要もあろう。

次に史跡・名勝・天然記念物の種類別件数をみると第62表のとおりである。

第62表 史跡・名勝・天然記念物種類別件数表

(昭40. 4. 1)

## ① 史 跡

種類	史跡	史跡・名勝	史跡・天然記念物	計
1	貝塚	16	件	16
	遺物包含地	11(1)		11(1)
	住居跡	22(2)		22(2)
	古墳	204(6)		204(6)
	神籠石	8		8
	その他これに類する遺跡	5		5
(小計)	266(9)			266(9)
2	都城跡	5(2)		5(2)
	宮跡	15	2	17
	太宰府跡	1(1)		1(1)
	国郡府跡	1		1

	城 跡	100(1)	1		101(1)
	防 墓	3 (1)			3 (1)
	古 戰 場	4		1	5
	その他の政治に関する遺跡	10			10
	(小 計)	139(5)	3	1	143(6)
3	社寺の跡、旧境内	124(10)	1 (1)		125 128(11)
	經 塚	3			3
	磨 崖 仏	20(2)			20(2)
	その他祭礼信仰に関する遺跡	19			19
	(小 計)	166(12)	1 (1)		167(13)
4	聖 廟	2			2
	藩 學	6 (1)			7 (1)
	郷 學	2 (2)	1		2 (2)
	私 塾	7			7
	文 庫	0			0
	その他教育学芸に関する遺跡	3			3
	小 計	20(3)	1		21(3)
5	薬 園 跡	3			3
	慈 善 施 設	3			3
	その他の社会事業に関する遺跡	0			0
	(小 計)	6			6
6	関 跡	4 (1)			4 (1)
	一 里 塚	17			17
	並 木 街 道	1		1 (1)	2 (1)
	条 里 制 跡	0			0
	堤 築 跡	2			2
	市 場 跡	15			15
	その他の産業交通土木に関する遺跡	0			0
	(小 計)	20		1	21
	小 計	59(1)		2 (1)	61(2)
7	墳 墓	48			48
	碑	3 (3)			3 (3)
	(小 計)	51(3)			51(3)

	旧 宅	25(1)			25(1)
	園 池	1	20(4)		21(4)
	井 泉	1			1
	樹 石	1			1
	特に由緒ある地域	5	1		6
	(小 計)	33(1)	21(4)		54(5)
9	外国及び外国人に関する遺跡	6			6
	総 計	746(44)	26(5)	3 (1)	775(50)

(注) 1 ( )内は特別史跡の数を示す。

2 指定の理由が二つ以上の指定基準に該当するものについては、主要な理由一つをとつて分類した。

### ② 名 勝

種 類	名 勝	名勝・史跡	名勝・天然記念物	計
庭 園	60(2)	19(2)	0	79(8) 14
自然名勝	87(9)	3	36(8)	126(12)
総 計	147(2) 27	22(2)	36(8)	205(26) 26

(注) 1 ( )内は特別名勝の数を示す。

2 名勝、天然記念物のうち3件は天然保護区域である。なお、天然保護区域とは、保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の区域をいい、その区域に所在する動物、植物、地質、鉱物のすべてを保護するものである。

### ③ 天然記念物

種 類	天然記念物	天然記念物	天然記念物	計
動 物	哺 乳 類	22(3) 件	件	22(3) 件
	鳥 類	57(10)		57(10)
	魚 類	14		14
	昆 虫 類	18(2)		18(2)
	そ の 他	19(2)		19(2)
(小 計)	130(7)	3		130(7)
植 物	单 木	324(3)		324(3)
	並 木	12(2)	1	13(3)

物	自 生 地	178(4)	2		180(4)
(小 計)		514(29)			517(29)
地 質 ・ 鉱 物		151(20)	1	9	161(20)
天 然 保 護 区 域		3(1)			3(1)
総 計		798(67)	4	9	811(67)

(注) ( )内は特別天然記念物の数を示す。

史跡についていえば、指定775件のうち古墳、城跡、社寺跡旧境内が過半数を占めている。そのうち古墳についてみると、その指定件数は204件、史跡全体の27%にあたる。このことは、わが国の有史以前の周知の遺跡の約半数が古墳であるという事実、また外観的に遺跡の全体がとらえやすく、その指定地域が定めやすいことによっている。

また、城郭のうち近世城郭はおおむね160件余とみられるが、そのうち代表的かつ比較的の遺構が保存されているもの44件については、すでに指定しており、今後指定するとしても、その数は数件程度であろう。なお、全国68か所に建立されたといわれる国分寺跡については、すでに判明しているもの35か所の指定をおえているが、反面、国分寺に併置された国分尼寺跡については、遺構の判明したものが少ないためわずか6か所を指定しているにすぎない。

つぎに、名勝は、大別して庭園と自然名勝とに分類されるが、後者が約60%をしめている。庭園は大部分が社寺等の管理に属し、自然名勝126件中には、国立公園に24件、国定公園に13件指定されているものがあり、それらは文化財保護行政と公園行政の両者により保護、利用が行なわれている。

天然記念物は、大別して動物、植物、地質鉱物および天然保護区域にわかれ、それぞれの比率は動物16%、植物65%、地質鉱物19%となつていて。これによつて植物が大きい比率を占めていることがわかるが、さらにそのなかでは、特に単木の占める比率が大きい。

次に動物についてみると、わが国に産する哺乳類100種のうちわが国特産およびこれに準ずるもののが20種あるが、生息地が広域にわたるため、

現在地域を定めず指定したもの3種（アマミノクロウサギ、カモシカ、カワウソ）、生息地等を指定したもの2種（サル、タヌキ）があり、このほか、日本犬、見島牛など6種が指定されている。

また鳥類では、わが国に産する約300種のうち、わが国特産およびこれに準ずるもののが40種ほどあるが、地域を定めず指定したもの6種（トキ、コウノトリ等）、生息地等を指定したもの15種（タンチョウ、ハクチヨウ等）である。なお、わが国特産のものがかなり指定されずに残されているが、これらが最近急速な環境の開発に伴い衰滅のおそれある実態からみれば、その保護のためにも指定等の検討が必要であろう。

史跡を各時代別に分類すると、第63表のとおりである。先史時代がやや少ないが、今後の遺跡の発見や活発な発掘調査によつて解明されるものがあろうし、また、明治時代の史跡についても、将来は指定の対象として検討される必要があるといえよう。

第63表 史跡時代別分類表

(昭40. 4. 1)

	史 跡	史跡名勝	史 天然記念物	名勝史跡	天然記念物 史	計
繩 文	45	0	0	0	0	45
弥 生	6	0	0	0	1	7
古 墳	204	0	0	0	0	204
飛 鳥	39	0	0	0	0	39
奈 良	106	0	0	1	0	107
平 安	38	3	1	3	0	45
鎌 倉	59	2	0	0	0	61
南 北 朝	24	4	0	0	1	29
室 町	28	8	0	4	0	40
安土桃山	13	1	0	2	0	16
江 戸	181	8	2	12	2	205
明 治	3	0	0	0	0	3
計	746	26	3	22	4	801

(注) 1 指定の理由が二つ以上の基準にわたるものについては、主要な理由一つをとつて分類した。

2 二つの時代以上にわたるものについては、主要な時代一つをとつて分類した。

史跡・名勝・天然記念物の指定地域は、その種類により広狭の差がある。したがつて史跡では墓1基という小規模のものから5,170ヘクタールの秋田城跡まで、さらに天然記念物では樹木1本から、長野、新潟、富山の3県にまたがる白馬連山高山植物帯の12,495ヘクタールという広域のものに至るまで、種類により非常な差がある。さらに、同種の名勝庭園でみても、最大は76ヘクタールの栗林公園から、最小は184平方メートルの東海庵書院庭園のごとく、同様に面積は区々である。

一例として、史跡746件のうち、首都圏建設、近畿圏建設、新産都市建設等の各種開発計画の区域内に所在し、積極的な保護策を必要とするとみられる134件について、その指定地域の面積の状況をみると第64表のとおりである。

第64表 積極的な保護対策を必要とする史跡指定地域の面積 (昭40.4.1)

種別	面積 1ヘクタ ール以下	面積				
		1~5ヘ クタール	5~10ヘ クタール	10~20ヘ クタール	20~50ヘ クタール	50ヘクタ ール以上
城跡(14か所)	2	2	1	2	4	3
寺院跡および旧境内(44か所)	11	25	7	2	0	1
古墳(35か所)	25	6	3	0	1	0
その他(41か所)	17	8	8	4	0	2
計	55	41	19	8	5	6

ところで、指定地域の面積が広く、かつその相当部分が民有地である実態から、指定物件の保護管理の困難性があるもの、また、現在の指定の規模内の地域についてみると、その史跡の遺構の状況のすべてを明らかにすることが難かしいもの、さらに天然記念物では、指定後環境や自生・生息状態が変化したため、実態に即さなくなつたものなどがあり、これらの点から指定地域の再検討を要するものもいろいろ出てきているのである。

### (2) 仮指定

文化財保護法では、国が史跡・名勝・天然記念物を指定する前に、保存上緊急に必要がある場合は、都道府県教育委員会において仮指定をしてその保存をはかることと規定している。仮指定の効力は指定と同じであ

るが、ただその有効期間は2年であり、その間に必要とみとめられるものは、さらに国が指定をして保存措置を講ずる。文化財保護法制定以来今日まで、仮指定した物件は第65表のとおりである。

第65表 史跡・名勝・天然記念物年度別仮指定件数表

年 度	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	計
昭和26年度	8			8
27	5		11	16
28	5		3	8
29	2			2
30	6	1	4	11
31	3			3
32	6	2	2	10
33	1			1
34			2	2
35	2	1	1	4
36			1	1
37			2	2
38			2	2
39			1	1
計	38	4	29	71

仮指定物件のうち、国の指定に切りかえたもの、または仮指定を解除しもしくは期間が満了して仮指定の効力が消滅したもの等の件数は、第66表のとおりであり、これでわかるように、仮指定の措置をとつたもののうち、多くはひきつづき国の指定物件として保護されるようになつている。

今後も開発の進展、指定の促進と関連して、この仮指定制度の活用は期待されるところが大きいであろう。

第66表 史跡・名勝・天然記念物仮指定物件処理件数表

区	分	件 数
史跡、名勝、天然記念物として指定したもの		40件
解除したもの、または期間満了後消滅したもの		29
現に仮指定中のもの		2
計		71

## (3) 調査

史跡・名勝・天然記念物の指定を行なう場合は、事前に綿密な調査を実施する。調査には、個々の候補物件について行なう個別調査と、特に天然記念物について相当広範な地域にわたり、各種のものについて行なう総合調査がある。たとえば、昭和39年度に実施した北海道大雪山地域の調査は、同地域の動物、植物、地質鉱物等について各方面の専門家の協力を得てその実態を調査したものである。個々の物件については、例年指定候補物件を決めて個々に指定のための調査を実施しているが、文化財保護と開発との関係上、今後は史跡等を緊急に指定して保護する方向に進むこととなるので、調査もこれに即してより計画的に行なつてゆく必要があるといえよう。

## 2 管理

## (1) 管理

国の指定を受けた史跡・名勝・天然記念物の管理については、所有者によつて適正に管理されることを原則としている。しかし、所有者による管理が著しく困難または不適当であると認められる場合には、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、文化財としての管理が行なわれるようにしている。

管理団体による管理にあつては、指定地域の所在、地番、地籍、地目等の把握等はいうまでもないが、とくに次のようなことがなされている。

- 1 標識、説明板、注意札、境界標、覆屋、囲柵等、管理のために必要な保存施設を設置すること。
- 2 指定物件の保護管守(除草、清掃、見廻り等)を強化実施すること。

このうち、指定物件の保護管守としては、とくに指定物件を見廻りその実態を把握することが必要であるが、昭和39年7月実施した実態調査(調査票回収率75%)によれば、管理団体、市町村教育委員会等の職員による指定物件の見廻り状況は第67表のとおりである。

第67表 管理団体等による指定物件見廻り状況

(昭39.7.1)

区	分	比 率
常時見廻つている		31%
定期的に見廻つている		9%
時々見廻つている		45%
見廻つていない		7%
不明(記入なし)		8%

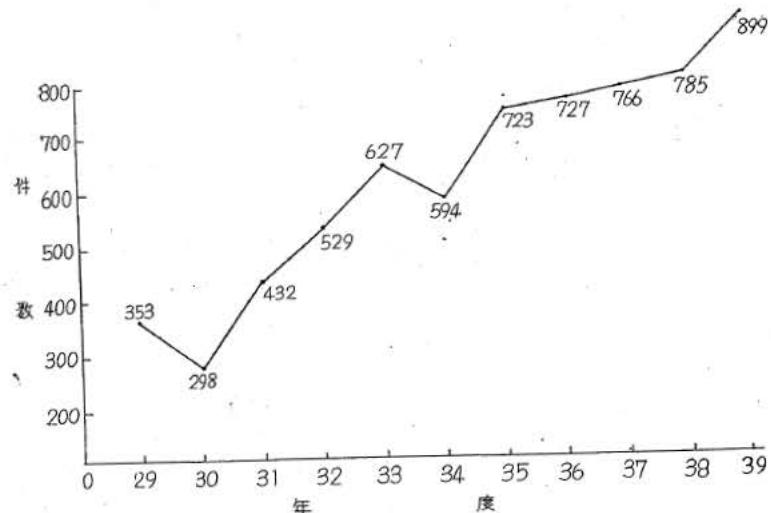
前表のうち定期的に見廻つているものの内訳は、月1回が56%、月2～3回が27%、月4回以上が17%となつておる、時々見廻つているものは年1回が7%、2～5回が66%、6回以上が27%となつてゐる。すなわち、全体的には、2月に1回以上見廻つているものが、全指定物件の52%である。

## (2) 現状変更

史跡・名勝・天然記念物に関し、その現状を変更したまたはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、国の許可を必要としている。このような現状変更の種類としては、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物・土石の採取、水面の埋立・干拓、土地の開墾等による地形の変更、道路等の建設、天然記念物の捕獲・採取等がある。ただし、き損、滅失等を防止する応急措置および小規模な修理等「維持の措置」として行なわれる現状変更は、国の許可を受けなくともよいことになつてゐる。

最近10年間における現状変更の申請件数は、第8図のとおりである。

第8図 現状変更申請件数の推移(最近10年間)



これらの現状変更の許可の申請件数は、許可件数とほぼ一致している。というのは、これらの申請のうち、史跡・名勝・天然記念物の保存上必ずしも好ましくないものについては、事前に適切な指導を行ない、その計画を変更させたうえで許可することとしているからである。また、申請者と折衝の結果、申請者自ら計画を中止する例も、これまでの実情では年間およそ10件程度あつた。

また、無許可で現状変更を行なうものも毎年数件発生しており、いずれも軽微なものが多いが、なかには史跡・名勝・天然記念物の滅失、き損をきたすような悪質のものもないではない。

無許可の現状変更に対しては、中止を命じたり、また原状回復をさせ

たりしている。最近の事例として、城山(鹿児島県)の道路拡張、相模國分寺跡(神奈川県)における建物の建築等があり、これらはいずれも原状回復をさせた。

現状変更で多いのは、建築物の増改築その他工作物の設置等で、全体の半数以上を占めるが、その規模は、数平方メートルの小規模な住宅の増・改築等から何千平方メートルにも及ぶ大規模な高層建築の建設にいたるまで、種々のものが含まれている。とくに、史跡地の建築物の新築等については、重要な遺構が残存している場合は、許可しなかつたりまたは建築場所を他へ移すよう指導している。

### (3) 修理防災

#### (ア) 修 理

史跡・名勝・天然記念物の修理は、き損したまたは災害を受けた物件に対する復旧であり、これは所有者、管理団体等が実施するが、これに対して必要な場合は、国庫補助金を交付している。最近6年間に国庫補助金を交付して実施した修理の年度別内容別件数は第68表のとおりである。

第68表 史跡・名勝・天然記念物修理年度別内容別件数表

種類	年 度							計
	34	35	36	37	38	39	件	
石垣修理	7件	10件	8件	7件	7件	8件	47件	
史跡建物修理	2	3	6	5	8	3	27	
名勝建物修理	1	1	1	2	3	5	13	
堀渓渫、護岸、通水	0	2	4	3	3	3	15	
庭園修理	5	2	3	5	5	4	24	
築地修理						1	2	3
並木石積盛土	1					1	1	3
石仏修理	1	1	1	1				4
土留工事			2	1	2			5
その他の		2		2	2			6

計	17	21	25	26	32	26	147
---	----	----	----	----	----	----	-----

(注) 件数は延件数で、2年度継続の場合はそれぞれの年度に1件として計上した。

修理の現況について一、二の例をあげてみると、たとえば近世城郭は指定件数44件のうち、修理ずみのもの、修理を要しないものおよび現在修理中のものを除き、早急に修理を要するものがなお23件ある。

また、庭園指定件数100件のうち、修理ずみのもの、修理を要しないものおよび現在修理中のものを除き、早急に修理を要するものは、なお56件ある。これらの要修理物件は、今後年次計画をたてて逐次修理を実施していく必要がある。

#### (1) 防災施設

史跡・名勝・天然記念物の防災施設としては、史跡に指定されている旧宅・藩学等の建物、名勝に指定されている建物等を火災から守るために防火施設や、主として天然記念物・名勝を自然の災害から守るために護岸補強工事、堰堤、排水溝等の施設がある。最近5年間に国庫補助金を交付して実施した防災施設設置の件数は、第69表のとおりである。

第69表 国庫補助金による記念物関係防災施設設置件数表

年 度	35	36	37	38	39	計
件 数	4	3	3	6	5	21

#### (2) 保存施設

史跡・名勝・天然記念物の場合、指定物件を標示し、これらの現状のき損を防ぐための施設を総称して保存施設と呼んでおり、物件を標示する標識、物件を説明する説明板、指定地域を画する境界標のほか、注意札・囲柵・支柱・覆屋等がある。最近5か年において、国庫補助金を交付して実施した保存施設設置件数は第70表のとおりである。

第70表 国庫補助金による記念物関係保存施設設置件数表

年 度	35	36	37	38	39	計
件 数	31	39	34	47	33	184

保存施設のうち、説明板・注意札等はいずれもその耐用年数が短いので、つねにその改修、更新が必要となる。

#### (2) 天然記念物の保護、増殖

絶滅または衰亡に瀕している動物、とくに鳥類の保護のためには、給餌だけでなく、給餌地、養餌地等を設け、さらにコウノトリ等は人工飼育による保護増殖を積極的にはじめている。現在、給餌費に対して国庫補助金を交付しているものは、トキ、コウノトリ等鳥類6種のほか見島牛の計7種となつている。

## 第2節 埋蔵文化財

### 1 埋蔵文化財包蔵地の状況

貝塚、住居跡、古墳、寺跡、窯跡、経塚等の埋蔵文化財を包蔵する土地を埋蔵文化財包蔵地とよんでいる。これは、地表から容易に識別できる場合とそうでない場合があり、特に関心をもつ人々でなければ気付かれない場合が多い。

従来、考古学者等により部分的には埋蔵文化財包蔵地の所在地名表などが発表されたことがあるが、全国のすべての遺跡について網羅的に所在調査が行なわれたことはなかつた。したがつて埋蔵文化財の保護行政上、まずその所在を確認する必要があり、文化財保護委員会では、昭和35年度から3か年にわたつて、包蔵地の所在調査を実施し、その結果、全国で約14万の遺跡を台帳に登録した。しかし、今後、さらに詳細な調査を行なうことによつて追加されるものもあるであろう。現在のところ、台帳に登録されている都道府県別の遺跡件数は第71表のとおりである。

第71表 都道府県別遺跡件数表

都道府県	A	B	C	合計
北海道	件	件	件	件
青森	56	270	548	874
岩手	73	251	562	886
宮城	85	350	1,784	2,219
秋田	115	345	2,490	2,950
山形	57	197	632	886
福島	85	240	1,745	2,070
茨城	78	188	2,150	2,416
群馬	92	250	6,027	6,369
栃木	166	292	578	1,036
埼玉	230	280	7,690	8,200
千葉	125	291	995	1,411
東京	316	514	10,581	11,411
神奈	40	190	510	740
新潟	52	126	318	496
富山	75	189	1,995	2,259
石川	28	60	1,112	1,200
福井	31	110	1,710	1,851
岐阜	42	134	1,274	1,450
愛知	80	150	2,551	2,781
三重	230	520	7,539	8,289
滋賀	96	285	2,495	2,876
京都	204	280	3,874	4,358
大阪	185	274	5,840	6,299
奈良	129	442	2,812	3,383
和歌	250	300	1,770	2,320
鳥取	280	340	970	1,570
島根	308	387	918	1,613
岡山	260	324	4,286	4,870
広島	320	415	4,294	5,029
山口	154	246	3,300	3,700
徳島	103	217	3,755	4,075
香川	87	193	1,806	2,086
愛媛	286	375	9,199	9,860
高知	180	230	7,090	7,500
福井	125	280	2,795	3,200
佐賀	114	192	356	662
長崎	85	98	231	414
熊本	78	124	520	722
大分	92	133	180	405
鹿児	200	500	2,175	2,875
鹿児	56	169	574	799
鹿児	58	180	582	820
鹿児	127	637	1,513	2,277
鹿児	67	130	589	786
鹿児	208	302	4,120	4,630
鹿児	115	235	1,110	1,460
総計	6,223	12,235	119,945	138,403

(注) Aは重要、Bは比較的重要、Cは普通とする。

この台帳に基づいて、昭和39年度から3か年計画で、全国の遺跡を記入した地図と遺跡名一覧表をあわせたものを作成しており、開発を担当する関係官庁、地方公共団体、主要な工事施行者等にこれを配布して、遺跡の所在地を積極的に周知徹底させることとしている。全国の遺跡を種類別に見ると第72表のとおりである。

第72表 遺跡種類別比率表

種	別	比	率
貝塚	塚		2%
古墳	墳		34
古墳	墳		6
横穴	群		1
集落	跡		26
窯跡	跡		2
寺院	跡		2
城跡	跡		3
その他	他		24
計			100

## 2 埋蔵文化財の発掘

埋蔵文化財包蔵地の発掘が行なわれる場合は、一つは、学術研究の目的で発掘調査をする場合と、他は土木工事等に伴い発掘する場合の二つがある。

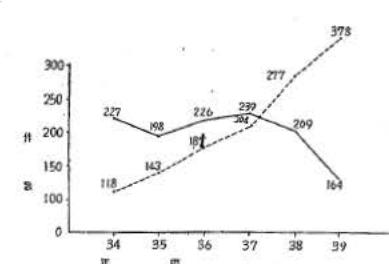
いずれも、届出を要するが、文化財保護法施行後の発掘届の件数は第73表のとおりである。

第73表 埋蔵文化財発掘届出件数表

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	計
件数	102	254	235	238	220	239	279	316	313	345	341	408	443	486	5424	761

埋蔵文化財包蔵地の発掘は逐年増加の傾向にあるが、そのうち、学術調査によるものと土木工事によるものとの割合について見れば、学術調査によるものは、年間200件前後であるが、土木工事によるものは、増加の一途をたどり、昭和38年度においては学術調査の件数を超えた。最近6年間における学術調査と土木工事による発掘件数の推移は、第9図のとおりである。

第9図 埋蔵文化財発掘届出件数の推移



土木工事等による発掘の場合も、これらの工事計画の変更によりできるかぎり遺跡の保存をはかるよう折衝し、やむをえないものについては、工事前に、調査を実施して、記録保存の措置を講ずるようにしている。工事前に記録保存の措置をとる場合、これに要する経費、調査員及び調査の時期が問題となる。経費については、工事施行者において負担するよう指導しており、東海道新幹線、名神、東名、中央の各高速道路等の大規模な建設工事に際しては、国鉄、日本道路公団と協議して、発掘調査のうえ、記録保存の措置をとつてきた。しかし、負担能力のない工事施行者による場合は、主として、国の補助事業により都道府県等が発掘調査を実施することとしている。最近5年間に、国庫補助金を交付して実施した発掘調査の件数は第74表のとおりである。

第74表 国庫補助金による発掘調査件数表

年 度	35	36	37	38	39	計
件 数	8	11	20	31	46	125

これらのうち、集落跡や古墳が約半数を占めているが、その他宮跡、寺跡、窯跡など、その種類は多岐にわたっている。

発掘調査については、専門的な知識と経験とを必要とする。現在、これらの適格者は全国で170名程度とみられ、しかもそのほとんどが学校、研究機関等に勤務しているものであり、一年を通じて調査にたずさわることは出来ない状態であるため、調査は第75表のごとく、7、8月の学校の夏季休暇期間等に集中する傾向がある。

第75表 昭和39年度発掘調査実施月別件数表

月 別	39年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	40年 1	2	3	
	件 数	学術調査	8	9	9	66	18	7	16	4	10	2	11
土木工事に伴う発掘	34	24	31	82	27	21	22	14	29	18	30	46	

また、調査の実施期間は、1週間程度のものが多い。1か月以上にわたる発掘調査についてみても、調査者の都合により、断続的に数か月間にわたつて行なわれるものが多い。たとえば、加曾利貝塚（千葉県）、八王寺向原遺跡（東京都）等の発掘調査がそれである。このことは、工事期間と調査者自身の時間的余裕との調整の困難さに由来するものであり、しばしば、開発と調査研究との間に問題を生じている。とくに、大都市周辺では急速な開発による大規模な緊急調査が集中的に生じる傾向にあるので、これに対処するためには、工事施行関係者の埋蔵文化財に対する理解と協力を喚起するとともに、開発事業の立場を考慮した調査を実施しうるよう、調査体制の確立ないしは合理化が当面の急務となつていて。

### 第3節 文化財の保存と開発

#### 1 文化財の保存と開発との調整

近年における開発諸事業の推進はまことに目覚しいものがあり、全国的に道路、住宅団地、工場用地等の大規模な建設事業が進められている。昭和25年に国土総合開発法が制定されて以来、東北、北陸、中国、四国、九州地方等の一連の地方開発促進法が相ついで制定され、また首都圏整備法、近畿圏整備法、さらには地方開発の拠点となる新産業都市建設促進法および工業整備特別地域整備促進法が制定されている。そうしてこれらに基づいて、各種の総合開発計画が策定され実施されている。

これらの開発を予定されている地域には、多くの史跡・名勝・天然記念物および埋蔵文化財包蔵地が所在しているが、一例として、新産都市として指定された岡山県南地区等13地区および工業整備特別地域に指定された10地区

の区域内における史跡・名勝・天然記念物および埋蔵文化財包蔵地の件数をあげれば、第76表および第77表のとおりである。

第76表 新産業都市地域における史跡・名勝・天然記念物および埋蔵文化財包蔵

(昭40.4.1) 地件数表

地 区 名	史跡・名勝・天然 記念物	埋蔵文化財包蔵地	計
岡山県南	16	939	955
大分	12	228	240
日向延岡	7	360	367
徳島	3	321	324
東予	9	322	331
松本諏訪	10	1,215	1,225
新潟	4	262	266
常磐郡山	15	860	875
仙台湾	10	181	191
八戸	4	73	77
富山高岡	13	420	433
不知火有明	19	1,816	1,835
道央	10	89	99
計	132	7,086	7,218

第77表 工業整備特別地域における史跡・名勝・天然記念物および埋蔵文化財包蔵地件数表

(昭40.4.1)

地 区 名	史跡・名勝・天然 記念物	埋蔵文化財包蔵地	計
鹿島	0	503	503
東駿河湾	13	1,441	1,454
東三河	13	1,173	1,186
播磨	10	1,884	1,894
備後	8	1,165	1,173
周南	5	214	219
計	49	6,380	6,429

これらの開発諸事業は、一定地域の土地を指定する史跡・名勝・天然記念物および埋蔵文化財包蔵地の保存に、きわめて重大な影響を及ぼしている。

文化財保護の立場からいえば、指定物件および埋蔵文化財包蔵地等がすべ

て保存されることが望ましいが、これらの文化財にはおのずから文化財としての価値に軽重の差があるし、またすべての文化財の保存をはからうとするときは、狭い国土における開発に重大な支障をきたすことも明白である。

したがつて、つねに関係者の相互理解と創意工夫により、文化財の保存と国土開発その他の公益との調整をはかる必要が生ずる。この調整にあたつては、貴重な遺構の存在等から絶対に保存すべきところは、例えば史跡を公園緑地計画の一環として積極的にとりいれるなどの方法によりこれを保存し、やむをえないところは、事前調査による記録保存を行なうなどの方針で処理している。

このような調整の事例の一つとしてあげられるものに、首都高速道路公団による自動車道建設に伴う史跡江戸城跡の現状変更がある。これは、首都高速道路公団がオリンピック東京大会を控えて計画した高速道路4号線で、当初は堀の斜面を切削して路線をつくる計画であったが、これをトンネルに改め、路線の一部迂回を行なつたものである。

埋蔵文化財包蔵地については、昭和33年に名神高速道路建設に伴い小牧から西宮にいたる間に所在する遺跡について日本道路公団と協議のうえ、24か所の発掘調査を実施して記録を保存し、学術研究に支障がないようにした例がある。

東海道新幹線の建設にあたつては、国鉄と協議し、昭和34年から昭和35年6月までに予定路線について埋蔵文化財包蔵地の所在調査を行ない、昭和35年度から3か年にわたつて35件の発掘調査を実施した。さらに、昭和38年度から日本道路公団と協議し、東名高速道路、中央高速道路について予定路線にかかる遺跡について発掘調査を実施しているが、とくに静岡市の片山廃寺跡は重要な遺跡と考えられるので、路線を高架として遺跡を保存することとした。

また、民間による事業に際しても、工場敷地、住宅団地内等にできるかぎり遺跡を保存して、緑地として活用するように指導している。

文化財の保存と開発との調整をはかるにあたつては、文化財保護担当機関と開発関係機関との、事前のしかも早期の段階における連絡の緊密化が要求

される。とくに政府関係機関が自ら施行しましたは許認可を与える場合、事前連絡が不じゅうぶんであれば、国の意志は二途に出て累を国民に及ぼすこととなるので、この弊害を回避するため、昭和32年6月11日「文化財保護に関する関係官庁間の連絡強化」について次の閣議了解が行なわれた。すなわち、「近時、国土開発その他の事業の施行等に当り、文化財保護に支障をきたすおそれが少くないので、文化財の保護と事業等との円滑な調整を図つて文化財の保護に遺憾なきを期するため、関係各省庁間における相互の連絡をいつそう緊密にするものとする。」としたのがそれである。

その後、上記の趣旨に沿つて、関係各省庁とは具体的な案件について事前に協議して調整をはかつてはいるし、公團・公社等とは、遺跡等の調査その他について双方協議のうえ、基本的な了解に達し、円滑な調整を行なうようにしている。また、昭和39年には、新産業都市指定地域に所在する遺跡等の保存について、前に一つの方法として例示したように、建設計画の中で緑地公園等の一環にとり入れ、史跡公園として積極的に整備保存し、やむをえないものについては、事前に発掘調査を実施して記録保存等の措置を講ずることとしている。

## 2 国有化または公有化

史跡・名勝・天然記念物の指定地には、国有地または公有地もあるが、その大部分は民有地で、一例として史跡の土地所有関係を表示すれば第78表のような比率になつている。

第78表 史跡の所有者別面積と比率

(昭40.4.1)

所有関係	面 積	比 率
国 有	790ヘクタール	15.5%
公 有	1,648	32.2
社 寺 有	694	13.6
民 有	1,977	38.7
計	5,109	100.0

これら民有地の史跡のなかには墳墓、碑等、保存上比較的問題の少ないものもあるが、多くは財産権の尊重の上で種々困難な問題に遭遇している。近年は、指定当時原野山林でありまたは田畠であつた民有地が、所有者の

離農や急激な地域開発等によつて、宅地や工場用地等へ転用される傾向にある。これらの場合、指定物件の保存上支障あるときは、当然その現状変更を規制できるわけであるが、所有者側において真にやむを得ない深刻な事情がある場合等においては、法律の規制のみでは解決し難い問題がある。そこで、これらの文化財を保存するためには、国または地方公共団体による買い上げが採りあげられなければならない。その端緒となつたのは大阪府のいたすけ古墳であった。すなわち、昭和30年にこの前方後円墳を採土業者が買収して採土にとりかかつたが、文化財保護委員会はこれを史跡に指定したうえ、管理団体となつた堺市に国庫補助金を交付して、堺市の市有地として保存できるようにしたものである。

それ以後昭和39年度までに、地方公共団体が国庫補助金の交付を受けて買い上げた物件は21件である。

また、国有地として買い上げた例としては奈良市の平城宮跡がある。30万坪におよぶこの重要な遺跡の全城を買い上げるため、昭和38年度から買収に着手し、昭和39年度までに14万坪の買収をおえている。

開発の進展に伴い、民有地の国有化ないしは公有化に対する要請は、今後ますます増大するであろう。また、これを実施して史跡等を真に文化財にふさわしいものとして整備活用していくことが、文化財保護行政の今後の重要な課題の一つであるともいえよう。

ちなみに、各種の開発計画地域のうちに所在し、民有地を包含するおもなものを例示すれば、第79表のとおりである。

第79表 開発法との関係史跡一覧

① 首都圈整備法による地域に所在するもの

都道府県	所 在 地	種別	名 称
栃 木	下都賀郡国分寺町	史	下野国分寺跡
埼 玉	行田市	〃	埼玉古墳群
千 葉	市川市北国分町	〃	堀之内貝塚
東 京	国分寺市	〃	武藏国分寺跡
神 奈 川	高座郡海老名町	〃	相模国分寺跡

## ② 近畿圏整備法による地域に所在するもの

京 都	亀岡市	史	丹波国分寺跡
大 阪	高槻市	〃	今城塚古墳
〃	堺市百舌鳥高田町	〃	長塚古墳
〃	〃	〃	牧塚古墳
〃	堺市	〃	塚廻古墳
奈 良	北葛城郡広陵町	特史	巣山古墳
和 歌 山	和歌山市	〃	岩橋千塚古墳群

## ③ 新産業都市建設促進法による地域に所在するもの

北 海 道	室蘭市	史	元室蘭南部藩陣屋跡
青 森	八戸市	〃	根城跡
〃	〃	〃	是川石器時代遺跡
宮 城	宮城郡多賀城町	〃	多賀城跡 附寺跡
長 野	茅野市	特史	尖石石器時代遺跡
福 岡	山門郡瀬高町	史	女山神籠石

## ④ 工業整備特別地域整備促進法による地域に所在するもの

広 島	三原市	史	小早川氏城跡、三原城跡
山 口	防府市東佐波令	〃	周防国衙跡

## ⑤ その他

秋 田	秋田市	史	秋田城跡
佐 賀	東松浦郡鎮西町	特史	名護屋城跡ならびに陣跡
宮 崎	西都市	〃	西部原古墳群
富 山	高岡市太田	史	桜谷古墳
京 都	京都市北区	〃	御土居
〃	乙訓郡向日町	〃	長岡宮跡
〃	京都市左京区	〃	栗栖野瓦窯跡

## 3 環境整備

現在、史跡・名勝・天然記念物に指定されている物件は、すべてが国民にわかり易く、かつ身近かなものとして活用される状態にあるとはいえない。とくに史跡においては、あるものは荒蕪したまま放置され、また雑木雜草におおわれて、遺跡の形態をあらわしていないものもある。史跡は廃墟である

とよくいわれるが、廃墟であることと荒廃したままに放置しておくこととは同一でなく、その活用を考え、さらに現在各地での開発の進展を考えると、そのような荒廃のままの状態で放置することは、史跡の保存を危くすることにつながる。したがつて、史跡としてふさわしい状態にこれを整備して活用をはかるべきであり、その結果、文化財としてひろく国民が親しみ、文化的生活の向上に資することができるならば、より一層望ましいといえよう。このためには、今後できる限り史跡等の環境整備を促進する必要がある。従来も修理や保存施設等の措置を講じてきたが、これらとともに、さらに積極的に環境整備を行なつて、史跡の総合的整備をはかるべきである。その具体的な措置としては、整地、芝張り植栽、囲籬、園路造成、遺構の覆屋、基壇や柱穴・貝層断面の表示等があげられよう。

また、この環境整備と一体化して資料館を設置し、さらに民家集落を構成するなどして、総合的な文化財の保存活用をはかることが期待される。

以上の保存と開発との関係においてふれてきた史跡等の公有化や、環境整備は、これらを史跡公園等として緑地化する意味では、まさに開発の一環をなすものであり、都市計画等に積極的にとり入れることによつて、開発計画そのものの目的も達成されるといえよう。そうしてこのことは、文化財保護と開発との間の連絡を密にし、協力体制を強化することによつて一層効果的に実現されるであろう。

## 第5章 民俗資料

## 第5章 民俗資料

民俗資料の収集保存は、早くから民間有識者によつて行なわれてきたが、國によるその保護の歴史は、文化財の他の分野に比べて浅く、本格的に行なわれはじめたのは、昭和25年の文化財保護法施行からである。民俗資料には有形のものと無形のものがあるが、昭和29年における文化財保護法の一部改正以来、有形のものについて重要民俗資料の指定の制度が、また、無形のものについては記録作成のための選択の制度がそれぞれ始められた。その各々について一、二の例をあげれば、次のとおりである。

重要民俗資料……八郎潟漁撈用具、祇園祭山鉾、その他。

無形の民俗資料……正月行事、田植に関する習俗、その他。

### 第1節 重要民俗資料

#### 1 重要民俗資料の指定の状況

重要民俗資料の年度別指定状況およびその種類別指定件数は、それぞれ第80表および第81表のとおりである。

第80表 重要民俗資料年度別指定件数表

年 度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	計
指定件数	6	4	3	4	3	9	13	2	2	8	11	65

第81表 重要民俗資料種類別指定件数表

(昭40. 4. 1)

種類	指定期数		計
	コレクション	コレクションでないもの	
衣食住のための生活用具	9	1	10
生産・生業のための用具	12	10	22
交通、通信、運輸のための用具	4	2	6
社会生活のための用具	0	1	1
信仰のための用具	11	9	20
暦、医療等、民俗知識に関する用具	0	3	3
芸能、娯楽、遊戯のための用具	1	2	3
計	37	28	65

第81表に示すとおり、重要民俗資料に指定されたものの過半数はコレクションである。このことは、単独では指定がむつかしい個々の物件でも、それがコレクションとしてまとまれば、歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、生活階層の特色、職能の様相等、国民生活の推移を示す貴重な資料として指定の価値をもつことを示している。

重要民俗資料の所有および管理の現況をみると第82表のとおりとなり、地方公共団体により管理しているものが約半数に達している。

第82表 重要民俗資料管理状況

(昭40. 4. 1)

国による管理	地方公共団体管理		その他	計
	所有者として管理	管理団体として管理		
3	24	8	30	65

(注) その他のなかには個人または財団法人等により管理されているものが多い。以上のような重要民俗資料の状況をみると、指定制度の発足後日が浅いためか、その保護は各分野にわたってじゅうぶんに行なわれているとはいえない。したがつて今後、地方公共団体等において、それぞれの地域社会で用いられていたさまざまの生活用具などを、ひろく系統的に収集し保護していくことが望ましく、活用面からみてもそれが効果的であるといえよう。

## 2 重要民俗資料の保存事業

重要民俗資料の保存事業としては、修理と収蔵庫の設置がある。修理は、これまで主に祭屋台、山車について実施してきたが、他に日常生活の実用器具もあり、材質としては、木竹、わら、紙、毛皮等が多いので、防虫、防湿、防腐の面からの科学的修理の研究をすることが、その保存のために要請されている。

また、重要民俗資料として指定された有形の民俗資料で、とくにコレクションについては、これを収蔵する施設が必要であるので、逐次整備をすすめているが、現在までに整備済のものは、山口県防府市の製塩用具の収蔵庫など9件である。

### 第2節 無形の民俗資料

前記のように、無形の民俗資料については、そのうちのとくに必要のあるものを選択して記録を作成し、保存し、公開することとしている。選択した無形の民俗資料の種目別の件数は第83表のとおりである。

第83表 選択した無形の民俗資料の種目別件数表

(昭40. 4. 1)

種目別	種目数	件数	備考(種目の例)
衣食住に関するもの	3	3	アイヌの建築技術および礼儀
生産生業に関するもの	7	28	田植に関する習俗
交通、運輸、通信に関するもの	2	2	背負運搬習俗
交易に関するもの	1	1	中馬制
社会生活に関するもの	1	10	年令階梯制
口頭伝承に関するもの	1	1	アイヌのユーカラ
信仰に関するもの	8	9	博多山笠行事
民俗知識に関するもの	0	0	
民俗芸能、娯楽、遊戯、嗜好に関するもの	1	1	上三原田の歌舞伎舞台の装置、操作
人の一生に関するもの	0	0	

年中行事に関するもの	1	11	正月行事
計	25	66	

選択した無形の民俗資料については、文書、写真、映画、録音等により記録を作成しており、現在までに24種目57件に及んでいる。

### 第3節 調査

民俗資料は、主として日常の実際生活に根ざしたもので、生活様式が急変すると全面的に実用価値を失うことがあるが、最近における産業構造改革、生活改善等は、その急激な消滅をきたしつつある。したがって民俗資料の保存のためには早急な調査と地域ごとの収集が基本的な問題となる。そこで、昭和37年度から3か年計画をもつて、全国にわたり、調査項目、調査地点を限定した画一的な調査を実施した。

最後に、民俗資料についてとくに言えることは、ダム水没、地すべり等による離村、干拓、開発事業などに伴い、生産および生活様式に改廃をきたす事例が多いが、このような地域には往々にして貴重な民俗資料が所在する場合がしばしばあるので、事前にできるかぎりの調査を行ない、記録作成による保存と収集を推進していくことが望まれる。

## 第6章 無形文化財

## 第6章 無形文化財

### 第1節 無形文化財の指定と選択

#### 1 指定および選択の制度

無形文化財は芸能と工芸技術に大別される。芸能には演劇、音楽、舞踊等の種類があり、工芸技術には陶芸、漆芸、染織、金工等の種類があるが、これらをさらに細分すると、おおむね次のようなものがあげられる。

##### ① 芸能関係

種類	内訳
雅樂	管絃、舞樂
能	能、狂言
人形淨瑠璃	文樂
歌舞伎	古典歌舞伎、新歌舞伎、現代歌舞伎
現代劇	新派等
音楽	声明 琵琶 尺八 箏 净瑠璃 噴 琴
	天台声明、真言声明等 荒神琵琶、平曲、薩摩琵琶、筑前琵琶等 普化尺八、琴古流尺八、都山流尺八等 筑紫流箏曲、八橋流箏曲、生田流箏曲、山田流箏曲、京極流箏曲等 河東節、義太夫節、一中節、新内節、宮園節、常磐津節、富本節、清元節等 地唄、長唄、荻江節、小唄、端唄、うた沢等 一絃琴、八雲琴等
舞踊	歌舞伎舞踊 上方舞
民俗芸能	神楽系、田遊系、行道系、舞樂系、延年系、風流系、能狂言系、人形芝居系、歌舞伎系、民謡等

## ② 工芸技術関係

部 門	種 類	内 訳
陶 芸	色絵磁器	色鍋島、柿右衛門手、九谷、金襷手
	青 磁 等	青磁、青白磁、辰砂、天目
	染 付	祥瑞
	色絵陶器	粟田
	陶 器	萩、志野、瀬戸黒、唐津、織部、備前
	民芸陶器	丹波、小鹿田、苗代川
染 織	模 様 染	友禅、京紋、有松鳴海絞、江戸小紋、長板中形
	染その他	藍染、紫根染、茜染
	絹 織 物	結城紬、黄八丈、有職織物、綾錦、羅、精好仙台平
	綿 織 物	久留米絣、丹波布
	麻 織 物	越後上布、小千谷縮
	織その他	白石紙布
	組 紐	唐組、組紐、かつべた織
	刺 錦	刺繡、さしこ
	そ の 他	和裁
漆 芸	蒔 絵	平蒔絵、高蒔絵、肉合研出蒔絵
	平 文	金平文、銀平文
	螺 鈿	研出螺鈿、肉彫螺鈿
	線 彫	沈金、蒟蒻、存清
	彫 漆	推朱、推黒
	疑似彫漆	村上堆朱、鎌倉彫
	髹 漆	飛驒春慶、能代春慶、塗立、研出呂色、彩漆
	素地下地	本堅地、乾漆
	変り塗	津軽塗
木竹工	木 工	ひき物、指物、くり物、象嵌、木画、細工物
	竹 工	筒物、編組物、棚物

金 工	鍛 金	蠟型、惣型、砂型、込型、茶の湯釜
	彫 金	毛彫、蹴彫、片切彫、肉合彫、高肉彫、魚々子
	象 嵌	糸象嵌、平象嵌、布目象嵌、高肉象嵌
	鍛 金	鍛金、鍛出、板金
	複合的なもの	銅鑼、鑼
	そ の 他	鍛金、鍛、色付
	刀	鍛刀、研、裝剣技法
	人 形	御所人形、衣裳人形、紙塑人形、木目込人形 土彩色人形、あやつり人形、土俗人形
その他	手漉和紙	こうぞ系、三極系、雁皮系、複合したもの、特別用途
	そ の 他	七宝、截金、硯、硝子、木版画

以上に例示したような無形文化財のうち、芸術上特に価値の高いものや歴史上特に重要な地位を占めるもの、あるいは芸術上または歴史上価値が高く、地方的、流派的特色が顕著なもの等を重要無形文化財に指定するのであるが、これらはいずれも人によつてあらわされるものであるから、これらの技を高度に体現できる人、または技を体得しつつこれに精通している人を、それら重要無形文化財の保持者に認定している。

また、技の発現が特定の一個人によるよりは、むしろ総合的な演技、演出または制作過程を経て、はじめて重要無形文化財としての価値が高いものについては、これを総合的に指定し、それらの技を構成する人々を一括して総合認定している。

さらに、重要無形文化財以外のもので、わが国の芸能または工芸技術等のうち、その変遷を知る上に貴重なものについては、これを記録作成等の措置を講すべき無形文化財として選択し、これらについて記録作成等を行なうこととしている。

## 2 指定および選択の現況

上記のような制度のもとに、昭和30年に第1次の指定および保持者の認定が行なわれてから、今日までに、芸能および工芸技術の重要無形文化財とし

て指定され、また記録作成等の措置を講すべき無形文化財として選択されたものは、昭和40年7月1日現在で第84表、第85表のとおりである。

### 第84表 重要無形文化財指定一覧

(昭40. 7. 1)

## ① 芸能の部

(各 個 指 定)

種別		人數
能 樂	能 小 方 能 子 方 小 能 子 方 大 狂 言	1人 1人 0人 1人 3人
文 樂	人形淨瑠璃文樂大夫 人形淨瑠璃文樂三味線 人形淨瑠璃文樂人形	3人 2人 1人 6人
歌舞伎	歌舞伎立役 歌舞伎脇役	2人 0人 2人
新 派	新派女形	0人 0人
音 樂	地 噴 噴 曲 噴 線 箏 長 長 線 瑠璃 長 噴 三 味 瑠璃 一 中 節 净 瑠璃 宮 蘭 節 净 瑠璃 常 磬 津 節 三 味 線 清 元 節 净 瑠璃 清 元 節 三 味 線	0人 0人 2人 2人 2人 1人 1人 0人 1人 1人 8人
舞 踊	歌舞伎舞 舞 踊舞 京	2人 1人 3人
	計	22人

### (総合指定)

種	別	團体數
雅能人歌	樂樂樂伎	1團體
形	形	1
淨	淨	1
璫	璫	1
舞	舞	1
文	文	1
	計	4

## ② 工芸技術の部

(各個指定)

人形	衣 紙	裳 塑	人 人	形 形		2 1	3
				計			31

(総合指定)

種別	團體數
小千谷縮・越後上市 結城紬	1團體
久留米紺	1
	1
計	3

(注) 人数が0となつているものは、かつて指定されていたが現在は保持者の死亡によつて指定解除となつているものである。

第85表 記録選択無形文化財一覧

## ① 芸能の部

## ② 工芸技術の部

種別		人數	団体
陶芸	上絵付(色鍋島)	1人	
	上絵付(黄地紅彩)	1	
	祥瑞	1	
	唐焼	1	
	織部	1	
	萩焼	1	
	辰砂	1	
	青磁	1	
	器物	0	
	大成型ろくろ	1	
染織	柿右衛門	0	
	丹波立杭	1	
	瀬戸丸窯	0	
	紫根染茜	1	
	か組代植物	1	
	上和白石紙海	1	
	有丹鳴波	0	
	有丹松八	0	
	黃	0	
	朱	0	
漆芸	村上堆朱	2	
	存螺用春	1	
	蔔繪用春	1	
	能代驃春	0	
	飛	0	
	清鉢具慶慶	4	
金工	秋田銀線細工	1	
	布目象嵌	1	
	肥後透及び肥後象嵌	1	
	後	3	
その他	刀藏劍柄	1	
	木七木版	2	
	木	0	
	七木	3	
計		21人	8団体

重要無形文化財の指定と保持者の認定との関係については、前表に注記したように重要無形文化財の保持者が死亡したなどの場合は、現行制度では自動的に重要無形文化財の指定が解除されることになっている。しかしながら、指定が解除されれば、伝承者養成等の根拠が失われるので、とくに保持者を欠く状態が一時的なものであるような場合、現行制度は不合理であるという批判がある。そうして、このような場合にも指定を継続して、伝承者養成を引き続き行なうことができるようになり、その保存に万全の措置を講ずることが望まれている。

また、指定にあたつて、対象とするものの内容や現状を明確に調査しなければならぬことは他の分野と同じであるが、なお全国的な調査を必要とする地方的または歴史的価値のあるものが、この分野にも多くみとめられる。

とくに民俗芸能は、全国にわたつて散在し、その数も万余の多きに達しているので、これについてはまだ完全な調査ができていない実情である。このため、プロック別に民俗芸能の公開を実施したり、映画、録音等による資料の収集を行なつたりしているが、今後ますますそれらによつて調査の推進を計らねばならぬと考えられる。

## 第2節 無形文化財の保存と活用

### 1 無形文化財の保存の特殊性

無形文化財は、人を媒体としてはじめて成り立つ、いわゆる無形の「わざ」であるので、これらの保存の措置は、他の有形文化財の場合とは自ずからそとの趣を異にしている。すなわち、有形文化財が指定物件そのものの保存をはかるのに比べて、無形文化財は、指定の技の体験者として認定された者（重要無形文化財保持者）を実際的な保存の対象としなければならないという特殊性がある。

ところで、無形文化財の「わざ」は、長い歴史と厳しい芸術的洗練を経て伝承されてきているものであり、今日それを体現する保持者は、いずれも伝統をうけつぎ、研究と修練に心血を注いで、自らの「わざ」を完成の域に近

づけてきている人たちである。しかし、社会の変遷や経済の変動はこの世界にも大きな影響を与えており、その原因としては、芸能にあつては、無形文化財の対象とされるものが、かつてのように鑑賞の中心でなくなり、伝統をはなれて現代化した芸能の増加や洋楽の普及等による趣味の変遷、あるいは近年その数を増した各種娯楽がこれに取つて代る傾向を示していること、また工芸技術にあつては、機械産業の発達による類似品の大量生産が、無形文化財の需要を減少させていることなどがあげられる。そのために、保持者が技を保持することは経済的にもいちじるしく困難となり、僅かに少数の人々によってその伝統がかろうじて維持されている状況となり、これらの「わざ」のなかには既に衰滅の危機に瀕しているものも少なくない。

また、無形文化財においては、単に保持者の「わざ」の保存を図るだけではじゆうぶんでなく、人から人へ伝えられ、継承されてゆくことが必要である。そうしてこの意味から、伝承者の養成がもつとも緊急かつ根幹をなすものということができ、「わざ」が絶えず保持者から、順次円滑に次代の後進に伝えられるように措置されることが必要となるのである。

このような実情にかんがみ、国は保持者の物心両面の負担をいくらかでも軽くし、安んじて無形文化財の「わざ」の維持向上に努め得るよう、また伝承者の養成にじゆうぶんな配慮がなされるよう、その必要経費の一部を助成する特別助成金を昭和39年度から重要無形文化財保持者に交付することにした。

しかしながら、無形文化財の伝承者養成の一般的な状況は必ずしも楽観を許さない状態にある。それは、一つには上述のような経済事情の変化を中心とする外部的状況の変化であるが、他の一つには次のような内部的要因があるからである。すなわち、古来の慣習により、無形文化財の世界には一子相伝あるいは秘伝という形での伝承が当然のこととされ、伝承者養成にあたつても、内弟子制度、徒弟制度、さらには世襲制度等の閉鎖的傾向がみられることがある。このことは、或る意味では「わざ」の純粹性を保持するという長所があるにしても、現在の社会においては必ずしも適当ではなく、より科学的、合理的な養成の方法が検討されなければならないであろう。

今日のように賃金水準、経済生活に変動を生じ、求人難といわれる世の中にあつては、以上のような昔ながらの方法で、青少年に無形文化財伝承のための苦労と修練をもとめるという事例は、極めて稀になるのが当然のことであり、本来ならば重要無形文化財の保持者がいわば円錐の頂点にあり、その底辺に向つて上級者、中級者、初級者が位置するのが理想的形態であるべきところ、むしろ断層が目立つて現状である。そしてこのような悪条件のなかで、貴重な無形文化財を守るために、保持者による上級伝承者の養成と相まって、初級、中級の伝承者養成事業が合理的に充実されることが望まれる。

このような伝承者養成事業とともに、無形文化財の記録を作成することも急務の一つである。それは「わざ」の研究、再現の資料として欠くべからざるものであり、芸能においては映画による記録、テープ・レコード等による録音、舞型・音譜・衣裳等の写真・文書による記録、工芸技術にあつては作品ならびにその製作工程を示す映画・文書の記録等の作製、保存、利用等が行なわれている。

無形文化財の公開事業は、無形文化財に対する鑑賞の機会を増し、その理解と認識を深めて、国民の間に広く支持層を増加させるという効果があるが、現代のように一般国民の生活のなかで無形文化財の占める領域が量的に減少してきているとき、この種の公開事業を強力に推進させて行くことは、その保存上とくに必要である。

さらに、無形文化財の公開はそれ自身、直接的に技の鍛磨、研究に結びつき、また、公開を通して後継者の養成に役立つ点において、きわめて重要な保存手段といふことができる。

すなわち、工芸技術の場合は、技の発現の結果としての作品の展示が主となるが、これが後継者に対する刺戟となるとともに、この作品を製作する過程における意欲、研鑽は、もつとも直接的な技の鍛磨となる。また、芸能の場合は、技の発現の結果が有形のものとして残らないので、その公開は、保存と直接に結びついて、技の鍛磨と同時に後継者の実地教育にもなり、後継者養成に占める効果も大きい。このため、国においても、その公開に多額の

経費を要する場合には、必要に応じて補助金を交付し、公開事業の奨励を行なつてゐるが、以下に述べるように、後継者養成の現況はなおじゅうぶんではない点が多い。

## 2 芸能の保存と活用

### (1) 養成の現況

#### (1) 雅 楽

この保持者は宮内庁式部職楽部の職員として勤務しているので、一応確保されているが、後継者の養成は、定員の枠にしばられていて、必ずしも満足できる状態で行なわれているとはいえない。また、他の雅楽の保存会も二、三あるが、同好者達の集まりで、ここでも組織的、計画的な養成は行なわれていない現状である。

#### (2) 能 楽

シテ方、三役はいずれも宗家あるいは有力な実技者のもとに修練をつんで独立するが、シテ方に比べて三役は演技者の人数が少なく、特に東京に比し京都、大阪においては僅少であつて、その伝承者養成状況を表示すれば、次のとおりである。

能 楽 伝 承 者 養 成						
養成主体		能楽三役養成会			能 楽 養 成 会	
実施年度		昭和29~33年度			昭和34~38年度	
実	項目	生徒	講師	備 考	生徒	講師
施	囃子	16	19	能楽伝承者の第	8	11
	ワキ	5	3	1期養成計画で	5	
	狂言		2	5か年	4	
内	謡		4	生徒は年令、経		
	教 養		1	験年数等により		
	シ テ			養成生徒と練習	1	
容	計	21	29	生に分れている。	25	7
					42	19

名 称		能 楽 伝 承 者 養 成							
養成主体		能楽養成会		京都能楽養成会		大阪能楽養成会			
実施年度		昭和39~41年度		昭和39~41年度		昭和39~41年度			
項目	生徒	講師	備 考	生徒	講師	備 考	生徒	講師	備 考
実施容	難子	10	13	8			4	13	
	ワキ						3	1	
	狂言			2	1		2	2	
	内謡		2					8	
	教養							2	
	シテ	14		8	6		9		
	計	24	15	18	7		18	26	

## (ハ) 文 楽

昭和38年度より財団法人文楽協会が発足して文楽の諸事業を受け継いでおり、養成事業についても現在同協会が実施している。

しかしながら、協会の努力にもかかわらず、近い将来での文楽公演は、後継者の不足から極めて憂慮すべき状態にあるといえよう。

名 称		文 楽 伝 承 者 養 成							
養成主体		文楽座因会 文楽三和会				文楽三葉養生会			
実施年度		昭和28 ~ 32年度				昭和33~37年度			
項目	因 会			三 和 会			生徒	講師	備 考
実施容	生徒	講師	備 考	生徒	講師	備 考	生徒	講師	備 考
太夫	8	5	文楽伝承者	2	2	文楽伝承者	12	9	文楽伝承者
三味線	3	3	の第1期養	1	1	の第1期養	6	4	の第2期養
人形	5	4	成計画で5 か年	5	2	成計画で5 か年	19	10	成計画で5 か年
計	16	12		8	5		37	23	

## (二) 歌舞伎

この分野でも、これまで組織的な養成が行なわれなかつた。大正の頃までは内弟子の制度がしつかりしていたので、後継者が絶えることがなかつたが、戦になると、経済的な理由もからんで、昔のような内弟子養成がじゅうぶんに行なわれず、最近は特に下廻り役者の不足が深刻な問題となつてゐる。

しかしながら、最近、歌舞伎の重要無形文化財総合指定をうけた社団法人伝統歌舞伎保存会の設立の趣旨は、相互の「わざ」の鍛磨と伝承者の養成ということにあるので、この会の今後における後継者養成事業の成果は、とくに注目されるところであろう。

## (iii) 新 派

最後の新派女形の保持者花柳章太郎の死亡によつて、その芸脉はほとんど絶えたといわれ、したがつて後継者養成も行なわれていない状況であるのは惜しまれる。

## (iv) 邦 楽

邦楽の種類は極めて多く、そのうえ一つの邦楽がさらに多数の流派を形成しているので、その実情を捉えるのは極めて困難であるが、一般的にみて、劇場音楽としての長唄、清元、常磐津等の邦楽は、専業になつていて需要のあるところから、各師匠が後継者をそれぞれに養成している。しかし、それは必ずしも組織的計画的ではない。また劇場音楽以外の邦楽では、筝曲のように一般的なものは例外として、伝承者は極めて限られた人達が研鑽しているに過ぎない。

一方、民間において最も組織的、計画的な養成が行なわれているのは、一中、河東、宮蔵、荻江、富本等のいわゆる古曲と呼ばれているもので、関係者の熱意により昭和37年に財団法人古典会が設立され、定期的な養成事業を実施している。しかし、伝承希望者の数や経費の面で種々の制約、困難を抱えている。

なお、長唄、筝曲については、東京芸術大学で一部養成事業が行なわれている。

## (f) 邦 舞

邦舞はいわゆるお稽古事として盛んで、弟子数も多く、一見養成の必要もないよう見えるが、伝統的な演技、演出をもつた古格な芸型がとみに乱れつつあるのが現状であり、伝承者の養成にあたつては、質の向上を目的とする養成事業が最も必要とされているものである。次表に示すように、超流派的に設立された社団法人日本舞踊協会が主体になつて行なつている伝承者養成事業は、この点でもつとも組織的なものとして注目される。

名 称		日 本 舞 踊 伝 承 者 養 成							
養 成 主 体		社団法人日本舞踊協会							
実 施 年 度		昭和38~40年度							
項目	生 徒	備 考							
実施内容	36	重要無形文化財保持者を中心としてすぐれた古典舞踊の芸型を保持する人々を講師としてその芸型の伝承をはかり同時に作品歌詞の研究等を修得させ技芸と教養をかねそなえた優秀な伝承者の育成を目的としている。							

## (g) 民俗芸能

さきに全国的調査充実の必要について述べた民俗芸能は、国内の各地に散在しているうえ、社会的、経済的理由もあり、近年、地元有識者の間で保存の気運の高まりつつあるものもみられるが、一般的に言って、組織的、計画的な養成が考慮されるところまで進んでいない現況である。

以上、芸能各分野を通じて言えることは、伝承者の不足およびその質的向上の緊要なことであろう。また各分野で、伝承者に若手が少なくなっているのは、さきにもふれたとおり、有形文化財の修理技術者の場合と同じく、真剣に考えなければならない問題である。第86表にその一例として表示するのは、能楽における演技者の年令別構成であるが、そこにもこの傾向がはつきりあらわれており、このままでは近い将来に演能に支障を生ずるおそれもなしとし得ない。

第86表 能楽三役年令別表

(昭39. 3. 31)

(京 都)

	80才代	70才代	60才代	50才代	40才代	30才代	20才代	10才代	計
囃 子 方	0	3	7	3	3	3	0	0	19
脇 方	0	2	2	0	0	0	0	0	4
狂 言 方	0	1	4	1	1	2	0	0	9
計	0	6	13	4	4	5	0	0	32

(大 阪)

	80才代	70才代	60才代	50才代	40才代	30才代	20才代	10才代	計
囃 子 方	0	4	14	3	3	4	3	0	31
脇 方	0	1	2	6	1	2	1	0	13
狂 言 方	0	2	2	4	2	2	1	0	13
計	0	7	18	13	6	8	5	0	57

(東 京)

	80才代	70才代	60才代	50才代	40才代	30才代	20才代	10才代	計
囃 子 方	1	4	10	12	8	9	11	1	56
脇 方	1	2	1	11	5	7	3	0	30
狂 言 方	0	2	2	4	3	3	4	0	18
計	2	8	13	27	16	19	18	1	104
合 計	2	21	44	44	26	32	23	1	193

## (2) 記録等の整備

芸能における現在までの記録作成および資料買取りの件数をみると第87表、第88表のとおりになっている。

第87表 芸能種別による記録作成件数表

(昭40. 4. 1)

項目	映画	写真	録音	レコード	文書 (含採譜 舞型)	総合記録	計
雅能	樂	1	1		3		5
文	樂	1	1				2
歌	樂	1	2				3
新	舞伎	1	1	1	3		6
邦	派						
邦	樂		30	26			56
民	舞				2	41	43
俗	芸能						
計		3	3	34	26	8	41
							115

第88表 芸能種別による資料買取件数表

(昭40. 4. 1)

項目	映画	写真	録音	レコード	文書 (含採譜 舞型)	総合記録	楽器道具 類	計
雅能	樂	2				9		11
文	樂	5			2	1		7
歌	樂	1	1	1	1		1	5
新	舞伎	4	3	1				8
邦	派			1				1
邦	樂	4	3	7	1			15
邦	舞	4						4
民	俗	38			2	3		43
計		58	3	6	10	4	3	94

第87表でわかるとおり、邦楽の記録作成件数が他にくらべて多いのは、その種類が多いこと、テープによる録音という比較的簡単な方法で記録が行えることなどのためであるが、これと比較して、視覚に訴える映画等による記

録を必要とするものは、まだ不じゅうぶんな状態にある。

また、無形文化財の記録は「わざ」が最高度に發揮されるときに行なわれなければならないのであろうが、現在は必ずしも理想的に行なわれているとはいえないでの、今後はこの点に配慮を要する。さらに「わざ」の記録はできるだけ幅ひろく行なわれるのが理想で、同じ種目でも人によって表現方法が異なるからそれらの比較研究のためにも、できるだけ多くの人のものを記録しなければならない。

また、各種の資料の保存は、記録の作成とともに重要なことであるが、これも第88表のとおり必ずしもじゅうぶんでない。一般に芸能資料は、美術品等とちがつて見た目に美しいものばかりとは限らないので、その価値がみとめられずに散逸する可能性が多い。そこで、これらの保存のためには、重要なものについてその所在台帳を整備し必要に応じていつでも買取れるよう措置しておくことが望まれるのである。

## (3) 公開の現況

前述のとおり、芸能の保存には、公開事業が極めて重要な手段の一つである。

今まで国が関与して行なわれてきた公開事業の状況は第89表のとおりである。

第89表 重要無形文化財等(芸能)公開件数表

項目	昭25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
雅能						1	1	1	2	1		1		2	1
文							3	3	2			1	1		
邦							1	3	2	1	1	1	1		1
邦								1	1	2		1	1	1	
民	芸能	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6
計	1	1	1	2	4	5	8	10	3	7	9	8	11	7	10

一方、歌舞伎、新派等については、現在民間の事業主体によつて公開が行なわれている。無形文化財保存の建前からいつて、その内容が正しく公開されることが望ましく、このためには必要に応じ国が直接公開に関与することも考えられよう。また、自力で適切な公開活動を行なえないような分野については、国および地方公共団体等による助成措置を拡充して、これを活発化してゆく必要がある。

#### (4) 国立劇場

芸能の保存にあたつては、その保存方策の実施面において上述のような種々の特殊性、問題性が介在しているが、これらの諸問題を解決するため、文化財保護委員会は芸能の総合的な保護方策を推進する中心機関として国立劇場の設立準備を進めてきた。昭和31年にその方針が決定されて以来10年にわたる努力の結果、昭和41年にはその完成が予定されるに至っている。

現在予定されているその規模内容のあらましは次のとおりである。

- 1 目的：古典芸能を正しく保存し、わが国文化の向上に資することを目的とする。
- 2 場所：東京都千代田区隼町
- 3 敷地面積：30,047.828m<sup>2</sup> (9,089.427坪)
- 4 建築面積：10,807.10m<sup>2</sup> (3,269.1坪)
- 5 建築費：約38億円
- 6 施設：(1) 公開施設 大劇場—歌舞伎を主とし、邦楽邦舞などの古典芸能の公演に使用する。収容人員1,746人  
小劇場—文楽、邦楽、邦舞の公演に使用する  
収容人員630人  
(2) 資料調査関係施設 芸能に関する資料の蒐集、保存、展示と芸能に関する調査、研究および記録の作成保存を行なう施設  
(3) 養成関係施設 古典芸能の伝承者養成を行なう施設

### 3 工芸技術の保存と活用

#### (1) 養成の現況

現在、重要無形文化財に指定されている色絵磁器、友禅、蒔絵等は、わが国の陶芸、染色、漆芸を代表する貴重な工芸技術である。しかし、意匠・製作の両面に卓越した技術を要することや、困難な割に経済的には報いられぬことなどもあつて、この分野でも伝承者の養成には非常な困難をきたしており、また、羅、唐組、久留米絣等になると一般的の需要は極めて稀れで、伝承者の養成はもとより保持者の技術保存すら困難な状態にある。したがつてこれらの技術を保存するには、保持者の生活を維持するに足りる製作あるいは模造等の事業を国が援助して継続的に実施することが要望されている。

一方において、重要無形文化財の保持者のほとんどは高令であつて、これらの人々にとつては、初級者を基本的段階から養成するのは時間的にも肉体的にも無理な点が多い。保持者としては、現在、いかにして自らの秀れた作品を制作するかに努めるのが限度で、養成面では、せいぜい既成作家に隨時高度な専門的指導を行なつていている程度であるから、伝承者養成を保持者のみにたよつて考えることは困難な現状にある。ただ近年、伝統工芸に対する一般の理解と認識が深まり、特に陶芸においては初級者が比較的充実してきていることは喜ばしい。また、重要無形文化財保持者を中心として、わが国の伝統的工芸作家や研究者が社団法人日本工芸会を設立しており、同会は資金の充実をまつて、優秀な中堅作家に研究奨励金を交付し、かつ各技術の保存事業を計画しているので、このような事業の助成については国もじゅうぶんな援助を考慮する必要がある。

以上のほか、各分野の技術保存上特に必要な資材、用具等の製作技術が衰亡の一途にあることも見逃しがたいところで、その保存措置も合わせて考慮しなければならない。

現在、国が補助金を交付している養成事業としては次のものがあげら

れる。

(イ) 伊勢型紙（三重県鈴鹿市）

中堅の技術者12人に対して専門的高度の技術について指導し、かつ必要な資料の収集をはかつている。

(ロ) 正藍染（宮城県栗駒町）

染色3人、織5人（うち染色関係者は織についても実習）について基礎技術より指導している。

(ハ) 久留米絣（福岡県久留米絣技術保存会）

重要無形文化財としての指定要件をみたすような作品は高価につくので一般の需要がなく、そのために技術保持が困難であるため、いまのところ藍染4人、絣手くびり13人、手織22人が、国の補助により年間約100反を製織し、技の保持につとめている。

(ニ) 漆芸（香川県漆芸研究所）

重要無形文化財蒟醬、彫漆に関し、年間18人について技術の基本指導を行ない、かつ必要な資料の収集を計つている。

(2) 記録等の収集整備

工芸技術は、芸能と同じく、それを保持する人と共に有り、時代の進展に伴つて洗練され、技術的にも工夫改良されて今日に伝えられてきたものである。文化財保護委員会は、その技術の保存方法の一つとして、完成品、工程、用具、材料等の見本をととのえるとともに、それらの技術内容を文書、写真、図面等により詳細に記録し、無形文化財保存の資料としている。

昭和26年以来、技術記録の作成を行なつてきたものは第90表のとおりであるが、陶芸6、染織8、漆芸1、金工6、人形3、その他1の計25件については、まだ技術記録が作成されていない。

第90表 工芸技術の種別ごとの記録作成件数表

(昭40. 4. 1)

種別	指定	選択	計
陶芸	5件(5人)	5件(4人1団体)	10件(9人1団体)

染織	12件(11人1団体)	5件(3人2団体)	17件(14人3団体)
漆芸	5件(5人)	6件(5人1団体)	11件(10人1団体)
金工	2件(2人)	1件(1人)	3件(3人)
木竹工			
人形			
その他の		5件(5人)	5件(5人)
計	24件(23人1団体)	22件(18人4団体)	46件(41人5団体)

一方において文化財保護委員会は、各種の展覧会等から秀れた伝統的な工芸作品を資料として購入している。これらの作品は現代におけるその最高水準をゆくもので、わが国伝統工芸の系譜を示す貴重な資料といえよう。この作品買上は、作者に大きな製作意欲を与えるとともに、間接的ながら伝承者の育成にも非常な効果をもたらしている。現在までの資料買上げの点数を示せば、第91表のとおりである。

第91表 工芸技術資料買取作品点数表

名 称	昭和25年から 昭和34年まで					40年4月1日現在					合計
	35年	36年	37年	38年	39年	保持者数	点数	保持者外数	点数	点数計	
陶芸	54	21	12	6	1	5	5	62	21	37	99 198
染織	76	14	18	9	6	7	14	42 (3団体)	21	88	130 260
漆芸	19	8	3	5	5	6	4	19	12	27	46 92
金工	9	5	5	6	2	7	3	10	15	24	34 68
刀剣	3	1	1	2	1	0	2	8	0	0	8 16
木工	1	1	1	2	0	2	0	0	5	7	7 14
竹工	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	2 4
人形	10	1	2	0	2	0	3	13	1	2	15 30
その他	0	0	0	0	2	0	0	0	2	2	2 4
計	173	51	43	30	19	27	31	154 (3団体)	79	189	343 686

## (3) 公開の現況

工芸技術においても、展覧会の開催は、技術の向上と伝承者の養成の基礎をなす重要な事業であるので、国はこれらの公開に対して指導助成を行なつてゐるが、現在までに国が関与したものは第92表のとおりである。

第92表 重要無形文化財等(工芸技術)公開事業一覧

名 称	開 催 年	開 催 地
日本伝統工芸展	昭和29年～	東京、名古屋、金沢、京都、大阪、岡山、高松、福岡 年間2～3会場
日本伝統工芸秀作展	〃35年～	
日本伝統工芸展(欧州展)	〃38年～39年	2会場
人間国宝新作展	〃39年～	2〃
伝統工芸日本染織展	〃39年～	4〃
新作美術刀剣展	〃39年～	1〃

昭和29年以来開催している日本伝統工芸展は、開催地である東京、愛知、大阪、京都、石川、岡山、香川、福岡各都府県市教育委員会および日本放送協会、朝日新聞社等の共催により年々盛会となり、わが国伝統工芸の最高の作品を展観する展覧会としてその役割を果してゐる。

また、国が過去10年間にわたつて買上げた作品を中心とした展示する日本伝統工芸秀作展は、前記の日本伝統工芸展の開催地以外の都市で、昭和35年から毎年2、3会場、これまで計12会場で開催し、各会場とも非常な成功を収めているが、最近は各地方ごと、あるいは種別ごとの伝統工芸展も計画されているので、将来はこれらについてもしかるべき助成指導の措置を講ずることも必要と考えられる。

なお、昭和38年11月から昭和39年2月までオランダおよび西ドイツ（ロッテルダム市とミンヘン市）において、外務省、文化財保護委員会、国際文化振興会および日本工芸会の共催で開催した日本伝統工芸展は、この分野では初の海外進出であつたが、わが国伝統工芸の系譜を示すものとして非常に人気を呼び、スイス、イタリー等からも開催を強く要望されるほどであつ

た。海外における工芸展の成功は作家にも好影響を与え、今後も継続的に実施することが強く要望されている。

## (4) その他

工芸技術はいずれも各地方の歴史とともに発達し、各地方文化の特色ともなつて、広く日本の伝統的な工芸文化を構成しているものである。

これまで、工芸に関しては、主として鑑賞的な面が重視され、技術的な面についての究明を欠くうらみがあつたため、貴重な技術資料が散逸の危機に瀕し、適確な保存措置の講じられていないものが多い。したがつて技術者は、経済上のみならず研究のうえでも貧困な状態に置かれている現状である。

これらの工芸は、芸術文化上貴重であるばかりでなく、広く産業工芸の母胎となるべきものもあるから、作品の鑑賞とあわせて、収集された豊富な資料によつて学術的ならびに技術的な研究を行なう場としての、工芸美術館の設立等について検討する必要があろう。

# 付 錄

## 付 錄

### I 海外の文化財事情

#### 1 主な外国の文化財保護行政の機構等

日本における文化財保護の現状は、本篇において概述したとおりであるが、諸外国における文化財の保護は、それぞれの国情等により、行政機構はもちろんのこと、保存方法等についても趣を異にしている。その実体を正確に把握することは困難であるが、現在得られた資料によつて概述することにする。

イギリスにおいては、事業省 (Ministry of Public Building and Works) が、古記念物保護法 (Ancient Monuments Protection Act1822)・古記念物強化改正法 (Ancient Monuments Consolidation and Amendment Act1913)・古記念物法 (The Ancient Monuments Act1931)・歴史的建造物古記念物法 (The Historic Buildings and Ancient Monuments Act1953) 等の歴史的記念物に関する諸法律によつて歴史的記念物の保護に当つている。そして、これらの諸法による事業大臣の権限は、①歴史的記念物を契約によつて買収し、またはその寄贈を受けて自らその管理維持の責任者となること。②その保存が国家的に重要な古記念物のリストを作成し、刊行すること。③リストに登録された歴史的記念物の修理・現状変更・破壊その他記念物に影響のある作業を行なう際にあらかじめ通告をうけること。④この通告を受け、その作業の実施を適当でないと認め、その旨を勧告しても当事者がその勧告を承認しない場合、またはそれ以外に所有者・占有者の怠慢または不注意によつて、歴史的記念物が破壊・移転または損傷されるおそれがある場合には、保護命令を発して、当該記念物を自らの保護の下におくこと。⑤歴史的記念物の風致を保存するために保存計画を作成し、特定の地域における建物の造営や樹木の伐採等を禁止または制限すること。⑥歴史的記念物の取扱いについて助言・指導を与えること。⑦重要な歴史的建物の維持費・修理費を支出し、そのような建物およびその建物内の物品や建物付近の土地を入手し、または地

方行政当局などがこれらの建物を入手するための費用を支出すること。一などとなつてゐる。これらの権限をもつ事業大臣の諮問機関としては、地域別に三つの古記念物審査会(Ancient Monuments Boards)と、三つの歴史的建造物審議会(Historic Buildings Councils)が置かれている。このほかに、王立公園監理官が置かれ、王立公園の管理維持の実施に当つてはいる。また、上述した歴史的記念物保護の法規が適用されない住宅などの歴史的建造物の保護は、都市地方計画法(Town and Country Planning Act 1947, 1959)により住宅・地方行政省(Ministry of Housing and Local Government)が所管している。この実施機関は、主として地方当局であり、住宅・地方行政大臣は、地方当局のために、建築上・歴史上特に重要な建造物のリストを作成している。このリストに登録された建物については、その変更をもたらすような工事は、すべて地方当局および住宅・地方行政大臣あてに通告しなければならず、地方当局は大臣の認可を得て、建造物保護命令によつて建物の性格に重大な影響を与える工事を制限することができることになつてゐる。この命令が施行されてもなお当事者が適切な措置を講じない場合には、地方当局は住宅・地方行政大臣または事業大臣の認可を得て、その建物およびその敷地または建物付近の土地を強制的に収用することができる。なお、スコットランドにおける都市地方計画行政は、スコットランド保健省が所管している。また、法律上の団体ではあるが、これらの政府機関からは独立し、国の財政的援助を受けず公衆の出資金を財源として、歴史的に重要な土地・建物または名勝地の土地・建物を取得し、これを国民のために維持している1907年に設立された国家信託団体(National Trust for Places of Historic Interest or National Beauty)、古代の住民の文化および生活状態と関係のある歴史的記念物または建造物の目録の作成にあたつてはいる1908年に設立された王立委員会(Royal Commission)、戦斗行為によつて破壊または破損のおそれのある歴史的に重要な建造物の資料を集め記録の作成にあたつてはいる公社の一種で、事業省からの補助金によつてまかなわれている1941年に設立された国立建造物記録保存所(National Building Record)などが、それぞれの立場から文化財の保護にあたつてゐる。

フランスの文化財保護行政は、従来文部省建築局の文化財事業部および公

共建築部が所管していたが、これらの部局は、文部省の他の部局(文芸総局・博物館局・古文書館局)とともに、1960年5月に文部省機構改革と文化省の新設とによつて、現在は、文化省(Ministère d'Etat chargé des Affaires Culturelles)が所管している。同省建築局は、歴史的記念物に関する法律(Loi du 31 December 1913, sur les monuments historiques)・天然記念物および風致に関する法律(Loi du 2 mai, sur les monuments naturelles et sites)・考古学上の発掘に関する法律(Loi du 27 Septembre 1941, portant réglementation des fouilles archéologiques)の三つの法律によつて関連する文化財保護行政を行なつてゐる。これは、①「歴史的記念物に関する法律」によつて、歴史上・芸術上の見地から特に価値の高い建造物・美術工芸品等を「歴史的記念物」として国が指定し、その移動を制限し、修理その他いつさいの現状変更を許可制として、国が積極的に修理を行ないあるいは保存・修理費の補助を行ない、必要ある場合には有償接収して国家が直接管理する等の保護措置を講ずること。②「天然記念物および風致に関する法律」によつて、美術的・歴史的・科学的・伝説的・美観的見地から普遍的価値を有する天然記念物および風致を指定し、状況または外観の破壊・変更を許可制とし、公益接収のための調査を行なうに当つては文化大臣の意見をきくものとし、公共の利益のために必要ある場合には国が有償接収する等の保護措置を講ずること。③「考古学上の発掘に関する法律」によつて、前史・有史・美術・考古学に關係のある建造物または物件を調査するための発掘、地質調査に対し許可を与えること。また、これらの遺跡の保存を確実にするために不動産の有償接収の措置を講ずること。一などである。文化大臣の諮問機関として専門委員会があり建造物、あるいは美術品の指定と修理に関し、また発掘の許可等に関し4部会がある。なお、「歴史的記念物に関する法律」においては、指定前の管理の万全を期するために、指定と同等の効力を有する指定提案(1年以内に本指定か否かを決定する)の制度を設けており、別に、指定よりもゆるい登録の制度がある。また、指定不動産の直接周辺(500m以内)を指定することもできることとされており、環境保全措置として注目される。これは、「天然記念物および風致に関する法律」においてもみられ、登録され、または指定された天然記念物および風致の周囲には保護地帯を設定すること

ができることになっている。上記のほかに、建築局は外局を持ち、ここには検査監督が各分野におかれて、主任技術者・建築技官とともに各地方とも連絡を保つている。また、歴史的記念物の研究センターを開設したり、撮影サービスなども行なっている。

このほか、文化財保護事業に重要な役割を果している「文化財金庫」がある。この金庫は、文化財金庫法（1914）により設立され、1921年に発足した。そして、指定または指定提案された動産および不動産たる歴史的記念物・天然記念物および風致の保護または買上げ、ならびに指定されたこれらの記念物および風致の周辺保護または整備のために文化担当国務大臣に使用される資金を受け入れ、これを管理している。この財源は、国・地方公共団体・公共機関の補助金、賭博興行徴収金の公益事業割当委員会によりきめられる配分年金（年額30万フラン以上）、指定記念物の敷地内に設けられている売店の収益、贈与、遺贈、寄付金、資金運用による利子などとなっている。

イタリアにおいては、文部省内に考古および古美術局（Direzione generale della Antichità e Belle Arti）が設けられ、同局の監督下に全国15地方に考古・記念物・美術の三監督官事務所（soprintendenza）を設置し、その地方においてそれぞれの所管に属する文化財の保護管理に当らせている。また、修理復旧のための専門機関としては、中央復旧研究所（Istituto centrale del Restauro）、石造品修理研究所（Opificio delle Pietre Dure）、図書修理研究所（Istituto di Patologia del Libro）等が文部省の下に設置されている。文化財保護関係の法規としては、1939年に制定された二つの法律がある。①芸術的または歴史的財産の保護に関する法律（Tutela delle cose d'interesse artistico o storico）は、芸術的・歴史的・考古学的および民俗的な価値を持つ不動産および動産を保護の対象としている。文部大臣は、このうち特に重要な価値を有する物件を告示する。指定された物件の破壊・移動・改造または修復は許可制であり、また、文部大臣は教育科学芸術に関する国の諮問委員会の意見をきき、指定物件のき損を避け、保存を確保するために必要な保護措置を指示し、国庫補助を行ない、あるいは直接必要な措置を講ずることができる。指定物件の譲渡の場合には、国に先買権がある。なお指定物件につい

ては、動産不動産の別なく、公用収用を行なうことができることとされている。また、考古学的調査（発掘）は同法により許可制になつていて、②自然美および風光美の保護に関する法律（Legge e regolamento sulla protezione delle bellezze naturali e panoramiche）は、自然美・風光美を保護対象とし、各州に設けられた委員会が、その保護すべきリストを作成し、登録を行なうことを規定している。登録に対する異議については、文部大臣へ申し立て、文部大臣は異議を検討した後リストを認可する。この認可に対する異議については、中央政府の裁決を求めて提訴することができる。これらにより成立したリストに基づいて、文部大臣が通告命令を行なつた登録不動産については、そのき損破壊は許可制となる。このほか、公共事業・屋外広告物に対する規制などについても、この法律で規定している。なお、イタリア共和国憲法（1947年）の基本原理第9条には「共和国は、文化の発展ならびに科学的および技術的研究を推進する。共和国は、国の風景ならびに歴史的および芸術的家産を保護する。」と規定されている。

アメリカの文化財保護関係行政は、主として連邦内務省（Department of Interior）の国立公園局（National Park Service）が所管している。同局は、1916年の連邦法によつて、国立公園・国家記念物などとして知られる連邦地域の利用を促進し、かつ利用を規制するために設けられたもので、その後1935年に「史跡・歴史的建造物・その他合衆国民の啓発と利益に役立つような国家的な重要なものを一般国民が利用し得るように保存すること」を目的として制定された連邦法によつて、連邦内務長官は、これら史跡・歴史的建造物を保存するために種々の権限を認められることになり、これに関する行政事務も、国立公園局の所管に属することとなつた。その権限は、①史跡・歴史的建造物に関する図面・写真その他の資料を収集・保存すること。②歴史上・考古学上の遺跡や建造物の査定を行ない、何が合衆国歴史を記念し、または説明するのに特に重要であるかを決定すること。③個々の史跡や歴史的建造物の調査研究を行ない、その正確な歴史的および考古学上の事実や資料を得ること。④同法の目的を実現するために、動産・不動産を問わず、財産を購入し、寄贈を受けること。⑤史跡や歴史的建造物を保護し、保存し維持するために、州その他の地方公共団体や個人および私的団体と協定

し、協力すること。⑥史跡・歴史的建造物の復原・修理を行ない、必要ある場合には、これらの史跡・歴史的建造物に付設の博物館を設置し管理すること。⑦史跡・歴史的建造物の管理・運営およびその修理復原を法人その他の団体に委託して行なわせること。⑧史跡・歴史的建造物および同法によつて入手した財産を管理・運営すること。⑨同法の規定を実施するのに必要な規則をつくること。一などとなつてゐる。なお、諮問機関として国立公園・史跡・歴史的建造物・記念物諮問委員会 (Advisory Board on National Park, Historic Sites, Building and Monuments) がある。これは11人以下の委員で構成され、歴史学・考古学・建築学・人文地理学の専門家を含み、国立公園や史跡・歴史的建造物の復原・保存・運営などに関する一般方針について、諮問に応じ、建議を行なつてゐる。また、英國にならつて1949年の連邦法によつて国家信託団体 (National Trust for Historic Preservation in the United States) が設立され、公益法人として、遺跡と建造物等の物件および資金の寄付をうけ、公益の目的にそつてその管理にあたつており、その事業は顕著である。

西独においては、教育・文化に関する事項は各邦の権限とされており、文化財の保護は1904年以来の郷土保護 (Heimatschutz) の運動にきざしてゐる。各邦では、おおむね文部省 (Kultur Ministerium) が、文化財の保護に関する行政を所管している。たとえば、北ライシ=ウエストファーレン邦では、文部省内に芸術・記念物・古文書図書館などを所管する局がおかれて、またハンブルク自由都市では、教育省とは別に文化省がおかれて、この付属機関として各種の博物館や記念物保護庁 (Denkmalschutzamt) がおかれてゐる。なお、1956年に西独基本法第74条の規定 (連邦は、競合的立法の領域においてドイツ文化財の海外流出の防止や学術研究の促進に及ぶことができる) にもとづいて、ドイツ文化財の海外流出防止に関する連邦法 (Gesetz zum Schutz deutschen Kulturgutes gegen Abwanderung) が制定され、同法により、「海外流出がドイツの文化に重要な影響を及ぼす重要な文化財および文書は、重要文化財として登録され、無断の海外流出が禁止」されている。重要文化財として登録すべき文化財・文書は、各邦の所轄官庁が専門家委員会の意見をきいて決定し、その旨を連邦内務大臣に通告するとともに、連邦

の官報にその文化財の所有者名・所在場所等を掲載することになつてゐる。登録された重要文化財の海外搬出には、連邦内務大臣の認可を要し、大臣はその認可の決定を行なう際には、事前に専門家委員会の意見をきかなければならぬことになつてゐる。

中共においては、歴史的・芸術的・科学的な文物と革命記念文物との保護・管理は、地方人民委員会（省市・県市などの政府や人民公社の管理委員会）に属している。中央では、国务院に文化部があり地方を指導するとともに、特に重要な物件については自らその保護・管理にあたつてゐる。中央の文化部は教育部と並び、1949年の建国と同時に設置され、社会文化事業管理局、芸術事業管理局、出版事業管理局、映画事業管理局、文物管理局、学校局などがあり、文物保護は文物管理局が扱つてゐる。なお、行政機関ではないが、アカデミア（中国科学院）の考古研究所は、文物関係に大きな発言権をもち、大規模な発掘などに参画してゐる。また、地方では省市に文化局があり、文化局には専門家の委員会である文物管理委員会が付属してゐる。県市には文化科がある。文物保護関係のおもな法規等には、①古文化遺址および古墓葬の調査発掘暫行弁法（政務院・1950）②珍貴文物図書輸出禁止暫行弁法（政務院・1950）③古文物建築保護に関する指示（政務院・1950）④農業生産建設における文物保護に関する国务院の通知（全国人民代表大会常務委員会・1955）⑤文物保護管理条例（国务院通過・1960）⑥第一回全国重点文物保护单位のリスト（国务院批准・1960）一などがある。

## 2 文化財に関する国際的な動向

### 1 文化財に関する国際的規制等について

#### ア 武力紛争の際の文化財の保護

「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」は、1954年5月、オランダのヘーグにおける国際会議において採択され、日本も同年9月署名した。この条約は、1956年8月7日発効し、1964年6月30日現在、加盟国はソヴィエト、フランス、イタリア等54か国に達している。この条約は、その歴史的背景を1899年および1907年のヘーグ条約にまでさかのぼることができ、近くは1935年のワシントン条約（レーリッヒ法）が南北アメリカ諸国間に締結されていたが、第2次大戦中、いよいよ本格的な条約の締結の必要性が痛感され、直

接的には、1950年フローレンスにおけるユネスコ第5回総会でイタリアが条約することを提案したことを契機として、ユネスコ原案に対する慎重な検討のすえ、結実したものである。

条約は、まず、この条約の適用上、文化財とは何であるかを定義しているが、日本の文化財保護法上の「天然記念物および自然的な名勝」は対象とせず、かえつて文化財保護法のとらえていない「学術資料、博物館および図書館、動産文化財の保存を目的とする避難施設ならびに文化財集中地区」といつたものをも対象として加えている。そして、一般文化財については、所定の「識別標識」をつけたうえ、武力紛争の際に破壊または損傷を受ける危険がある目的に使用しないこと、平和時から保全のため適當と認める措置をとること等によって保護されると規定している。また、避難施設、文化財集中地区その他非常に重要な不動産文化財について、軍事上の目的に使用されていないこと、重要な軍事目標（例えば、飛行場・放送局・国防のために使用される施設・比較的重要な港もしくは停車場または交通幹線）から妥当な距離にあること、または武力紛争の際にその軍事目標を使用しないことを約すこと—といった要件をみたして、ユネスコに備えられる「特別保護文化財登録簿」に各国の異議なく登録され、所定の識別標識をつけることによつて、特別保護のもとにおき不可侵とすることができる—と規定している。このほか条約は、文化財の輸送を特別保護のもとに行ない得ること、文化財の保護に従事する人員が文化財の利益のために尊重されること等を規定している。

以上が条約のあらましであるが、現在、加盟国である54か国は、いずれもまだ国内法を制定しておらず、特別保護文化財の登録もヴァチカン全市の登録以外は皆無である。この条約は、精神的な意味においては非常に重大であるが、具体的実施には幾多の困難性をともなつている。このような現状から、日本も、条約を批准する時期に至つていない。

#### イ 文化財の不法輸出入及び販売の防止

文化財の国際貿易に関する諸問題の法制化への努力は古くから行なわれ、具体化したものには、米大陸諸国を対象とした「歴史的価値を有する動産の保護に関する条約」（1935年ワシントンで署名）のほか、戦時の掠奪物件につ

いて規制した「武力紛争の際の文化財の保護のための条約の議定書」（1954年ハーグで署名）、発掘物についてのみ規制した「考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勧告」（1956年第9回総会で採択）などがある。が、いずれも部分的なものであり、これを総括的に規制するため、ユネスコ第13回総会（1964年）において「文化財の不法な輸出、輸入および所有権譲渡の禁止および防止の手段に関する勧告」が採択された。この勧告にいふ文化財とは、「国の文化的遺産にとつて大きな重要性を有する動産および不動産たとえば、美術品・建造物・文書・図書その他芸術的、歴史的または考古学的に価値のある財産、民族学的資料、動植物の模式標本・科学的収集、図書および古文書（音楽に関するものを含む。）の重要な収集等」をいい、各加盟国は、その領域内に存在する文化財のいずれのものがその重要性にかんがみこの勧告に定める保護を受けるべきであるかを決定するため、最も適當と認める基準を採用することとしている。そして一般原則として、各加盟国は、文化財の所有権の不法な譲渡を防止するため適切な措置をとり、適用に関する規則を定め、この規則に反するいかなる輸出輸入または所有権譲渡も、不法とみなすものとしている。また博物館および文化財の保存にたずさわるあらゆる施設および機関は、不法な輸出輸入または所有権譲渡を通じて得られた文化財を購入しないものとし、さらに加盟国は、文化財の適法な交換を奨励し、かつ、促進するため、輸出もしくは所有権譲渡を許可し得ない物につき、これと同一の種類の物の売却もしくは交換により、またはそのあるものを貸与もしくは寄託により他の加盟国の公共収集施設の利用に供するよう、努力することとしている。

これらの原則にもとづき、勧告される措置としては、①文化財の認定および目録を作成すること、②文化財保護のための国内機関を設置すること、③特に重要な自國の文化財を購入するのに必要な手段とするため、必要な場合には基金を設定し、または他の適當な財政的措置をとること、④二国間または多数国間の協定を締結すること、⑤不法行為の摘発について国際協力を行なうこと、⑥不法に輸出された文化財の復旧または返却について相互に協力すること、⑦文化財が亡失した場合に、その文化財の回復を請求している国の要請にもとづき、その亡失を一般に周知させること、⑧善意の購入者の権

利を擁護する適切な措置をとること、⑨すべての国の文化的遺産に対する国民の关心および尊重の念を喚起し、かつ啓発するための措置をとること、一などがあげられている。

この勧告の趣旨は、わが国においては、文化財保護法その他の法令によりおおむね実施されているが若干の点において現行法上そのまま実施することに無理な点もあるので、なお関係各省間で検討している。

#### ウ ヌビア遺跡救済運動

アスワン・ハイ・ダムの建設によって水没するヌビア一帯（エジプト・ヌビア、スーダン・ヌビアに分れる）は、旧石器時代から初期キリスト教時代にいたるまでの多種多様な諸文化の遺跡に富んでおり、かつ、これらの遺跡は未解明のものが多く、考古学上きわめて貴重なものである。そこで、水没するこれらの遺跡の保存を訴えるユネスコのキャンペーンが、1960年3月、加盟国に対する事務局長のアツピールにより開始された。第12回ユネスコ総会においては、事務局長からアブ・シベル神殿保存計画の第一期計画4,200万ドルのうち1,150万ドルをアラブ連合が負担し、残りの3,050万ドルを加盟各国の拠出によるものとする提案が行なわれたが、巨額の財政負担を伴うため白熱した議論の結果、この強制割り当て方式は通過せず、従前どおり、各国の自発的拠金をよびかけていくこととなつた。日本においては、昭和38年度から工事終了まで外務省予算にヌビア遺跡保存のための援助費1万ドルを毎年計上することになり、民間ではユネスコ協会連盟を窓口として「ヌビア遺跡保護協力委員会」等が募金に努力している。

#### エ その他

上述のほかにも、ユネスコによる文化財に関する国際的規制や関連事業等は活発に行なわれている。そのおもなものはつぎのとおりである。

①考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勧告…1950年の第5回ユネスコ総会の決議により設けられた国際記念物委員会が、予備勧告案を含む報告書を作成、さらに1956年パレルモにおける政府専門家委員会により最終案を作成して同年12月に第9回ユネスコ総会で採択された。この勧告は考古学的遺産の保護について、法の整備・保護機関の設置・保存所の形成などを加盟各国にうながし、さらに、外国人に付与される発掘許可等発掘規制およ

び国際協力を促進すること。古器物の売買が考古学上の物件の密輸を促したりまたは遺跡保護ならびに公開展示のための収集に悪影響を及ぼしたりすることを避けるため、古器物売買の規則を制定すること、無断発掘および考古学的発掘物の不正輸出を抑制すること、占領地域における発掘の取扱いを適正にすることなどについて勧告したもので、この勧告の規定を適用することによつて生ずる共通の利害問題を処理するため、二国間協定を締結すべきことにも触れている。

②博物館をあらゆる人に解放する最も有効な方法に関する勧告…1946年からユネスコで情報収集をはじめ、1952年ユネスコ国際セミナーでの討議等を経て、1956年第9回ユネスコ総会にフランスから博物館の利用促進について提案され、1959年第一次予備勧告案が出されて、1960年12月に第11回ユネスコ総会で採択された。この勧告は、博物館を「各種方法により、文化価値を有する一群の物品および標本を維持・研究かつ拡充すること、特にこれらを大衆の娯楽と教育のために展示することを目的とし、全般的利益のために管理される恒久施設、すなわち美術的、歴史的、科学的および工芸的収集施設、植物園、動物園ならびに水族館」を意味するものと定義づけ、博物館における資料の配置と観覧について、すべての階層の人々が容易に鑑賞し得るよう配慮すべきことや、観覧料をできる限り無料とすることなどを勧告している。さらに、観覧者数の増大をはかるため博物館広報を充実すること。地域社会における博物館の地位と役割を述べ、博物館の各種活動に青少年が参加することを奨励するため博物館クラブの発達を奨励すべきであることにまで及んでいる。

③風光の美と特性の保護に関する勧告…1957年第7回国際記念物委員会は、ユネスコ事務局長の諮問に答え、この問題をとりあげることを適當とした。そして各加盟国の現行法および慣行に関する文献の収集が行なわれ、1960年第11回ユネスコ総会において予備研究・勧告の指示があり、1962年12月第12回ユネスコ総会で採択された。この勧告は「風光の美と特性の保護のために採用される研究と措置は、一国の全領域に適用されるべきであり、特定の風光地に限定されてはならない」とし、特に都市風光地の開発からの保護を確保するための特別の規定を要請している。さらに、保護の方法として、

⑤責任を有する当局による一般的監督、⑥都市発展計画および地域レベル、農村および都市レベル等すべての段階における計画立案に義務条項を挿入すること、⑦「地帯による」包括的な風光地計画、⑧隔離された風致地区の計画、⑨自然保護区および国立公園の設定と保持、⑩地域社会による風致地区的確保などをあげている。また、風光地尊重の精神を啓発し、関係法規を周知させるための教育活動の充実を、教員の再教育、博物館機能の促進、広報機関の利用、記念日行事などにより達成するよう勧告している。

④国際基金の設定その他の手段による記念物の保存対策…1948年の第3回および1949年の第4回ユネスコ総会において、記念物の保存と修復事業のための資金調達のための国際基金の可能性についての研究が要求され、1950年第5回ユネスコ総会では、メキシコ代表の提案に基づいて、特別観光税を設定し、一部を記念物と博物館の保存に、一部を国際基金として積みたてる主旨の国際条約の可能性についての研究が指示された。アンケートの結果、第6回ユネスコ総会は、賛成がすくないとして観光税の案をとりやめたが、基金設定については、研究を継続させることとなつた。しかし、この問題は、ローマの修復センター（後述）設立の問題を優先せしめることになつたために一時中断された。1962年第60回執行委員会の決定により研究を再開し、翌1963年にユネスコ事務局長から各加盟国に研究報告書を送付し意見を求めた。この結果、回答国は19か国にすぎず、主要国からの回答がすくないことおよび反対意見があること等から、条約の起草にはすすまず、研究続行の決議を1964年第13回ユネスコ総会において行なつた。ただし、手段の一つとして利用できる ICOMOS（後述）の設立が実現した。

## 2 文化財に関する国際的な組織等について

### (1) IUCN(International Union for Conservation of Nature and Natural Resources) —自然および天然資源の保護のための国際連合

IUCNは、世界各地域の原始自然と天然資源の永久保存を、そのものの文化的または学問的価値ならびに人類の長期経済、社会的福祉の立場から奨励し、支持することーを目的に1948年10月5日にフランスのフォンティンブローにおいて設立された団体で現在本部はスイスにある。1962年現在の会員は、60か国の団体等約260、このうち政府加盟は、ベルギー、デンマーク、

西ドイツ、オランダ、スイス、タイ等17か国で、政府会員の出資金は人口300万以下で250ドル、~5000万以上で4000ドル、法人会費は50ドル以上、個人会費は、終身会員200ドル等となつて。総会は3年ごとに開催され、①教育および広報活動によつて天然資源の重要性と使用法についての認識を深める、②保護保存の方法の研究およびその対策の基本としての生態学的研究を振興する、③保存計画の実施上役に立つ技術的資料を提供する、④法令の強化、実施面の改善を行ない、また国際的援助を求める等、国内的、国際的水準における措置を講じる一等の事業や技術会議・シンポジウム・定期特別会議等が行なわれている。なお、上記の会費のほかに個人の寄付、財団等の機関からの補助金および技術面で協力している世界野生生物基金（World Wildlife Fund）の援助を得て運営されている。日本でこの会員となつているのは、日本自然保护協会、国立公園協会および個人1名である。

### (2) ICOM (International Council of museums) —国際博物館会議

ICOMは、世界の博物館事業の国際的提携をはかる中央の組織としての役割を果たすとともに全世界に散在する会員を通じて国民相互の理解の促進に努め、また共通の目的を有する国際団体ことにユネスコと協力することーを目的に、1946年11月に設立された団体で本部は旧ユネスコ本部（パリ）にある。組織は、総会・執行委員会・評議員会・事務局・国際委員会(18)・同分科委員会(4)および UNESCO-ICOM 資料センターから成つて。国内委員会は、国単位に現在66か国に置かれ、日本では、昭和27年2月に国際博物館会議日本委員会が設立されている。活動としては、3年ごとの総会、ユネスコ後援による専門家会議等のほか、セミナーや、最近では「不法輸出入の禁止に関するユネスコ勧告」に関する調査、博物館のための巡回映画などを実施している。運営に要する経費は、正会員(各国内委員会につき15名)年5ドルの会費をはじめ、ユネスコから継続的に補助される6万ドル（1965—66年度）等によつてまかなわれている。なお、機関誌「ブレティン」が、年6回、英語および仏語により発行されている。

### (3) ICOMOS (International Council of Monuments and Sites) —国際記念物遺跡会議

ICOMOSは、記念物および遺跡の保存と研究に関する行政機関・団体・

個人を代表する国際的組織として、国際的ならびに国内的にその研究と保存を振興し、さらに文化遺産一般に対する興味を喚起育成することーを目的に、文化財保存修復国際研究センター、ICOM、ユネスコ等目的を一にする国際団体と協力して事業を行なう団体である。

1961年ユネスコ第8回国際記念物委員会で、博物館関係のICOMに相当する記念物関係の国際機関の設置が提案され、その後関係会議で検討が加えられ、1964年5月に設立されてまだ日が浅い。組織は、3年ごとに開かれる通常総会・執行委員会・事務局・評議員会・国内委員会・臨時に設置する専門委員会から成っている。正会員は1国につき15名以内で会費は年5ドル、このほかに賛助会員・名誉会員の制度がある。歳入は、会員の会費・贈与および遺贈、ユネスコからの補助金7千ドル(1965—66年度)等があてられている。

(4) 文化財保存修復国際研究センター(The International Centre for the study of the Preservation and Restoration of Cultural Property)

このセンターは、1956年ユネスコ第9回国総会決議にもとづいて文化財の保存および修復の学問的諸問題に関する記録・文書を収集、研究、公報すること、文化財の保存と修復に関する助言および勧告を行なうこと、研究家と技術者の養成ならびに修理工事の水準の向上について援助することーを目的に1959年3月1日に、ローマの中央修復研究所敷地内に設置された機関である。これに加盟している国は、1965年6月現在、オーストリア、ベルギー、イタリア、ポーランド、スペイン、アラブ連合、ユーゴスラビア、インド、フランス、ドイツ連邦共和国など39か国を数えている。財政は、発足当時ユネスコが毎年1万2千ドルを下らない額を補助することになつていたが、現在は1966年までに財政援助を終わる了解のもとに年1万ドルが補助され、加盟国は、毎年ユネスコの分担金の1%をセンター分担金として拠出することとなつている。これまでに、博物館付属研究機関および修理機関の国際名鑑・博物館気候学・古代遺物と美術品の保存ーなどの出版物の刊行、ヌビア遺跡と遺物の保存・南朝鮮の石窟と仏教遺跡の保存ーなどに専門家を派遣して指導を行なう等、活発な事業を展開している。なお日本は、まだ加盟の時期に至っていない。

<参考文献> 「文化財海外事情」の編集にあたり、参考とした文献。

○イギリス関係

- Government and the Arts in Britain, (Dec. 1962)
- The Preservation and Protection of Ancient Monuments and Historic Buildings in Great Britain (Dec. 1962)
- イギリスにおける歴史建造物保護事業(I)関係機関とその事業(桐敷真次郎)  
" (II)地方庁の活動 (〃)

○アメリカ関係

- United States Code 1958 Vol 16 (Concerning National Park Acts), including amendments up to 1962
- National Trust for Historic Preservation, Annual Report Oct. 1962

○イタリア関係

- Legge sulla Tutela delle Cose d'Interesse Artistico o Storico. Legge 1° Giugno 1936, n. 1089  
(芸術的または歴史的財産の保護に関する法律)
- Legge sulla Protezione delle Bellezze Naturali e Panoramiche. Legge 29 Giugno 1939, n. 1497  
(自然美ならびに風光美の保護に関する法律)
- イタリアにおける文化財および自然美の保護(金倉英一)

○フランス関係

- Documentation Administrative sur les Monuments Historiques, sep. 1950  
(史的記念物・法規)
- Documentation Administrative sur les Fouilles Archeologiques. Oct. 1951  
(考古学上の発掘・法規)
- 1939年より1955年に至る文化財保護法と文化財保護事業組織
- フランスの歴史建造物保護事業(ガクース委員会の大蔵省に対する報告より抜すい)
- フランスの文化財保護行政の概観と組織、1957
- フランスの文化財に関する租税制度(1950年まで含む)

○中共関係

- 文物保護管理暫行条例(1961年3月4日公布)

○西独関係・その他

- 主要国の文化財関係の行政機構(国立国会図書館調査立法考査局・昭和36年)
- ユネスコの提唱による「条約・勧告集」(日本ユネスコ国内委員会・昭和38年)
- ユネスコ総会資料、その他関係資料

## II 參考資料

## 1. 都道府県別国指定文化財件数一覧

## (1) 国宝・重要文化財都道府県別指定件数一覧

(昭40. 4. 1)

		宝						重 要 文 化 財						建造物 件数 棟数	総計						
		美術工芸品					建造物 件数 棟数	美術工芸品					建造物 件数 棟数								
		絵画	彫刻	工芸	書跡	考古		絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	計								
北海道	森	2	4	1		2	5	1	1	2	6	1	2	9	3	3	3	6	27		
青岩	手												2	19	12	3	14	13	21	44	
富秋	城田	1		2		2	3	4	5	1	2	6	5	5	1	5	19	9	13	28	
山福	山形	2		1		2	1	1	1	2	2	4	2	30	9	3	48	10	10	58	
茨城	城木	1		1		1	1	1	1	2	3	23	15	2	5	48	14	14	62		
枥群	木馬	4	6			10	6	9	16	8	7	14	9	7	50	35	3	103	16	109	119
埼玉	葉	2		1		1				2	2	2	5	3	8	20	8	10	10	28	
千葉		2	2			1				1	4	5	9	12	3	4	33	11	23	44	
東京	川湯	47	9	1	86	68	8	209	1	1	2	210	339	130	575	507	59	1610	33	51	1643
神奈		7	5		22				2	2	24	81	61	67	85	4	4	298	29	34	327
新潟	山川	5		1		5				5		5	15	10	9	2	2	41	13	23	54
福島	井梨野	3		1		4				6		8	10	21	27	2	68	28	41	96	
山長	山長	2		1		3				5		11	23	9	11		54	12	12	66	
岐阜	岐阜	1		1		5				6		8	13	7	5	2	33	36	37	69	
静岡	岡	5	5		11				5	5	11	32	12	50	26	2	77	22	22	99	
																	122	12	24	134	

		宝						重 要 文 化 財						建造物 件数 棟数	総計					
		美術工芸品					建造物 件数 棟数	美術工芸品					建造物 件数 棟数							
		絵画	彫刻	工芸	書跡	考古		絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	計							
愛媛	重賀	1	4	1	5	3	7	2	2	9	4	36	33	54	64	2	189	51	77	240
滋賀		4	3	20	1	32	22	23	54	95	364	51	59	18	6	128	13	15	141	
京都	阪	45	32	16	84	3	180	46	58	226	442	333	124	664	20	1583	243	397	1826	
大阪	庫	7	3	20	12	3	45	5	8	50	95	96	187	85	19	482	61	87	543	
奈良	良山	9	66	38	12	8	133	60	67	193	73	464	195	168	27	927	222	285	1149	
和歌		9	3	5	10	1	28	7	7	35	66	97	61	47	5	276	57	78	333	
鳥取	根山島口	1		2		1	2	1	1	3	3	17	4	1	5	30	7	9	37	
島根	岡	2	2	9	1	11	7	12	18	8	24	16	30	2	4	76	10	23	66	
広島	山口	1	3	2		6	3	3	9	9	16	24	14	14	4	121	39	51	160	
徳島	香愛高		8	2	1	1	2	2	4	19	14	11	9	4	1	25	3	3	28	
高知	媛知	1	1	1	1	1	9	3	3	12	1	13	35	4	1	54	29	64	83	
福井	岡賀崎本分崎	1		7	2	4	14			14	10	48	29	10	24	121	16	16	137	
佐賀	長熊大宮			1				3	3	3	1	13	4	1	2	20	3	3	23	
鹿児島	島遺			1		1		2	4	3	2	10	9	7	1	23	10	26	33	
										3	21	9	1	1	1	31	17	20	48	
										5	15	5	1	1	5	1	1	1	6	
総計		142	110	245	256	31	784	205	247	989	1538	2296	1947	2016	263	8060	1461	2186	9521	

(昭40. 4. 1)

種別 都道府県別	特別天然記念物										史跡名勝天然記念物										重要民 俗資料
	史	史名	史天	名	名史	名天	天	天史	天名	計	史	史名	史天	名	名史	名天	天	天史	天名	計	
北海道	1						5			6	16			1			25			42	1
青森県	2			1			1			1	7	10	1	2		1	2	4	29	14	2
岩手県				1			4			7	6	4	4	4		1	17	8	45	45	
宮城県	1			1			1			2	4	1	1	1		1	12	21	28	13	
秋田県							2			2	3	15	2	2		1	5	5	18	18	
山形県	3			1			1			3	11	1	1	3		1	19	1	50	40	
福島県	1			1			1			3	18	1	1	3		1	10	13	25	25	
茨城県	3			1			4			4	26	4	9	1		1	19	1	50	50	
栃木県	1			1			4			4	11	9	1	2		1	10	13	22	22	
群馬県	3			1			1			5	34	32	3	2		1	12	6	51	51	
埼玉県	1			1			4			5	3	3	3	2		3	22	1	40	40	
千葉県							1			4	1	13	4	1		1	12	8	32	32	
東京都	1			1			1			2	4	13	3	3		1	15	2	39	39	
神奈川県							1			3	11	11	2	2		1	20	35	34	34	
新潟県	1			1			1			5	16	16	6	1		1	28	1	53	53	
富山県							1			1	25	25	1	1		1	20	15	50	50	
石川県	3			1			1			3	18	18	2	1		1	13	13	37	37	
福井県	1			1			3			3	19	19	9	4		1	8	6	45	45	
長野県	2			3			9			12	37	15	8	2		1	16	8	92	92	
岐阜県	1			1			1			2	39	39	1	2		1	19	2	46	46	
静岡県	7			7			1			1	17	17	8	2		1	16	6	36	36	
愛知県							8			8	59	1	3	2		1	19	19	84	84	

種別 都道府県別	特別天然記念物										史跡名勝天然記念物										重要民 俗資料	
	史	史名	史天	名	名史	名天	天	天史	天名	計	史	史名	史天	名	名史	名天	天	天史	天名	計		
和歌山県	1									1	13			1		1	15			30	1	
鳥取県	1						1			2	12		3	1		1	14			31		
岡山県	1		1	1			1			1	34	3	4	1		1	6	23	1	71	5	
広島県	1						3			2	25		10	4		4	11	12	1	46	3	
徳島県	1			1			1			3	9	1	3	3		4	45	1	81	6		
香川県	4						1			1	1	1	1	2		1	8	8	11	21	2	
愛媛県	1			1			1			3	8	8	2	3		1	12	13	25	25		
高知県	1						1			1	5	5	2	2		1	13	20	1	61	1	
福井県	1						2			6	39		2	2		1	10	22	1	20	1	
佐賀県	1			1			1			2	9		1	1		1	16	16	1	38	30	
長崎県	1			1			1			1	7		3	1		1	14	33	1	50	2	
熊本県	1						3			2	16		3	1		1	16	14	1	31	1	
大分県	1						3			1	25		3	1		1	14	37	1	22	2	
宮崎県	1						4			4	13		3	1		1	33	37	1	37	1	
鹿児島県	1			3			6			6	13		3	1		3	16	14	1	31		
沖縄県	1			2			9			6	2		3	1		3	14	37	1	22		
地域を定め る県	1			3			6			6	9		2		2		3	14	37	1	37	
総計	44	5	1	21	1	2	67			141	746	26	3	147	22	36	798	4	9	1791	65	

口. 都道府県指定文化財件数一覧

(昭40. 3. 31)

都道府県	種別	絵	彫	工	書	考	建	史	名	天然記念物			民俗	無形文化財	その他の	
		画	刻	芸	跡	古	造	物	跡	勝	動物	植物	地鉱	資料	芸能	
北海道	道森手城田	1 3 1 1 12	3 18 24 12 36	0 2 2 1 41	1 20 2 0 12	1 12 0 17 8	10 12 12 13 21	14 0 2 4 2	2 2 2 1 2	1 12 2 10 15	10 1 1 1 0	3 7 1 0 3	1 32 1 0 19	0 0 6 0 1	工作物1、記録選択2 史料3、浮島1	53 138 68 65 192
青森県	青森市	81 7 36 47 0	26 32 58 35 18	113 37 65 58 36	51 9 13 3 2	33 12 1 26 1	18 8 5 6 19	28 16 0 35 0	3 6 0 1 2	48 45 36 35 68	2 2 3 1 1	0 5 13 8 0	0 0 0 0 0	民芸3	414 177 299 258 201	
岩手県	盛岡市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
宮城県	仙台市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
秋田県	秋田市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
福島県	郡山市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
茨城県	水戸市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
栃木県	宇都宮市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
群馬県	前橋市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
埼玉県	さいたま市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
千葉県	千葉市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
東京都	東京	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
神奈川県	横浜市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
新潟県	新潟市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
富山県	富山市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
石川県	金沢市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
福井県	福井市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
長野県	長野市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
岐阜県	岐阜市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
愛知県	名古屋市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
三重県	伊勢市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
滋賀県	大津市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
京都府	京都市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
大阪府	大阪市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
奈良県	奈良市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
和歌県	和歌山市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
鳥取県	鳥取市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
島根県	松江市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
岡山県	岡山市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
広島県	広島市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧跡99 名・天4 選択民俗資料2 無形民俗資料5	417 160 582 168 161
香川県	高松市	17 3 25 17 5	24 28 36 46 19	36 17 36 46 18	15 3 28 1 6	22 5 1 1 6	17 7 30 15 31	88 23 29 13 1	6 2 0 2 2	75 27 66 20 34	3 2 5 0 1	11 9 19 4 5	22 30 31 15 12	1	旧	

ハ. 昭和40年度文化財保護委員会歳出当初予算額事項別表  
(昭40.1.9)

事 項	昭和40年度要求額			前 年 度	比 較
	標 予 算 額	準 新 要 求 額	規 計		
	千円	千円	千円	千円	千円
(組織)文化財保護委員会					
(項)文化財保護委員会	168,851	1,557,314	1,726,165	(933,675)	(792,490)
1 文化財一般行政	168,851	40,764	209,615	933,050	793,115
(1) 人に伴う経費	128,750	9,449	138,199	(187,697)	(21,918)
(2) 事務局運営	6,730	2,506	9,236	186,825	22,790
(3) 保管ファイル等の維持複製	0	1,316	1,316	(1,277)	(39)
(4) 国有文化財修理管理	1,725	0	1,725	(1,673)	(52)
(5) 文化財専門審議会	1,365	152	1,517	(1,348)	(169)
(6) 権限委任に伴う国庫負担	0	3,398	3,398	(2,809)	(589)
(7) 文化財調査指定	2,571	0	2,571	(2,511)	(60)
(8) 記念物指定地域図作成	0	831	831	2,571	0
(9) 文化財特別調査	0	2,432	2,432	(794)	(37)
イ 文化財保護条約実施準備	0	216	216	819	12
ロ 記念物特別調査	0	311	311	(2,360)	(72)
ハ 指定文化財管理調査	0	437	437	2,432	0
ニ 文化財集中地区特別総合調査	0	679	679	(210)	(6)
ホ 明治美術特別調査	0	259	259	(301)	(10)
ヘ 建造物特別調査	0	200	200	(423)	(14)
				(659)	(20)
				679	0
				(251)	(8)
				259	0
				(194)	(6)
				200	0

事 項	昭和40年度要求額			前 年 度	比 較
	標 予 算 額	準 新 要 求 額	規 計		
	千円	千円	千円	千円	千円
ト 無形文化財特別調査	0	330	330	(322)	(8)
(10) 国宝重要文化財等台帳調製	1,284	0	1,284	1,284	0
(11) 埋蔵文化財発掘施行	0	2,168	2,168	2,168	0
(12) 埋蔵文化財届出処理	1,964	0	1,964	1,964	0
(13) 文化財保護補償	100	0	100	100	0
(14) 美術刀剣登録審査及製作承認	91	0	91	91	0
(15) 文化財模写模造	8,042	0	8,042	(9,319)	(△ 1,277)
(16) 文化財修理技術者の充実	920	16	936	920	16
(17) 文化財修理調査報告書	1,187	0	1,187	1,187	0
(18) 文化財普及事業の強化	7,577	0	7,577	7,656	△ 79
(19) 国宝重要文化財等公開	4,542	1,500	6,042	(4,497)	(1,545)
(20) 輸出鑑査証明	889	29	918	889	29
(21) 文化財バトルール制実施	1,114	0	1,114	1,114	0
(22) 戦災等焼失文化財記録作成	0	442	442	(429)	(13)
(23) 埋蔵文化財包蔵地図譜刊行	0	5,800	5,800	(4,839)	(961)
(24) 重要遺跡緊急指定調査	0	4,326	4,326	0	4,326
(25) 米加巡回日本古美術展開催	0	3,931	3,931	(0)	(3,931)
(26) 国宝等の時代別基準作品の設定	0	496	496	0	(496)

事 項	昭和40年度要求額			前 年 度 予 算 額	比 較 増 △ 減 ▾
	標 準 予 算 額	新 要 求 額	計		
	千円	千円	千円	千円	千円
(2) 歴史資料保存調査	0	823	823	(0)	(823)
(2) 指定文化財の実態調査	0	1,149	1,149	(0)	(1,149)
2 国立劇場建設	0	1,516,550	1,516,550	(745,978)	(770,572)
(項)文化財保存事業費	0	1,526,066	1,526,066	(1,345,670)	(180,396)
1 国宝重要文化財等保存修理	0	516,892	516,892	(463,497)	(53,395)
(1) 補助金	0	513,810	513,810	465,351	51,541
イ 建造物	0	427,892	427,892	(460,836)	(52,974)
ロ 宝物	0	38,277	38,277	(394,539)	(33,353)
ハ 記念物	0	34,891	34,891	34,882	3,395
ニ 記念物環境整備	0	10,000	10,000	(31,091)	(3,800)
ホ 民俗資料	0	2,750	2,750	32,587	2,304
(2) 事務費	0	3,082	3,082	(10,000)	0
2 国有文化財建造物保存修理	0	37,217	37,217	(1,100)	(1,650)
イ 工事費	0	36,955	36,955	(35,148)	(2,069)
(イ) 旧江戸城	0	35,955	35,955	(34,126)	(2,829)
(ロ) 緒方洪庵	0	1,000	1,000	(27,062)	(8,893)
(ハ) その他	0	0	0	28,117	7,858
ロ 事務費	0	262	262	(0)	(1,000)
3 国宝重要文化財等防災施設	0	368,446	368,446	(274,374)	(94,072)
イ 補助金	0	366,487	366,487	(273,828)	(92,659)
(イ) 国宝其他防災施設	0	322,436	322,436	(233,777)	(88,659)
				291,501	74,986
				251,450	70,986

事 項	昭和40年度要求額			前 年 度 予 算 額	比 較 増 △ 減 ▾
	標 準 予 算 額	新 要 求 額	計		
	千円	千円	千円	千円	千円
建 造 物	0	152,820	152,820	(114,872)	(37,948)
防災施設	0	152,324	152,324	(114,872)	(37,452)
環境整備	0	496	496	(0)	(496)
宝 物	0	36,783	36,783	(31,072)	(5,711)
防災施設	0	11,895	11,895	(3,792)	(8,103)
保存施設	0	24,888	24,888	(27,280)	(△ 2,392)
(ロ) 記念物	0	94,433	94,433	67,119	(△ 27,314)
防災施設	0	4,960	4,960	(5,339)	(△ 379)
保存施設	0	12,305	12,305	(8,470)	(3,835)
買 上	0	59,218	59,218	(33,664)	(25,554)
保護増殖	0	7,950	7,950	5,709	(2,241)
平城宮跡整備	0	10,000	10,000	(10,000)	(0)
(ハ) 埋蔵文化財	0	31,305	31,305	(18,060)	(13,245)
収 藏 庫	0	4,675	4,675	(15,460)	(△ 10,785)
緊急調査	0	26,630	26,630	(2,600)	(24,030)
(イ) 民俗資料	0	7,095	7,095	(6,450)	(645)
収 藏 庫	0	2,595	2,595	(1,150)	(1,445)
緊急調査	0	4,500	4,500	(5,300)	(△ 800)
(ホ) 収蔵庫建設	0	41,051	41,051	(38,051)	(3,000)
(ハ) 法隆寺管理費	0	3,000	3,000	(2,000)	(1,000)
				2,000	1,000

事 項	昭和40年度要求額				前 年 度	比 較
	標 予 算 額	準 新 規 要 求 額	計	予 算 額		
□ 事務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	0	1,959	1,959	(546)	(1,413)	
4 無形文化財等保存活用	0	50,820	50,820	(44,308)	(6,512)	
(1) 無形文化財保存活用	0	49,738	49,738	(43,258)	(6,480)	
重要無形文化財保存特別助成	0	15,000	15,000	(14,400)	(600)	
重要無形文化財補助	0	9,657	9,657	(6,435)	(3,222)	
文楽協会補助金	0	15,000	15,000	(14,700)	(300)	
技術記録作成	0	2,047	2,047	(1,986)	(61)	
無形文化財資料買上	0	6,111	6,111	(5,737)	(374)	
民俗芸能指定候補緊急調査	0	1,923	1,923	(0)	(1,923)	
(2) 民俗資料保存活用	0	1,082	1,082	(1,050)	(32)	
5 国宝重要文化財等買上	0	100,000	100,000	(100,000)	(0)	
6 平城宮跡買上等	0	452,691	452,691	(428,343)	(24,348)	
(項)国立博物館	290,631	619,817	910,448	(922,940)	(△ 12,492)	
1 人に伴う経費	190,573	21,966	212,539	(198,263)	(14,276)	
2 東京国立博物館	68,986	383,327	452,313	(233,418)	(218,895)	
(1) 事業管理	25,524	11,205	36,729	(25,001)	(11,728)	
(2) 陳列	36,926	3,086	40,012	(35,895)	(4,117)	
イ 普及宣伝	7,775	2,586	10,381	(40,202)	△ 190	
□ 陳列品購入	25,000	0	25,000	(21,149)	(3,851)	
ハ 陳列	2,571	500	3,071	(3,150)	(△ 79)	
				3,248	△ 177	

事 項	昭和40年度要求額				前 年 度	比 較
	標 予 算 額	準 新 規 要 求 額	計	予 算 額		
ニ 陳列品の修理	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1,560	0	1,560	(1,513)	(47)	0
(3) 特別展	0	41,453	41,453	(41,599)	(△ 146)	
イ 日仏文化交流展	0	34,149	34,149	42,885	△ 1,432	
□ 日本文人画展	0	7,304	7,304	42,885	△ 1,432	
(4) 日本古美術巡回展	2,979	0	2,979	(2,889)	(90)	0
(5) 資料収集	1,867	0	1,867	(1,812)	(55)	0
(6) 博物館等特別経費	1,690	1,314	3,004	(1,639)	(1,365)	
(7) 防火対策	0	2,995	2,995	(958)	(2,037)	
(8) 施設設備の充実	0	14,466	14,466	(73,147)	(△ 58,681)	
(9) 東洋館新営	0	308,808	308,808	(50,478)	(258,330)	
3 京都国立図書館	19,891	193,705	213,596	(467,169)	(△ 253,573)	
				471,756	△ 258,160	
(1) 事業管理	2,802	1,629	4,431	(2,775)	(1,656)	
(2) 陳列	16,219	4,194	20,413	(17,485)	(2,928)	
イ 普及宣伝	978	4,180	5,158	(2,132)	(3,026)	
□ 陳列品購入	11,000	0	11,000	2,198	2,960	
(3) 陳列	4,241	14	4,255	(4,683)	(△ 428)	
(4) 特別展	0	2,957	2,957	(4,827)	△ 572	
(5) 資料収集	366	1,000	1,366	(2,868)	(89)	
(6) 博物館等特別経費	504	215	719	(355)	(1,011)	
(7) 施設設備整備	0	407	407	0	(407)	
		5,307	5,307	6,285	(407)	
				6,285	△ 978	

事 項	昭和40年度要求額			前 年 度 予 算 額	比 較 増 △ 減 額
	標 準 予 算 額	新 要 求 額	計		
(8) 陳列館新営等	0	164,243	164,243	(436,605)	(△ 272,362)
(9) 新陳列館内設備整備	0	13,753	13,753	(0)	(13,753)
(10) その他の	0	0	0	(495)	(△ 495)
4 奈良国立博物館	11,181	20,819	32,000	(24,070)	(7,910)
(1) 事業管理	1,824	1,456	3,280	1,792	(1,488)
(2) 陳列	7,925	2,005	9,930	8,346	(1,584)
イ 普及宣伝	1,039	0	1,039	1,666	(△ 627)
ロ 陳列品購入	4,000	2,000	6,000	(3,880)	(2,120)
ハ 陳列	2,886	5	2,891	(2,800)	(91)
(3) 特別展	0	2,808	2,808	2,724	(84)
(4) 資料収集	931	0	931	(903)	(28)
(5) 仏教美術写真資料収集	0	2,400	2,400	(2,328)	(72)
(6) 陳列品の修理	0	1,000	1,000	(0)	(1,000)
(7) 博物館等特別経費	501	399	900	(486)	(414)
(8) 防火対策	0	1,212	1,212	546	(682)
(9) 施設設備整備	0	7,539	7,539	(6,690)	(849)
(10) 陳列館新営調査等	0	2,000	2,000	(291)	(1,709)
(項) 国立文化財研究所	86,186	81,766	167,952	(143,140)	(24,812)
1 人に伴う経費	67,106	14,732	81,838	(70,828)	(11,010)
2 東京国立文化財研究所	12,644	6,828	19,472	(14,920)	(4,552)
(1) 事業管理	298	850	1,148	(295)	(853)

事 項	昭和40年度要求額			前 年 度 予 算 額	比 較 増 △ 減 額
	標 準 予 算 額	新 要 求 額	計		
(2) 一般研究費	12,346	1,322	13,668	(11,997)	(1,671)
(3) 受託研究	0	970	970	(970)	0
(4) 施設設備充実	0	3,686	3,686	(1,658)	(2,028)
3 奈良国立文化財研究所	6,436	60,206	66,642	57,392	(9,250)
(1) 事業管理	853	862	1,715	853	862
(2) 一般研究費	5,583	1,688	7,271	(5,420)	(1,851)
(3) 平城宮跡発掘調査	0	57,143	57,143	(50,557)	(6,586)
(4) 施設設備充実	0	513	513	(579)	(△ 66)
(組織)文化財保護委員会計	545,668	3,784,963	4,330,631	(3,345,425)	(985,206)
				3,385,106	945,525

## 二、昭和39年度国庫補助事業経費負担区分表

(単位 千円)

区 分	補 助 事 業 者	国 庫 補 助 金	県 費	市 町 費	そ の 他	計
保存修理事業	県	30,090	56,090			86,180
	市 町 村	40,043	6,567	28,910		75,520
	法 人(社寺等)	365,656	28,861	16,789	86,842	498,148
	個 人	28,022	3,744	3,050	4,132	38,948
	計	463,811	95,262	48,749	90,974	698,796
防災施設事業	県	35,274	35,542			70,816
	市 町 村	59,254	14,937	34,733		108,924
	法 人(社寺等)	173,164	23,098	13,389	78,512	288,163
	個 人	3,016	1,310	220	264	4,810
	計	270,708	74,887	48,342	78,776	472,713
無形文化財	県	2,224	3,947			6,171
	市 町 村	250	75	175		500
	法 人	16,854	8,341	7,761	95,190	128,146
	個 人	1,741	1,830	300	1,535	5,406
	計	21,069	14,193	8,236	96,725	140,223

	県	67,588	95,579			163,167
計	市町村	99,547	21,579	63,818		184,944
	法人(社寺等)	555,674	60,300	37,939	260,544	914,457
	個人	32,779	6,884	3,570	5,931	49,164
	計	755,588	184,342	105,327	266,475	1,311,732

#### 木. 国宝・重要文化財等の指定基準

- 国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

(昭和26年5月10日)  
(文化財保護委員会告示第2号)

[沿革] 昭和29年12月25日文化財保護委員会告示第57号、30年5月25日第29号  
改正

#### 国宝及び重要文化財指定基準

##### 絵画、彫刻の部

###### 重要文化財

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で、わが国の文化史上貴重なもの
- 2 わが国の絵画彫刻史上、特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派あるいは地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品でわが国の文化にとって特に意義のあるもの

##### 国 宝

重要文化財のうち製作がきわめてすぐれ、且つ、文化史的意義の特に深いもの

##### 書跡、典籍、古文書の部

###### 重要文化財

- 1 書跡類は写経、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等の中から書道史の代表と認められるもの、又は史料的に価値の高いもの
- 2 典籍類は、写本類では、和書、漢籍、著述稿本、聖教等に分かち、その原本又は優秀な古写本、あるいは系統的・歴史的にまとまつて重要なもの。版本類は和漢古刻史の代表であつてまれな遺品とし、一切経のごときは宋元版等であつて全蔵又は残欠の少ないもの

3 古文書類は歴史上重要と認められるもの、及び相当数まとまつて史料価値の高いもの。日記記録類は学術上価値の高いものの原本、又はこれに準ずるもの

4 西域出土本、洋書類は稀覯にして学術的価値の高いもの

##### 国 宝

重要文化財のうち特に学術的価値が高いもの、又は特に美術的に優秀なもの

##### 工芸の部

###### 重要文化財

- 1 各時代の遺品中、製作が特に優秀なもの
- 2 わが国の工芸史上あるいは文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品でわが国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

##### 国 宝

重要文化財のうち製作がきわめてすぐれ、且つ、文化史的意義の特に深いもの

##### 考古の部

###### 重要文化財

- 1 石器、土器、骨角牙器、木製品、玉類、土偶、土版等の石器時代遺物で特に学術的価値の高いもの
- 2 銅鐸、銅劍、銅鉢等を始め、金石併用期時代の遺物と認められる学術的に貴重な資料
- 3 古墳及びその他の遺跡の出土品、又は特異な伝世品で、学術的価値の高いもの
- 4 古墳以後の制にかかる墳墓、飛鳥奈良朝以後の寺跡、経塚等の出土品で、学術的に貴重な資料となるもの
- 5 右のほか宗教、教育、学芸、産業、政治、軍事、生活等の遺跡の出土品又は遺物で、歴史的意義深く学術資料として重要なものの、又は製作上価値の高いもの

##### 国 宝

重要文化財のうち更に学術的価値が高く代表的なもの  
建造物の部  
重要文化財  
建築(塔、社殿、宮殿、城廓、書院、茶室、民家、その他)、橋梁等の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇、墓、碑等で建築的技法になるもののうち  
1 意匠的に優秀なもの  
2 技術的に優秀なもの  
3 歴史的価値の高いもの  
4 流派的あるいは、地方的特色において顕著なもの  
但し、室町時代以降のものについては、特に代表的又は特殊的なもの

## 国 宝

重要文化財のうちきわめて優秀で且つ、文化史的意義の特に深いもの  
一部改正[昭和30年文保委告示29号]

## 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

## 史 跡

左に掲げるもののうちわが国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 1 貝塚、遺物包含地、住居跡(竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等)、古墳、神籠石その他この類の遺跡
- 2 都城跡、宮跡、太宰府跡、国郡庁跡、城跡、防柵、古戦場その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 聖廟、藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- 5 薬園跡、慈善施設、その他社会事業に関する遺跡
- 6 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- 7 墳墓並びに碑
- 8 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒のある地域の類

## 9 外国及び外国人に関する遺跡

## 特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

## 名 勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、藝術的あるいは学術的価値の高いもの

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、綠樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、渓流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

## 特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

## 天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

## 1 動物

- (1) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (2) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (4) 日本に特有な畜養動物

- (5) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (6) 特に貴重な動物の標本

## 2 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (10) 著しい植物分布の限界地
- (11) 著しい栽培植物の自生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

## 3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衝上しゆうきょく
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈殿物
- (9) 風化及び侵蝕に関する現象
- (10) 硫氣孔及び火山活動によるもの
- (11) 氷雪霜の営力による現象
- (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

## 4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区域） 特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

### ○重要無形文化財の指定及び保持者の認定の基準

(昭和29年12月25日)  
(文化財保護委員会告示第55号)

#### 第1 重要無形文化財の指定基準

##### 〔芸能関係〕

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの。
  - (1) 芸術上特に価値の高いもの
  - (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
  - (3) 芸術上価値が高く又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの。
- 3 前2項の芸能又は技法を成立させる上に欠くことのできない重要な技能又は技術で次の各号の一に該当するものは、当該芸能又は技法の一部として、又はそれらとともに指定することができる。
  - (1) 当該芸能又は技法の表現に伴う技能で優秀なもの
  - (2) 当該芸能又は技法の表現に欠くことのできない用具等の製作、修理等の技術で優秀なもの

##### 〔工芸技術関係〕

- 1 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの。
  - (1) 芸術上特に価値の高いもの
  - (2) 芸術に資する技術として特に貴重なもの
  - (3) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
  - (4) 芸術上価値が高く、芸術に資する技術として貴重であり又は工芸史上重要な地位を占めるもので、かつ、地方的特色が顕著なもの
- 2 有形文化財の修理、模写、模造等の技術又は規矩術等の建築術その他美術に関する技術で特に価値の高いもの。

## 第2 重要無形文化財の保持者の認定基準

## 〔芸能関係〕

- 1 重要無形文化財に指定される芸能、芸能の技法又は技能若しくは技術（重要無形文化財の指定基準〔芸能関係〕第3項の技能又は技術をいう。以下同じ。）を高度に体現できる者（2人以上の者が一体となって芸能、芸能の技法又は技能若しくは技術を高度に体現する場合には、これらの者を一体として保持者に認定することができる。）
- 2 重要無形文化財に指定される芸能、芸能の技法又は技能若しくは技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 3 重要無形文化財に指定される芸能の性格上保持者とすべき者の保持する無形文化財に個人的特色が薄く、かつ、保持者とすべき者が多数である場合には、それらの者の代表者を保持者（代表者）として認定することができる。

## 〔工芸技術関係〕

- 1 重要無形文化財に指定される工芸技術又は技術（重要無形文化財の指定基準〔工芸技術関係〕第2項の技術をいう。以下同じ。）を高度に体得している者
- 2 重要無形文化財に指定される工芸技術又は技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 3 重要無形文化財に指定される工芸技術又は技術の性格上保持者とすべき者の保持する無形文化財に個人的特色が薄く、かつ、保持者とすべき者が多数である場合には、それらの者の代表者を保持者（代表者）として認定することができる。

## 文化財保護の現状

昭和40年11月1日発行

発行兼編集 文化財保護委員会

印刷所 第一法規出版株式会社

東京都港区芝平町31番地  
電話(501)3431(代)・振替東京133197